

令和5年度横浜市税制調査会答申

－令和6年度以降の横浜みどり税の取扱いについて－

令和5年10月31日

横浜市税制調査会

目次

はじめに	1
第1章 横浜みどりアップ計画における横浜みどり税の位置付け	3
第1節 横浜みどりアップ計画と横浜みどり税の関連	3
1 横浜市における横浜みどりアップ計画の位置付け	3
2 横浜みどりアップ計画と横浜みどり税の関係～横浜みどり税充当事業	3
3 横浜みどり税の用途を限定する必要性	4
4 横浜市みどり基金の機能と役割	5
第2節 横浜みどりアップ計画の全体像と財源構成	5
1 横浜みどりアップ計画の3つの「柱」と横浜みどり税収の配分状況	6
2 横浜みどりアップ計画における事業費の考え方	7
3 「柱」ごとの財源構成	7
4 「みどり基金」の意義と基金残高	8
5 「みどり特会」の構造と公債費	8
第3節 横浜みどりアップ計画と横浜みどり税の評価・検証の枠組み	9
第2章 「みどりの取組」の実績と次期計画原案のチェック	10
第1節 「みどりの取組」の実績検証と次期計画原案の評価	10
1 これまでの「みどりの取組」の実績の検証	10
2 緑地保全制度指定・市による買取りにおける課題	13
第3章 横浜みどり税を継続（第4期）することの是非（令和6年度～）	16
第1節 第4期の横浜みどり税に向けた課税制度の確認	16
1 市民税均等割への超過課税	16
2 独自課税としての時限制度	16
3 必要税収の規模と税率水準	17
4 固定資産税等の軽減措置	17
第2節 横浜みどり税、森林環境税及び水源環境保全税の違い	19
1 課税の趣旨・目的による違い	19
2 税収の用途による違い	21
3 本調査会における整理	22
第3節 まとめ	23
おわりに	24

はじめに

横浜市税制調査会は、横浜市の課税自主権の活用上の諸課題について、幅広く調査・審議を行う附属機関である。例年、地方のさまざまな税目を取り上げ、現状と課題の検証、さらには解決策の提案等を行ってきた。

本年度の主たる審議事項は「横浜みどり税」となった。というのは、現行の横浜みどり税が、令和5年度末をもって5か年の課税期間の終了を迎えるからである。

この期間終了に向けて令和4年8月、横浜市長より本調査会に対して「横浜市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等について意見を求める」との諮問がなされた。この諮問を受けて本調査会は、以下のように活発な意見交換に基づく審議を繰り返し、この答申を取りまとめるに至った。

すなわち、令和4年11月に「これからの緑の取組 [2024-2028] (素案)」の検証を行い、本年8月からは現行横浜みどりアップ計画の4か年の振り返り、横浜市の財政状況・行財政改革の確認、次期横浜みどりアップ計画の原案に相当する「これからの緑の取組 [2024-2028] (原案)」の検証といった作業を丹念に繰り返したのである。

手前味噌にはなるが、他自治体の独自課税をみても、課税期間の更新に際して、かくも丁寧な検証と真摯な審議を行っている例は少ないようであり、横浜市及び本調査会の取組は、納税者である横浜市民に対しても、誠実な対応を行っているといつて良いのではないだろうか。

なお、本年度の審議は、横浜みどり税を充当する事業を中心に据えた。横浜みどり税の税収を使って行われる事業は、横浜みどりアップ計画の一部であり、当然のことながら横浜みどりアップという「全体計画」のあり方によって充当事業も影響を受ける。

したがって本調査会は、これまでも横浜みどりアップ計画の全体に強い関心を寄せ、できる限り子細なチェックは行ってきた。ただし本年度は、市が横浜みどりアップ計画について、例年にも増して精力的な見直し作業を行ったため、横浜みどり税収を充てない事業については、市によるチェックに判断を委ねる形としたのである。税制調査会は、税に関わる部分にエネルギーを集中し、その分だけより深い審議を行うことができた。

その審議の詳細は、以下の本文にてぜひご高覧いただきたいが、本答申では、税収を充当する事業そのものの説明は必要最小限にとどめた。なぜならば、事業の詳細は、横浜市公式ホームページなどで公表されている「これからの緑の取組 [2024-2028] (原案)」を読めばすべて書かれており、それで事足りるからである。したがって本答申は、本調査会が検討すべき重要な事項と判断した部分に集中することができた。しかもわかりやすい詳述に努めたので、ご熟読いただければ幸いである。

本答申の構成は、3章立てであり、具体的なタイトルは以下のとおりである。

- | | |
|-----|-------------------------------|
| 第1章 | 横浜みどりアップ計画における横浜みどり税の位置付け |
| 第2章 | 「みどりの取組」の実績と次期計画原案のチェック |
| 第3章 | 横浜みどり税を継続（第4期）することの是非（令和6年度～） |

令和5年10月

横浜市税制調査会
座長 青木 宗明
委員 上村 雄彦
委員 柏木 恵
委員 川端 康之
委員 柴 由花
委員 望月 正光

第1章 横浜みどりアップ計画における横浜みどり税の位置付け

第1節 横浜みどりアップ計画と横浜みどり税の関連

答申の冒頭で、まずは本調査会が審議を行う前提の制度について再確認をしておこう。すなわち、横浜市における「緑の取組」のベースとなる横浜みどりアップ計画と横浜みどり税がどのような関係にあるのかという点である。より具体的にいえば、同計画に含まれる諸事業に対して、どのような形で横浜みどり税の税収が充当されているのかという状況の再確認である。

令和6年度以降の横浜みどり税を考える出発点として、本調査会はまずこの点を慎重に確認した。

1 横浜市における横浜みどりアップ計画の位置付け

みどりを「守り」「つくり」「育てる」取組は、本来は、長期間、継続的な視点に基づいて行うべき施策である。

平成21年度から開始した第1期の横浜みどりアップ計画（正式名称は「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」。以下「第1期計画」という。）は、上位計画にあたる「横浜市水と緑の基本計画（平成18年度策定の計画期間20年間の長期計画）」の目標年次である令和7年度を見通しつつ、重要な財源となる横浜みどり税の期間（平成21年度から5か年）とも重なる、5か年の事業計画として取りまとめられたものである。その後、平成25年度、平成30年度にそれぞれ5年間の延長がなされ、今日に至っている。

横浜みどりアップ計画により実施する事業は、その時々市の全体計画の中にも位置付けられている。最新の中期計画である「横浜市中期計画2022～2025」においても、9つの戦略の1つとして「花・緑・農・水の豊かな魅力あふれるガーデンシティ横浜の実現」が謳われ、政策として「自然豊かな都市環境の充実」等が掲げられている。

このように、横浜みどりアップ計画は、土台となる長期的な計画における5か年分の実行計画としての面を有するとともに、全市的な中期計画とも整合がとられており、長期的にも中期的にも横浜市の重要な政策として位置付けられているのである。

2 横浜みどりアップ計画と横浜みどり税の関係～横浜みどり税充当事業

横浜みどりアップ計画は「民有地の緑の保全・創造を中心としており、樹林地の施策としては、緑地保全制度による指定を大幅に拡大し、継続保有のための支援をし、相続等やむを得ない場合には買取りを図る」ことを示した計画である（注1）。横浜市は首都圏に立地する大都市であるため、大都市に特有の土地開発から樹林地を守らなければ、市内の緑が失われてしまうという危機感から策定されたものである。

緑の保全・創造のためには、横浜みどりアップ計画のみで取り組むので

はなく、関連施策と連携した総合的な取組が必要であり、具体的には、安定的な財源確保のための横浜みどり税をはじめ、誘導手法としての各種税制やインセンティブ制度の活用、規制手法による緑化の義務付けや緑地保全、企業の力を活かす共創の取組、緑の保全・創造に不可欠な市民協働の仕組み等、様々な施策を活用して取り組むこととしている。

これら様々な施策のうち、とりわけ重要なのが横浜みどり税である。横浜みどりアップ計画の事業の中には、例えば民有樹林地の買取規模を拡大するといった、他の自治体では行わないような内容もしくは規模の事業、つまり標準税率で課す法定税の税込では事業費を十分にまかなえない規模や内容の事業を含んでいる。このような大胆な事業を行わなければ、都市化が進む横浜市で市内の緑を守ることなどおよそ不可能だからである。

そこで、横浜みどりアップ計画の中で、法定税の標準税率による課税とは別に市民に負担をいただいてでもやらなければならない事業（みどり税充当事業）と、そうではない事業を明確に区分し、みどり税充当事業の実施のために、横浜みどり税という特別な財源を確保しようとしたのである。

そして、複数年の議論の末、導入されたのが横浜みどり税なのである。したがって、横浜みどりアップ計画に定める事業を横浜みどり税なしに実施することは到底不可能なのであって、横浜みどりアップ計画と横浜みどり税は切っても切れない関係ということである。

このように、横浜みどり税は大都市に特有の土地開発から樹林地を守るための課税制度なのであるが、その用途を具体的に検討するにあたっては、次の点に留意して考える必要がある。すなわち、市民に広く追加的な負担を求める以上、最終的に市民の共有財産になるものに使われるのが相応しいのであり、個人の所得保障や特定産業の個別支援につながるものは、税の趣旨から市民の理解が得られにくいのではないかということである。そうした観点から、横浜みどり税を充当して実施する事業（みどり税充当事業）を選定するわけである。

3 横浜みどり税の用途を限定する必要性

横浜みどり税は、前述のとおり、市内の緑の保全・創造を実現するためには、法定税の標準税率による税込では事業費を十分にまかなえないため、市民税均等割への超過課税によって、多くの市民に広く薄く負担を求めたものである（注2）。この点については、第3章において、税制度の観点から詳述する。

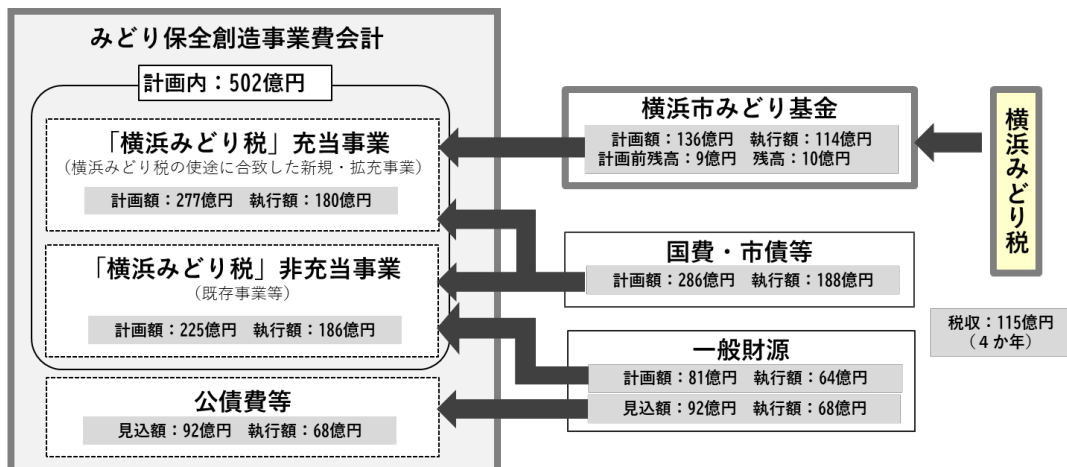
横浜みどり税は、課税方式として市民税の超過課税を採用しているため、法的には目的税ではなく普通税である。しかし、特定の施策のための財源として市民に追加的な負担を求めるものであることからすれば、事実上、目的税的性格を有する税として、他の施策の財源とは明確に区分して管理されるべきであることは当然である。

4 横浜市みどり基金の機能と役割

横浜市みどり基金（以下「みどり基金」という。）は、横浜みどり税の税収の用途を限定するための器としての機能、及び事業費や国費の年度ごとの変動に対応するための機能を有している。

みどり基金は、横浜みどり税の導入に際し、区分経理を徹底するため、新たに設置したものである。市民税（個人・法人）の税収のうち、横浜みどり税に係る収納額に相当する額の全額をみどり基金に積み立てるとともに（横浜みどり税条例第4条、横浜市みどり基金条例第2条）、「横浜みどりアップ計画」全体を対象とする特別会計として「横浜市みどり保全創造事業費会計」（横浜市特別会計設置条例第1条第18号。以下「みどり特会」という。）を設置し、事業実施の財源としてみどり基金からみどり特会に繰り入れる形にしているのである（横浜市みどり基金条例第1条及び第5条）。

【図1】みどり基金を中心とした財源の流れ



※ 端数処理により合計値は一致しないことがある。金額は現行計画（5か年計画額）と4か年執行額を示す。

このように、横浜みどり税が横浜みどりアップ計画に定める事業以外に流用されることがないように、制度上、完全に区分経理される仕組みになっているのである。さらに、樹林地買取等の事業費の増減や国費の認証額の増減に対応するための積立金としての役割も同時に果たしているのである。

第2節 横浜みどりアップ計画の全体像と財源構成

税財政を専門とする本調査会が次に確認すべきことは、横浜みどり税の税収を用いて行われる事業に対して、税収が適正な割合で配分されているかどうかである。なぜ「配分」という言葉を用いるのかといえば、横浜みどり税が充当される事業は大別して3つに区分されており、この3区分に対して本調査会は、

横浜みどり税の創設当初から優先順位を付してきたからである。

1 横浜みどりアップ計画の3つの「柱」と横浜みどり税収の配分状況

横浜みどりアップ計画は、現行の横浜みどりアップ計画（正式名称は「横浜みどりアップ計画[2019-2023]」。以下「現行計画」という。）が第3期目であり、第1期計画から現行計画まで、3つの取組の「柱」については基本的に継続しているものである。

現行計画における取組の「柱1」は「市民とともに次世代につなぐ森を育む」、つまり緑地保全制度による指定・市による買取りや、樹林地の維持管理の取組である。特に樹林地の買取りは、残された緑を市民共有の財産にしていくものであり（注3）、この「柱1」こそ横浜みどりアップ計画の根幹であり、横浜みどり税にとっても根幹となる使途である。

取組の「柱2」は「市民が身近に農を感じる場をつくる」、つまり農景観の保全と農とふれあう場づくりである。「柱2」の各事業については、農家の生業支援との線引きの難しさから、本調査会としては一定の意義は認めつつも、これまで一步引いた立場をとっているものである。

取組の「柱3」は「市民が実感できる緑や花をつくる」、つまりまちなかでの緑の創出・育成等である。この「柱3」については、第3期までは期を追うごとに横浜みどり税の充当割合が高まってきたことから、本調査会としては懸念していたところであった。

【表1】横浜みどりアップ計画の各期における「3つの柱」の構成比の推移

	第1期 2009-2013	第2期 2014-2018	第3期 2019-2023	原案 2024-2028
柱1	47,388 81.4%	36,639 75.6%	36,747 73.2%	30,250 72.9%
柱2	5,366 9.2%	3,985 8.2%	4,067 8.1%	3,422 8.3%
柱3	5,457 9.4%	7,784 16.1%	9,320 18.6%	7,722 18.6%
広報	0 0.0%	80 0.2%	80 0.2%	80 0.2%
合計	58,211	48,488	50,214	41,474

	第1期 2009-2013	第2期 2014-2018	第3期 2019-2023	原案 2024-2028
柱1	7,273 69.1%	6,719 51.6%	7,181 52.8%	8,564 60.4%
柱2	1,148 10.9%	1,661 12.8%	1,283 9.4%	1,040 7.3%
柱3	2,101 20.0%	4,639 35.6%	5,128 37.7%	4,582 32.3%
広報	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合計	10,522	13,019	13,592	14,186

※ 原案の事業費は見込額である。

※ 第1期計画額は、当初計画額から欠損法人課税免除の延長による減収額を差し引いた額

2 横浜みどりアップ計画における事業費の考え方

横浜みどりアップ計画における事業費は、他の一般的な事業と同様、必要な施策を積み上げて算定している。ただし、横浜みどりアップ計画においては、財源の一部に横浜みどり税という、この計画の実施のための特別な財源を活用する点が、他の一般的な事業と異なる。

そのため、本章第1節で述べたとおり、横浜みどり税の課税目的に照らし、充実に適するか否かを峻別した上で、一般的な事業以上に個別事業ごとに精緻に財源構成を考える必要があるといえよう。

なお、事業を構想する際は、施策と財源を同時に検討することが通常であろう。しかし、横浜みどりアップ計画においては、まず事業局が必要と考える施策及び事業量を積算し、その上で国費（国庫補助金）が活用できる事業は国費を財源として計上し、その後に樹林地買取等、市債が活用できる事業については極力市債を活用、その残りのうち一般財源を充当してなお不足する財源を横浜みどり税でまかなうこととしているのである。この横浜みどり税でまかなう事業とは、横浜みどり税の課税の根拠に照らして充実に適する事業、いわゆる「みどり税充当事業」である。

3 「柱」ごとの財源構成

横浜みどりアップ計画の財源構成は、全体としては前述のとおり国費、市債、一般財源及び横浜みどり税である。このうち、国費及び市債を財源として活用できる事業は、概ね土地の買取りや施設整備を伴う事業である。

現行計画における国費・市債の活用状況としては、計画ベースで「柱1」の樹林地の買取りは5か年事業費約327億円中、国費・市債をあわせて約257億円、「柱2」の農園付公園の開設は5か年事業費約22億円のうち、国費・市債が約15億円、「柱3」の公有地化によるシンボリックな緑の創出・育成は5か年事業費約17億円のうち、国費・市債は約13億円が計上されており、それぞれの事業の残りの必要額を一般財源及び横浜みどり税でまかなうこととしていた。国費・市債を活用しないその他の事業は、当然ながら一般財源及び横浜みどり税を財源とするものである。

「これからの緑の取組[2024-2028]」（原案）（以下「次期計画原案」という。）においては、「柱1」の樹林地の買取りが5か年事業費約251億円のうち、国費・市債をあわせて約193億円、「柱2」の農園付公園の整備が5か年事業費市債を約12億円、「柱3」の公有地化によるシンボリックな緑の創出・育成に国費・市債あわせて約6億円を計上している。

なお、次期計画原案においては、「柱2」の農園付公園の整備と「柱3」の公有地化によるシンボリックな緑の創出・育成は次期計画期間においては新規の用地取得を抑制し、既取得分の整備に注力することである。

4 「みどり基金」の意義と基金残高

「みどり基金」は、前述のとおり、横浜みどり税による税収を横浜みどりアップ計画のみに使われることをしっかり担保するため、この税収を管理する基金として設置したものである。これにより、他の一般財源から明確に分離することが可能となっている。

樹林地の買取りは、土地所有者に相続が生じる等、不測の事態に対応するものであり、買入申出がなされる時期を正確に予測することは困難である。そのため、前述のように、みどり基金により年度間の財源調整も行うことで、いつ買入申出が行われても機動的に対応できるようにしているのである。

みどり基金の残高については、横浜みどりアップ計画の最終年度は概ね9億円程度となっている。9億円の残高を多いとみるか少ないとみるかは評価が難しいところであるが、機動的な買取対応のための一定程度の残高を保有すべきという観点からは妥当な水準といえよう。

なお、本調査会の平成25年度の答申において、課税期間終了後の基金の取扱いについて言及している。その内容は、たとえ課税期間が終了したとしても、基金に残った額は、引き続き根幹的な用途である特別緑地保全地区等の買取りの財源として活用する必要があることから、課税の期間と基金の存続期間は一致しないというものである。また、横浜みどり税の根幹的な用途は樹林地保全であり、今後の買入申出に向けて将来推計から見た合理的な範囲で基金を充実させておくことが課税目的に沿うといえる。そうしたことから、納税義務者の増や景気動向等による税収の上振れ分等により基金に当初見込みに比して多く積まれた場合には、他の事業に流用するのではなく、特別緑地保全地区等の買取りの備えとして、保有すべきであることを、この際、付言しておく。

5 「みどり特会」の構造と公債費

「みどり特会」は、前述のとおり、横浜みどりアップ計画全体を管理する特別会計である。

横浜みどり税の用途を明確にするためには、横浜みどり税を充当して実施する事業のみならず、横浜みどりアップ計画全体について、その内容や進捗状況を他の施策と分離して明らかにしていく必要がある。そこで、横浜みどり税非充当事業を含めた横浜みどりアップ計画全体を対象とする特別会計により、横浜みどり税の用途を明確にしているのである。

みどり特会の歳出は、主に横浜みどりアップ計画の各事業及び公債費であり、歳入は主に横浜市「みどり基金」繰入金、一般会計繰入金、国庫支出金及び市債である。

事業局の説明によれば、現行計画における「みどり特会」で対応する公債費の償還は、5年間で約92億円を見込んでおり、その全額を一般財源で対応している（前掲・【図1】参照）。樹林地の買取りによる保全は将来世代

にわたって受益が及ぶものであり、市債を財源として活用することで世代間の負担の平準化を図ること自体は理解できるところであるが、計画の着実な進捗により、当然に買取りの財源として活用した市債の残高は増加する。

現在の横浜みどりアップ計画は、事業の実施に着目した計画となっており、公債費については横浜みどりアップ計画の中では管理しておらず、「みどり特会」の中で管理をしている。

「みどり特会」で対応する公債費は、樹林地の買取り等、横浜みどり税の用途と一致する事業に起因するものである。将来的には、みどり税充当事業の実施に伴い生じた公債費の取扱いについても、検討する必要があるだろう。

第3節 横浜みどりアップ計画と横浜みどり税の評価・検証の枠組み

前述のとおり、横浜みどり税は市民税均等割の超過課税であり、市民に幅広く特別な負担を求めるものである以上、横浜みどり税の税収の用途や充当事業の効果等は、通常の事業以上に、透明かつ明確な形で一般に公開され、それによって市民が超過課税に関心を持ち、意見を述べられる市民参画の機会が必要である（注5）。

こうした考え方の下で、平成21年度に「横浜みどりアップ計画市民推進会議」が設置され、平成24年度からは本調査会と同様の条例設置の附属機関として活動している。会議の委員は、学識経験者のほか、関係団体、町内会・自治会代表、公募市民の計16名により構成されており、活動内容は横浜みどりアップ計画の評価及び意見・提案、市民への情報提供等である。委員の選任にあたっては、学識経験者のほかは各期ごとに委員を入れ替えており、馴れ合いを排除した透明性のある運営を行っている。

市民推進会議の活動は、単に市の報告を聞き、意見を述べるだけではなく、事業が行われている現場に委員自ら赴き、実際に体験した上で検証を行うものである。活動回数は、分科会も含めると現行計画期間で41回にも上り、活発に活動していると評価できよう。

本調査会が税財政の専門家の見地から横浜みどり税の税収の管理や用途、実績等をチェックする役割を担っているに対して、市民推進会議は市民の立場から、みどり税非充当事業を含む横浜みどりアップ計画全体の事業執行をチェックする役割を担っている。他の自治体における超過課税の運用において、このような多面的な枠組みでチェックしている例は極めて稀である。

事業局においては、それぞれの附属機関からの意見・提案を踏まえて、市の施策をより実効性のあるものとすべく、不断の見直しをすることを期待したい。

第2章 「みどりの取組」の実績と次期計画原案のチェック

横浜みどりアップ計画による取組は、事柄の性質上、第1期計画から現行計画に至るまで、そのほとんどの事業は継続的なものであり、特に第2期に取組が整理されてからは、「柱」ごとの事業費割合に変化はありつつも、取組内容には大きな変更はされていない。

今回の次期計画原案の検証にあたっては、事業局からすべてのみどり税充当事業について、個票を用いて説明を受けており、それらの内容について概ね妥当なものであることを確認している。

本調査会としては、今後も樹林地買取等、緑の保全・創出に対応するための安定的な財源が必要であり、次期計画原案の内容に基本的に異議はないところであるが、審議の過程で特に注意深く審議した部分や、今後の長期的な課題について述べることとする。

なお、以下に述べる事業以外のみどり税充当事業の具体的な内容は、次期計画原案及び本調査会における事業局の説明資料に詳しいため、その説明は割愛する。必要に応じて資料を参照されたい。

第1節 「みどりの取組」の実績検証と次期計画原案の評価

繰り返しになるが、横浜みどりアップ計画の根幹となる事業は、樹林地の確実な保全の推進、つまり、緑地保全制度による指定の拡大及び市による樹林地の買取りである。この事業の成果は、すなわち横浜みどり税の成果といっても過言ではない。

そのため、本調査会における次期計画原案の審議においては、緑地保全制度による指定及び市による買取りについて、もっとも多くの時間を割いて審議を行ったのである。以下、詳述していく。

1 これまでの「みどりの取組」の実績の検証

1-(1) 緑地保全制度の指定実績

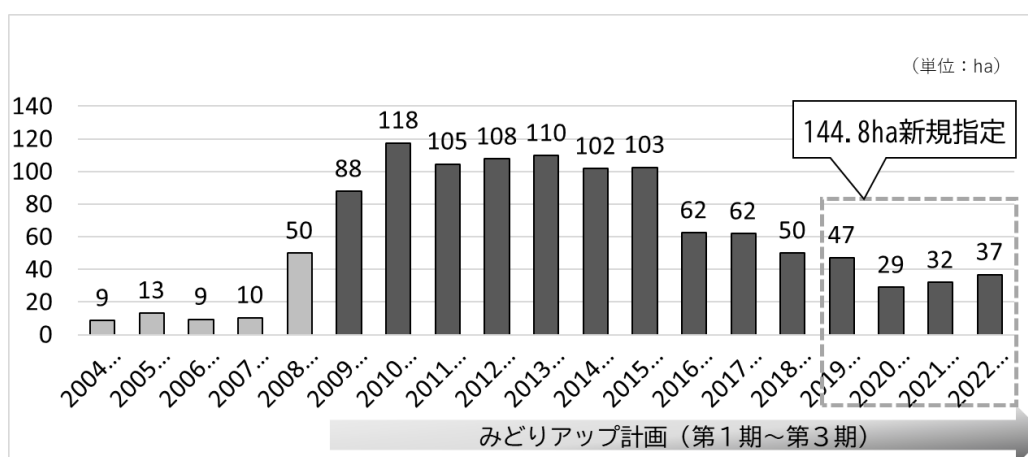
これまで本調査会で述べてきたことであるが、樹林地の保全イコール市による買取りではない。市による買取りはあくまでも最終手段であり、まずは現在の土地所有者に樹林地を保有し続けてもらうことが最善であることはいままでもない(注6)。

そこでまず、「柱1」の重要な指標である緑地保全制度による新規指定等の面積推移(【表2】参照)について確認した。

新規指定等の面積は、現行計画期間のうち4か年で144.8ヘクタールであった。また、第1期横浜みどりアップ計画のスタートからの累計では1,050.4ヘクタールとなり、確実に指定面積が増加していることが確認できる。

なお、単年度の指定実績については、第2期の3か年度目から漸減傾向が続いている。これは、これまでの指定推進により大規模な未指定樹林地が減少したことから、1か所あたりの指定面積が小規模化したためである。なお、現行計画においては、緑の10大拠点内の樹林地や、市街化区域内の身近なまとまりのある樹林地の指定を重点的に進めたということである。

【表2】緑地保全制度による新規指定面積の推移



緑地保全の指定が進むことで、大規模な未指定樹林地が減少し、1か所あたりの指定面積が小規模化していくことは、事柄の性質上、予定されたこととあってよい。樹林地の保全が確実に進捗していることの裏返しといえよう。

なお、横浜市の緑被率調査結果（令和元（2019）年）によれば、平成26年から令和元年にかけて緑地が417ヘクタール減少し、そのうち102ヘクタールが樹林地であったとされている。緑地の減少要因としては、戸建住宅や集合住宅の建設が102.2ヘクタールであり、依然として宅地開発による市内の緑の減少が続いているといえる。緑地保全制度による指定が一定程度進捗している現在にあっても、取組の継続が求められる所以である。

1-(2) 指定済樹林地の市による買取面積の推移

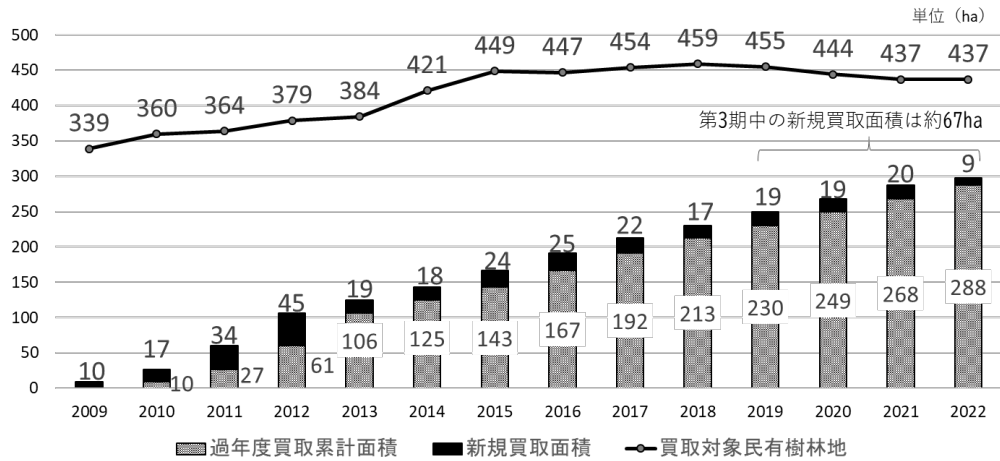
次に、指定済樹林地の市による買取りの面積の推移を確認する（【表3】参照）。

現行計画の計画期間中（4年間）の新規買取面積の合計は67ヘクタールとなっている（第1期からの累計では約297ヘクタール）。第1期から平均すると、毎年度約20ヘクタール程度の樹林地について買取りを行っていることとなる。

土地所有者からの買入申出の割合については、「買取りが発生する可能

性のある緑地保全制度に指定した民有樹林地」の総量に対して約4.5%程度の買入申出が毎年発生している。買取対象となり得る民有樹林地が令和4（2022）年時点で437ヘクタールあることから、今後も樹林地買取りに対応するための安定的な財源が必要といえよう。

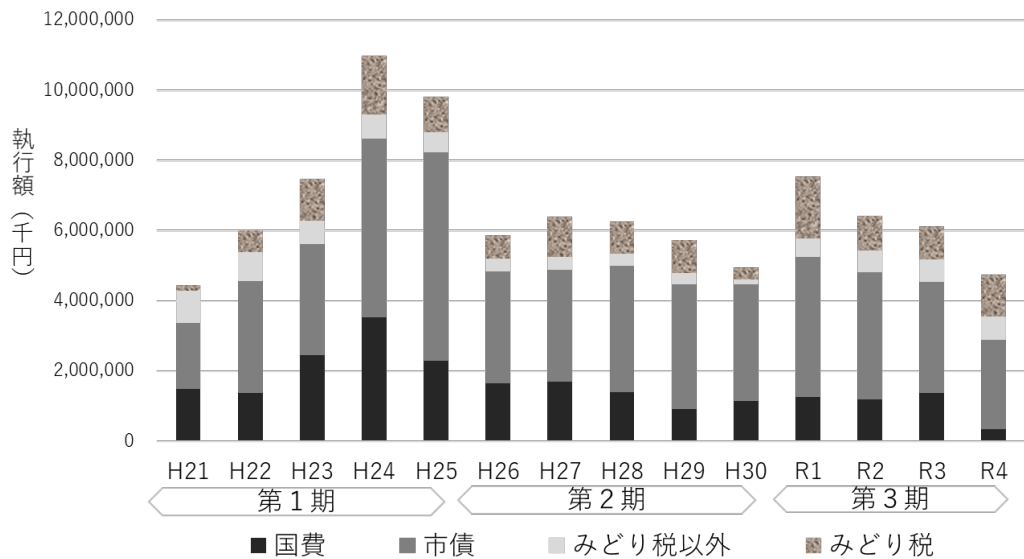
【表3】横浜みどりアップ計画の計画期間中の樹林地買取面積の推移



1-(3) 民有樹林地の緑地保全の指定及び市による買取りの事業費の推移

次に、民有樹林地の緑地保全指定及び市による買取りの事業費の推移について確認する（【表4】参照）。

【表4】樹林地買取事業費の推移（14年間）



前述のとおり、現行計画の計画期間における4か年の樹林地買取りの面積は、4か年で約67ヘクタールであった。なお、指定・買取りに要した事

業費は約 248 億円であった。このうち横浜みどり税は約 49 億円を充当したため、事業費のうち概ね 20%相当が横浜みどり税ということになる。なお、この事業費には用地取得だけではなく、緑地保全指定や用地取得に付随する測量費等のインシヤルコストは含むが、維持管理助成等のランニングコストは含まない額である。

なお、緑地保全制度による指定地について土地所有者から買入申出をされた場合は、横浜みどり税導入後は原則としてすべて買取りに対応しているとのことである。横浜みどり税という安定的な財源があることで、買入申出に着実に対応できているということが出来る。

また、前述のとおり、横浜みどり税を基金に積み立てるスキームを採用したことで、各年度の事業費に増減があっても、弾力的に買取対応を行うことができるのである。

2 緑地保全制度指定・市による買取りにおける課題

前節では、現行計画までの横浜みどりアップ計画における緑地保全制度の指定及び市による買取りの取組について、基本的には肯定的な意見を述べてきた。また、今回提示された次期計画原案においては、第1期計画ほどではないが、各「柱」に対するみどり税活用額の割合が「柱1」に戻りつつあることが確認できた。この見直しの方向性は、横浜みどり税の使途の本旨(注4)に立ち返るものとして、本調査会としては高く評価するものである。

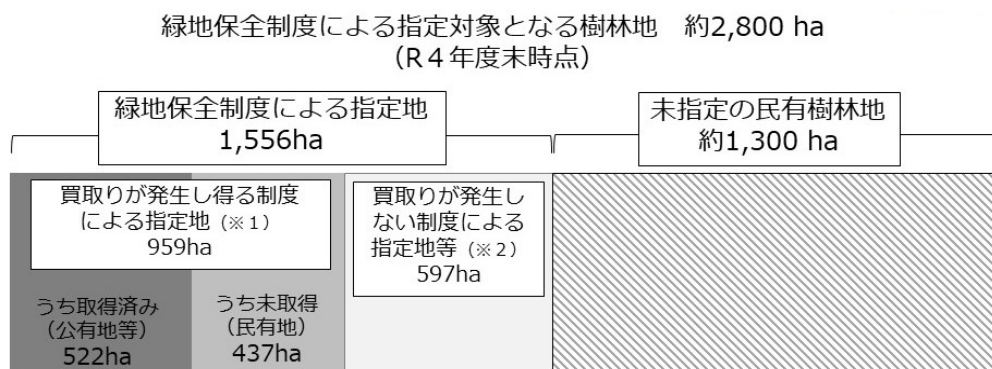
では、次期計画原案における緑地保全制度の指定拡大及び市による買取りの取組について、まったく意見がないかといえ、そうではない。以下に本調査会の意見等を述べることとする。

これから述べる意見は、次期計画原案に対するものというより、むしろ長期的な視点からの意見である。

2-(1) 指定実績の伸びの鈍化を踏まえた目標の見直し

令和4年度末時点では保全対象となる樹林地(約2,800ヘクタール)に対し、保全済みの樹林地は約56%であり、文字通り道半ばの状況である(【図2】参照)。しかも、前述のとおり、緑地保全制度による指定の面積は、対象樹林地の小規模化もあいまって、鈍化傾向が続いている(前掲・【表2】参照)。

【図2】 樹林地保全の状況



※1 買取りが発生し得る制度：特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、市民の森

※2 買取りが発生しない制度：緑地保存地区、源流の森保存地区

注：指定地1,556haの内訳は、GISにて課税筆界等を用いて算出した推定値

現在の未指定樹林地が約 1,300 ヘクタールあるのに対し、次期計画原案では5年間で180ヘクタールの指定を目標とするというのである。緑地保全の指定拡大の取組自体には賛同するものであるし、次期計画原案における指定目標も近年の実績を踏まえ合理的であると考えているが、未指定の民有樹林地をすべて指定するという目標の達成は遠いと感じるところである。

上位計画である「横浜市水と緑の基本計画」(平成18年度策定の計画期間20年間の長期計画)が令和7年度に最終年度を迎えるとのことである。樹林地保全の目標は、横浜みどり税の課税期間の判断の根拠の一つにもなるため、上位計画における新たな目標の置き方について、本調査会としても注視していきたい。

2-(2) 未指定樹林地に対する保全の取組の工夫

今回の審議の過程において、樹林地保全の状況について、保全済とされている樹林地の内訳の開示を求めたところ、前掲【図2】のとおり内訳が示された。

これによれば買取りが発生しうる制度による指定地のうち、令和4年度末時点で437ヘクタールの樹林地が民有地のままの状況である。もとより樹林地の買取りは最後の手段であって、民間の土地所有者が継続して保有・管理してもらうことは最善であるため、この状況そのものは悪いわけではない。

次期計画原案では指定済の民有地のうち100ヘクタールを買い取ることを想定しているが、前述の新規指定面積(180ヘクタール)を合わせて考えると、仮に新規指定をすべて買取りが発生する可能性のある制度で指定した場合は、100ヘクタールの買取りをしても買取りが発生する可能性のある樹林地は減少しないこととなる。この場合、横浜みどり税の必要性はますます増すことになる上、あわせて活用する市債の残高に

についても増加し、将来の財政的な負担も増加する。

今後、未指定樹林地に対して緑地保全制度の指定を行うにあたっては、開発が行われにくい立地の樹林地は買取対応の生じない制度による指定とするなど、メリハリの利いた取組も考えられる。

なお、保全済樹林地の総量は令和4年度ですでに1,556ヘクタールに上っており、公有地化済みの522ヘクタールに関する市による維持管理だけでなく、民有地の1,034ヘクタールに対する維持管理助成も必要である。次期計画原案では、近年の土地単価の下落傾向や買取面積の傾向を踏まえ、用地取得費は減とし、維持管理面積の増を踏まえて市有地、民有地ともに維持管理に係る経費を増とする方向性が示されており、この点については現実的な対応であると評価している。

第3章 横浜みどり税を継続（第4期）することの是非（令和6年度～）

第2章の冒頭で述べたとおり、次期計画原案については概ね妥当な内容であることを確認した。すなわち、横浜みどり税の課税の根拠として、横浜みどりアップ計画の事業の妥当性と、その事業の財源を超過課税でまかなう必然性が引き続き備わっていることが確認できたのである。その結果、本調査会としては、次期計画原案のとおり事業を実施する場合、横浜みどり税による財源の手当てが引き続き必要であると判断した。

以下では、横浜みどり税を継続する場合の次期税制案について述べることにする。

第1節 第4期の横浜みどり税に向けた課税制度の確認

1 市民税均等割への超過課税

横浜みどり税は、市民税（個人・法人）均等割への超過課税である。所得等の担税力と無関係な均等割に超過課税を行う根拠は、以下のとおりである。

すなわち、大都市に特有の土地開発による樹林地の減少を抑止し、横浜市域の緑被率を維持することの利益は、個人、法人を問わず、広く全体へ不可分に及ぶ。みどりの維持・保全是、いわば市民・法人のすべてが共同で消費する行政サービスであり、その受益から外れる横浜市民や利益を受けない法人はいない。また、横浜市民や企業並びに横浜市が必要とするみどりの維持・保全の必要水準は、一般財源でまかなうべき全国標準の行政水準を大きく超えている。

これらの事実を根拠として、15年前、独自課税の手段として、均等割への超過課税を選択し、横浜みどり税が誕生した。この課税根拠と選択は、年月を経ても今なお妥当であり、修正する必要性はまったくないと判断をした。

2 独自課税としての時限制度

地方自治体の独自課税である以上、地方税法に規定された法定税とは異なり、定期的に課税制度や政策効果の検証が必要であり、時代や社会の変化にも適応しているかの再確認が求められる。そのため独自課税は、現行条例と同じく時限立法として仕組まれるべきである。

この考え方の下、横浜みどり税は、第1期から現行の第3期まで、課税の期間を5年間としてきた。次期、第4期の横浜みどり税も、この考え方から外れる理由はまったくない。したがって時限制度として、課税期間は5年間とするべきである。

3 必要税収の規模と税率水準

政策税制においては、事業ありきで必要財源額を求めることが大前提であり、単に横浜みどり税の現行税制をそのまま継続するといった安易な考えに陥ってはならない。

次期横浜みどり税の税率については、次期横浜みどりアップ計画におけるみどり税充当事業をもとに横浜みどり税としての必要財源額を求め、そこから具体的な税率を検討すべきなのである。

そこで、前述のとおり、次期計画原案に掲げられた事業のうち、みどり税充当事業を中心に集中的に審議し、次期横浜みどり税の必要財源額は、5年間で約142億円と確認した。その理解の上で、必要財源額である約142億円を税率に換算すると、現行と同じ個人900円、法人は規模等に応じた均等割額の9%相当額（4,500円～270,000円）とすると必要財源額がまかなえる見込みであると判断した。

なお、個人・法人間の負担割合（個人100円につき法人1%）については、現在の割合を変更する合理的な理由はない。というのは、そもそも負担割合は、横浜みどり税の導入時に本調査会が、個人と法人の負担のあり方はどうあるべきかを慎重に検討した上で導き出した割合だからである。

今回も先入観を持たずに個人・法人間の負担割合、負担配分を検討したが、やはり当初の考え方は合理的であって、今回新たに見直す必要はないとの結論に達した。市民が納得する理由もなしに変更すると、不公平な税制改正との批判を招きかねないため、注意が必要である。

また、これはこれまでの継続時にも指摘したことであるが、今回提示している税率は、現時点での次期計画原案の事業費を前提に、必要とされる財源額を全て市民税（個人・法人）均等割超過課税によってまかなうことと仮定した場合の試算を、本調査会として行ったものである。

念のため付言すると、前述のとおり、横浜みどりアップ計画における執行状況により、横浜市みどり基金に残額が残ることが見込まれるが、この金額については、次期計画期間以降に発生する樹林地の買取りに充てるべき横浜みどり税であって、むしろ残高が残ることが自然であり、まったく問題ないと考える。

4 固定資産税等の軽減措置

横浜みどり税条例には、市民税（個人・法人）均等割への超過課税のほかに、固定資産税及び都市計画税の軽減により施策誘導を図るインセンティブ税制として、①「緑化基準を超える緑化に対する固定資産税等の軽減措置」と②「宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置」の2つの制度を設けている。

本調査会とすれば、制度の継続を完全否定はしないが、横浜みどり税と並行して、この2制度にも定期的な検証の目が向けられるべきと考える。実際、減税の適用件数や軽減金額をみても低調であり、わざわざ軽減措置

を行うほどの実績が上がっているようには思えない（【表5】【表6】参照）。

【表5】緑化基準を超える緑化に対する固定資産税等の軽減措置の適用実績
及び軽減相当税額

認定年	筆数	面積 (ha)	軽減相当税額（千円）				
			R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
H21～25年	358	50.2	60,664	49,760	30,739	23,681	16,347
H26～30年	53	7.1	7,132	7,115	7,062	7,211	7,294
H31・R元年	109	5.4	—	5,870	5,860	5,933	6,172
2年	56	11.0	—	—	12,341	12,791	13,229
3年	4	2.6	—	—	—	3,777	3,819
4年	9	2.8	—	—	—	—	7,137
合計	589	79.1	67,796	62,745	56,002	53,393	53,998

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

【表6】宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置の適用実績
及び軽減相当税額

認定年	筆数	面積 (ha)	軽減相当税額（千円）				
			R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
H21～25年	164	2.1	8,048	6,419	4,114	3,218	1,662
H26～30年	61	0.7	3,795	3,749	3,348	3,392	3,419
H31・R元年	35	0.4	—	1,571	1,613	1,581	1,452
2年	32	0.4	—	—	1,958	2,085	1,963
3年	21	0.3	—	—	—	1,111	1,176
4年	39	0.4	—	—	—	—	1,579
合計	352	4.3	11,843	11,739	11,033	11,387	11,251

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

特に②の「宅地内の農業用施設用地に対する軽減措置」は、①と異なり緑化に直結する効果を持たないことから、この先も軽減措置を維持すべきかどうか、慎重な検討がなされるべきであろう。この点について本調査会では、宅地内の農業用施設用地についての政策的配慮が必要であれば、税の軽減という手法ではなく、補助・助成金として行うべきであるという意見がもつぱらであった。

税の軽減措置は、一般の納税者からすれば公平性を害するものと見られてしまいがちであり、しかも毎年度の予算の審査の対象とならない、いわ

ゆる「隠れ補助金」的な性格を有するからである。政策的な助成が必要であれば、税を用いずに補助制度として行うほうが良いと考える。

第2節 横浜みどり税、森林環境税及び水源環境保全税の違い

平成30年度の本調査会の答申においては、横浜みどり税の継続とあわせて、令和6年度から課税が開始される森林環境税について、その問題点と横浜みどり税との関係を述べた。そのときの答申では、森林環境税の具体的な制度設計が示される前の段階であったため、一定の想定の中で横浜みどり税との違い等を述べるに留めざるをえなかった。

その後、国において森林環境税の用途について示されたほか、令和元年度からは森林環境税の課税に先だって森林環境譲与税の地方団体への譲与が開始されている。

ここでは、横浜みどり税、森林環境税、及び神奈川県個人県民税の超過課税である水源環境保全税について、課税の趣旨・目的及び用途の違いについて、あらためて確認しておく。

1 課税の趣旨・目的による違い

森林環境税、水源環境保全税及び横浜みどり税のそれぞれの課税の趣旨・目的を確認するため、まずはそれぞれの根拠法令における規定ぶり等を比較する。

税目	根拠法令	規定ぶり等
横浜みどり税	横浜みどり税条例 (平成20年12月15日 条例第51号)	緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るため(条例第1条)
水源環境保全税	神奈川県税条例 (昭和45年3月31日 条例第26号)	水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため(条例附則第42号)
森林環境税	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年 法律第3号)	森林(略)の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため(法律第1条)

これらの規定ぶり等からは課税の趣旨・目的は掴みづらいところである。そのため、それぞれの法令の制定過程における当局説明等を比較する。

税 目	当局説明等
横浜みどり税	<p>横浜みどり税の創設を提案した思いについてですが、<u>市内に残された貴重な緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承していく、この思いは、私はもとより、多くの市民の希求するところであろうと考えています。</u></p> <p><u>緑は一旦失われると元に戻すことが非常に困難であることから、みどりアップ計画の新規拡充施策の早期着手を図りたいと考えています。</u></p> <p>毎年度、様々な分野にわたる重要課題への対処を余儀なくされるなかにあつて、その時々^の財政状況に関わらず、緑の保全・創造を着実に推進していくためには、横浜みどり税による安定的な財源の確保が欠かせないものとの思いを持っているところです。</p> <p>(横浜市会平成 20 年第 4 回市会定例会 議案関連質疑における市長答弁)</p>
水源環境保全税	<p><u>「かながわ水源環境保全・再生施策大綱案」及び「かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画案」</u>をお示しできる運びとなりました。</p> <p>そこで、この<u>5 か年計画案に基づく水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため、その財源として、個人県民税に超過課税措置を講じる県税条例の改正案などを提案</u>させていただきました。</p> <p>(神奈川県議会平成 17 年 6 月定例会における議案説明)</p>
森林環境税	<p>「本条（本調査会注：法律第 1 条のこと）においては「森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、<u>市町村（中略）及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため</u>」と規定されていることから、森林環境税・森林環境譲与税の目的税としての性格が明らかにされているものである。</p> <p>「森林の有する公益的機能」：森林が有する多くの機能を総称する法制上の用語としては、「公益的機能」及び「多面的機能」があるところ、「多面的機能」とは、「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等」をいうとされており（森林・林業基本法（昭和 39 年法律第 161 号）第 2 条第 1 項）、また、「公益的機能」とは、当該「多面的機能」のうち林産物の供給等の経済的機能を除いたものをいうとされている。森林環境税及び森林環境譲与税の創設にあたっては、「公益的機能」の維持増進の重要性が、本条に規定されることとなったが、これは、森林の有する機能により、広く国民一人一人に恩恵がもたらされる点を重視するものであることを踏まえたものと考えられる。」</p> <p>(圓増正宏（前市町村税課住民税企画専門官）「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律について」地方税 2019 年 6 月号 20 頁)</p> <p><u>森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止の</u></p>

	<p>みならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、<u>森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。</u>その対策に当たっては、森林現場に近く所有者に最も身近な存在である市町村の果たす役割が重要となる。 (平成 29 年度与党税制改正大綱 (平成 28 年 12 月 8 日))</p> <p><u>パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成 31 年度税制改正において、森林環境税 (仮称) 及び森林環境譲与税 (仮称) を創設する。</u> (平成 30 年度与党税制改正大綱 (平成 29 年 12 月 14 日))</p> <p><u>パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要</u><u>な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 30 年度税制改正大綱の内容のとおり、森林環境税 (仮称) 及び森林環境譲与税 (仮称) を創設する。</u> (平成 31 年度与党税制改正大綱 (平成 30 年 12 月 14 日))</p>
--	--

これらを比較すると、横浜みどり税は「市内に残された貴重な緑の減少に歯止めをかけ」ること、水源環境保全税は「水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図る」こと、そして森林環境税は「わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要

2 税収の使途による違い

横浜みどり税及び水源環境保全税は、課税の趣旨・目的の中で、具体的な使途を行政計画に紐づけている。

一方で、森林環境保全税は、一定の使途の枠組みは示しつつも、具体的な使途を譲与先の地方団体に委ねている。

そこで、3つの税について、横浜みどり税は「横浜みどりアップ計画」で示している具体的な使途を、水源環境保全税については、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を、そして森林環境税については、根拠法令の条文(第34条)により確認することとする。

税 目	具体的な用途
横浜みどり税	<p>横浜みどりアップ計画のうち、下記の横浜みどり税の用途に該当する事業へ横浜みどり税を充当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>樹林地・農地の確実な担保</u> ・ <u>身近な緑化の推進</u> ・ <u>維持管理の充実によるみどりの質の向上</u> ・ <u>ボランティアなど市民参画の促進につながる事業</u> <p>(なお、施設の整備や特定の個人事業の支援的な性格を有する事業、既存分事業は用途から除外) (「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」 51 頁)</p>
水源環境保全税	<p>本県においては、水源環境保全税により水源地域の森林の適正な管理等を行い、森林環境譲与税により、木材利用の促進と水源地域以外の森林の適正な管理を行い、両税を効果的に組み合わせて、県内全域の森林の保全・再生を行ってまいります。</p> <p>(「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」(令和3年11月) 38頁)</p>
森林環境税	<p>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 (平成31年法律第3号)</p> <p>(森林環境譲与税の用途)</p> <p>第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。</p> <p>一 <u>森林の整備に関する施策</u></p> <p>二 <u>森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用</u>(脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)第二条第三項に規定する木材の利用をいう。) <u>の促進その他の森林の整備の促進に関する施策</u></p> <p>2以下 略</p>

これらを比較すると、横浜みどり税は「樹林地・農地の確実な担保」「身近な緑化の推進」等であり、水源環境保全税は「水源地域の森林の適正な管理」であり、そして森林環境税は「森林の整備」や「森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用(略)の促進その他の森林の整備の促進に関する施策わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する」ことをそれぞれの用途としている。

3 本調査会における整理

前述の「1課税の趣旨・目的による違い」で明らかにしたように、横浜みどり税が他の2つの税と課税の趣旨・目的を異にするのは明らかである。また「2税収の用途による違い」で検証したように、用途においても横浜

みどり税は県税の水源環境保全税とは明確に異なっている。

また同様に、国税・森林環境税についても、横浜みどり税との用途の重複は一切存在しない。国税の税収が譲与される「森林環境譲与税」は、すでに令和元年から譲与されているが、横浜市においては市立学校の木質化や、公園設備の木質化に活用しているほか、木造校舎への学校建て替え事業等、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 34 条に定める用途である「木材の利用の促進」に活用しているのである。

平成 30 年度の本調査会の答申に記したとおり、あらためて横浜みどり税は、今回比較した他の 2 つの税とはまったく無関係であり、一切の重複関係にはないことを強調しておく。

第 3 節 まとめ

本章では、次期計画原案をもとに横浜みどり税の継続を行った場合の税制度について、検討を行い、課税手法・課税期間等について、現行の形を継続するのが妥当と判断した。

税率については、横浜みどり税の創設時に本調査会が慎重に算出した個人 900 円・法人 9% という税率が妥当と改めて確認した。創設以来 15 年近く経過しているが、この割合を変える理由は生じておらず、安易に変更することは、個人と法人との間で不公平感を招きやすいので注意が必要である。

固定資産税等の軽減措置については、適用件数や軽減金額等が少なく、軽減の効果に疑問が生じるため、政策効果がどの程度発揮されているか、定量的な効果測定が行われるべきである。

最後に、横浜みどり税と、国税である森林環境税及び神奈川県税である水源環境保全税は、課税の趣旨・目的及び用途においてまったく異なっているものであり、二重課税には当たらないことを、あらためて確認した。

横浜みどり税の継続についての本調査会の結論は、以上のとおりである。

おわりに

この答申は、これまで約14年間続けられてきた横浜みどりアップ計画及び横浜みどり税について、税財政を専門とする本調査会が真剣に調査を行い、審議をした結果である。今回の調査・審議においては、本答申の冒頭で述べたとおり、次期計画原案のうち、特にみどり税充当事業にフォーカスして審議を行った。ただし、検討を簡略させたわけでは決してない。実際、調査・審議の範囲を、次期計画原案のみにとどめず、第1期計画から現行計画までの約14年間の実績を俯瞰して検証したのである。

審議の結果からいえば、現在と同様の超過課税を令和6年度以降も5年間継続すべきということになったが、本調査会としてこの結論を安易に導き出したわけではない。今回の審議では、従来にも増して多くの資料をもとに説明を受けたが、それで満足したわけではない。さらに深い検討が必要な事項については、会議の都度繰り返し、事業局にさらなる資料提供を依頼し、それらをもとに慎重に検討を行ってきたのである。

また当然のことながら、横浜みどり税の前提条件として、横浜市の財政状況や行財政改革の実施状況についてもしっかりと確認を行い、今回の結論を導き出したのである。

本調査会としては、これまでの横浜みどり税と、その土台となっている横浜みどりアップ計画の実施により大切に守り続けられてきた市内の緑が永続的に保持されることを期待している。大都市横浜の樹林地・緑地が将来にわたって守られるとともに、守られた緑のメリットが市民に実感されるよう、その利活用についてもしっかりと進めることが大切である。そのことが、横浜みどり税に対する市民の理解を深め、ひいては横浜市政に対する市民の信頼につながると確信して、本答申を締め括ることにしたい。

- (注1) 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（平成21年4月）3頁参照。
- (注2) 横浜みどり税に関する検討を行った横浜市税制研究会の最終報告において、課税自主権の活用にあたっての留意事項として、次のとおり述べている。「全国標準的な公共サービスは、標準的な税負担によってまかなわれると考えられている。財源確保のために新たな税負担を求めるには、市民ニーズに対応した横浜市固有のサービスなど、全国標準的な公共サービスを越える事業を行うことが前提となる。」横浜市税制研究会「緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告」（平成20年8月）（以下「横浜市税制研究会最終報告」という。）7頁。
- (注3) 横浜みどり税の導入検討段階から、私有樹林地の買取りは市民共有の財産となるものであり、横浜みどりアップ計画の根幹的な事業であるとしていた。横浜市税制研究会最終報告5頁。
- (注4) 横浜みどり税の使途として、横浜市税制研究会最終報告において、次のとおり述べている。

「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）において、新規・拡充施策として多くの施策が掲げられているが、新税の使途としては、市民に広く薄く負担を求める市民税均等割超過課税という手法に適したものを選ぶ必要がある。使途としては、まず、より確実な緑の保全・創造につながるものを選定することが望ましい。

例えば、土地所有者が樹林地や農地を持ち続けることができるように支援策を講じることも非常に重要であるが、支援を行った結果、必ずしも恒久的に当該樹林地等が保全されないとすると、超過課税の目的が果たせないこととなる。したがって、使途としては、間接的な支援策よりも恒久的な保全策である買い取りによる公有地化がより相応しい。買い取りは、所有権が市に移転することで、市民が樹林地等のオーナーとして位置づけられることとなり、この点からも、均等割の超過課税に係る税収の使途として相応しいと考えられる。

ただし、土地所有者に対する支援に充てる場合でも、緑地保全制度等によって保全措置が講じられ、いざという場合に公有地となるのであれば、恒久性が担保されることとなる。このように見えてみると、緑の多くが私有樹林地等に依存している中で、広く市民がその維持保全を支えていくという観点から、保全により直接的な効果がある公有地化や、保全措置が講じられた樹林地等の維持管理支援に、超過課税による税収を充てていくことが考えられる。

また、市民が身近に緑を実感することができるような緑化の推進や、間伐等による森の再生、人のにぎわう森づくりなど緑の質の向上につながる取組、森づくりボランティアなど広く市民参画につながるような取り組みに充てていくことも、超過課税の趣旨にかなうものと考えられる。一方で、個人の所得保障や特定産業の個別支援につながるものは、市民の共有財産に即座につながるものではないことから、広く市民に負担を求める市民税均等割超過課税の趣旨からすると、新税の使途としては、市民の理解がえられにくいのではないかと考えられる。各事業の必要性や効果の範囲等について、十分市民理解をえるよう努めるとともに、こうした市民の意向にも配慮した対応が必要となろう。」（横浜市税制研究会最終報告12頁）。

この考え方はその後の横浜みどり税の使途の整理においても尊重されてきたものである。

- (注5) 横浜みどり税の検討にあたり、横浜市税制研究会最終報告において、次のとおり市民参画の仕組みの導入を提言し、導入されたものである。

「(5) 市民の理解と参画の必要性

新たな税負担を求める場合は、市民の理解と納得がえられるかどうか極めて重要であり、特に、緑の保全・創造は、行政だけでできることではなく、市民の強い支持をえるとともに、市民の参画・協働がない限り、そもそも成り立たないと考えられる。

施策の実施にあたっての市民参画はもちろん、どのような使い方がされ、どのような効果があったかという効果検証、さらには施策の提言等についても、市民参画の仕組みを作ることが重要である。」(横浜市税制研究会最終報告7頁)、「緑の減少に歯止めをかけ、かけがえのない環境を将来へ引き継ぐことを目的とした新たな税負担を市民税均等割超過課税という形で広く薄く市民に求めるためには、これまで以上に市民の理解と参画に支えられることが重要である。そのためには、施策の実施にあたっての市民参画はもちろん、どのような使い方がされ、どのような効果があったかという効果検証、さらには施策の提言等についても、これまでの取組をさらに発展させた仕組みを作り上げていくことが重要である。」(同報告17頁)。

(注6) 横浜市税制調査会「平成25年度横浜市税制調査会答申―課税自主権活用上の諸課題の整理及び平成26年度以降の横浜みどり税の取扱いについて―」(平成25年11月1日)47頁。なお、横浜市税制研究会最終報告4頁、12頁参照。

参 考 資 料

〔 令和5年度横浜市税制調査会における会議資料
（抄） 〕

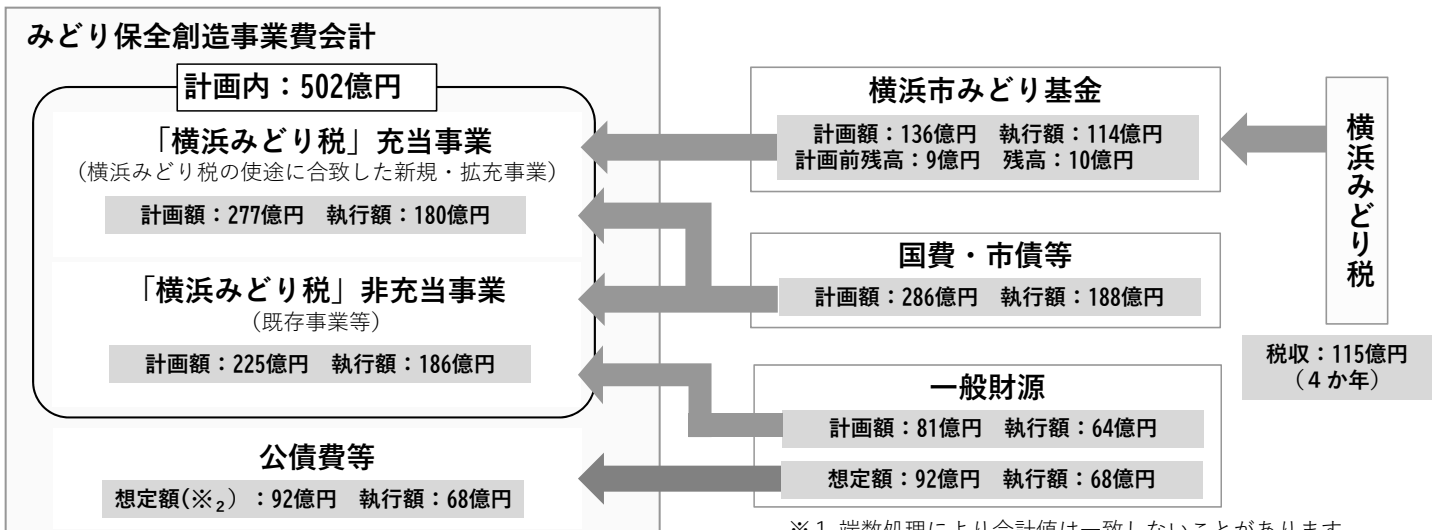
横浜みどり税の区分経理の仕組み

みどり保全創造事業費会計（特別会計）について

明日をひらく都市
OPEN×PIONEER
YOKOHAMA

- 横浜みどり税非充当事業（既存事業費等）を含めた横浜みどりアップ計画全体を対象とする特別会計により、横浜みどり税の使途を明確にしている。

■ 第3期計画の5か年計画額と4か年執行額



※1 端数処理により合計値は一致しないことがあります。
※2 想定額は、5年間の償還に必要な見込み額です。

みどり基金の残高の推移について

(単位：千円)

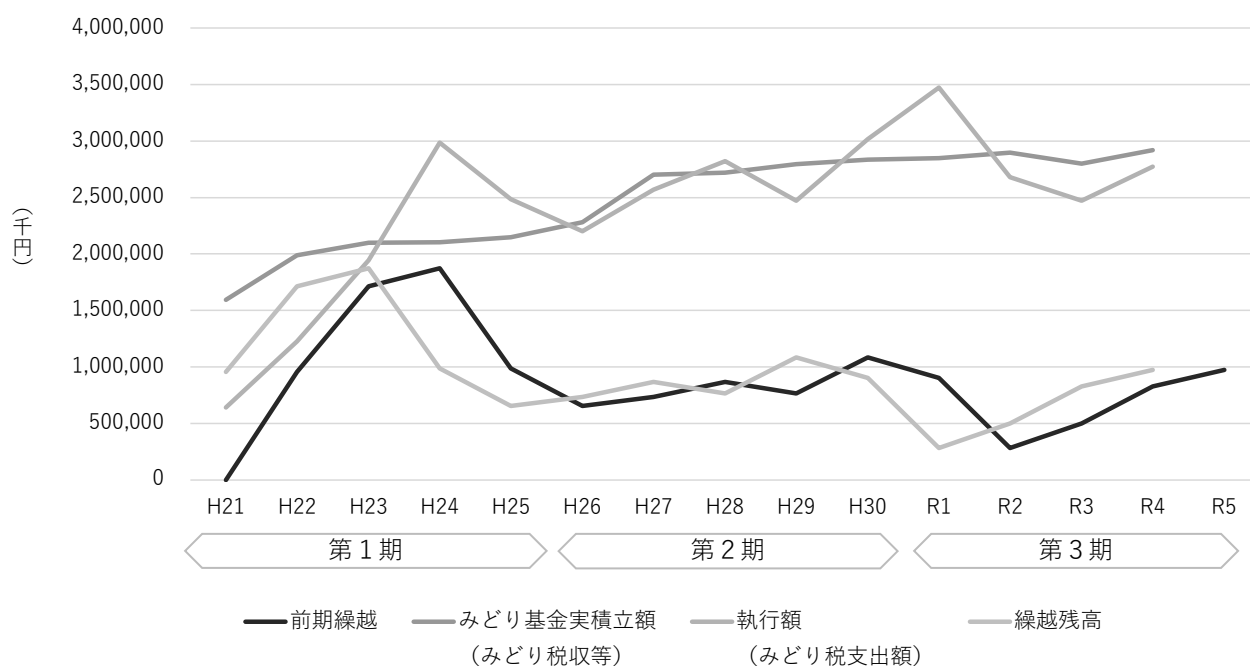
年度	前期繰越 (A)	みどり基金実積立額 (みどり税収等) (B)	執行額 (みどり税支出額) (C)	繰越残高 (D=A+B-C)
H21	0	1,594,022	639,479	954,543
H22	954,543	1,988,305	1,227,376	1,715,472
H23	1,715,472	2,099,334	1,942,408	1,872,399
H24	1,872,399	2,103,423	2,987,235	988,587
H25	988,587	2,149,456	2,485,496	652,546
H26	652,546	2,281,277	2,200,634	733,189
H27	733,189	2,700,321	2,568,672	864,837
H28	864,837	2,717,559	2,819,151	763,245
H29	763,245	2,793,396	2,473,343	1,083,298
H30	1,083,298	2,834,697	3,015,151	902,845
R1	902,845	2,848,986	3,471,183	280,648
R2	280,648	2,897,295	2,680,254	497,688
R3	497,688	2,798,242	2,469,211	826,720
R4	826,720	2,919,679	2,773,942	972,457
R5	972,457	-	-	-

※みどり税収等とは、預金利息を含む

※執行額（みどり税支出額）の内容については、[資料1 別紙](#) みどり税 執行額一覧 参照

5

みどり基金の残高の推移について



6

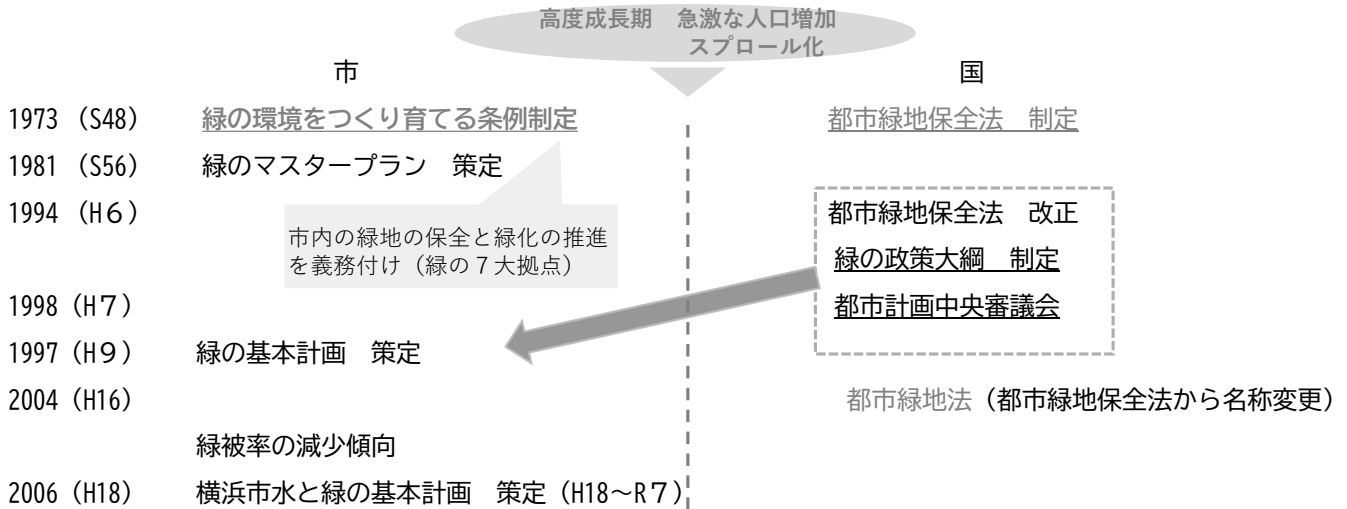
横浜市のこれまでのみどりの取組

明日をひらく都市
OPEN×PIONEER
YOKOHAMA

- 1 横浜みどリアップ計画以前の緑の取組（～H17）
- 2 横浜市水と緑の基本計画（H18～）
- 3 横浜みどリアップ計画（H18～）の概要
 - (1) 横浜みどリアップ計画（新規・拡充施策）（H21～25）
 - (2) 第2期 横浜みどリアップ計画（H26～30）
 - (3) 第3期 横浜みどリアップ計画（H31～R5）
 - (4) 樹林地保全の状況

1 横浜みどりアップ計画以前の緑の取組（～H17）

- 高度成長期の急速な人口増加に伴う宅地開発等により、**市内の緑被率は急速に減少**。
- 無秩序な開発による緑の減少を抑止するため、「**緑の環境をつくり育てる条例**」を制定。
- 当該条例をベースとしながら、緑の保全・創造に向けた行政計画を策定し、取組を進めてきた。



2 横浜市水と緑の基本計画（H18～）

- 都市緑地法第4条に基づく、本市の**水・緑環境の保全・創造、育成に関わる総合的な計画**。
- 横浜市基本構想（長期ビジョン）の分野別計画として、平成18年度に制定（計画期間 20年）。
- **長期目標（令和7年度）として、緑被率31%をさらに向上**させることを設定。

■ 横浜市水と緑の基本計画（H18～R7）の概要

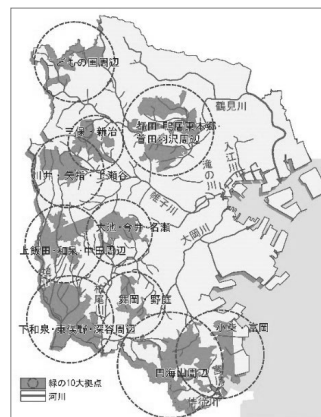
水と緑を一体的にとらえた総合的な計画で**都市緑地法に基づく法定計画**。「**緑の10大拠点**」を優先的に**保全・活用**し、次世代に継承するとしている。

○ 緑の10大拠点

- ・ 市内の河川の源流・上流域から中流域にかけて残された樹林地・農地がまとまったエリア。
- ・ **谷戸の織り成す里山景観は横浜の特徴的な景観**だが、里山の多くは姿を消しており、現在は10大拠点内に残されている。
- ・ 市内に残る数少ない**里山は土地所有者や様々な市民活動によって支えられ、横浜の歴史と文化を伝える貴重な環境**になっている。

○ 平成28年の改定に伴う変更点

- ・ 社会状況や市民のライフスタイルの変化を踏まえ、**目標像を明確化**



谷戸と里山



緑あふれる河川の上流部

3 横浜みどりアップ計画 (H18～) の概要

- 「**横浜市水と緑の基本計画**」の**重点的な取組**として位置づけられたもの。
- 横浜みどりアップ計画（平成18年12月制定）に対する環境創造審議会からの提言「緑施策の重点取組について」等を受け、平成21年に**財源確保策（横浜みどり税の導入）も含む「新規・拡充施策」を策定**。
- 緑の減少に歯止めをかけ、「みどり豊かな美しい街 横浜」を次世代に継承するための**5か年の計画**。
- 各期とも**3つの柱**（樹林地保全、農景観の保全や農体験の場の創出、市民が実感できる緑化の取組）で構成。

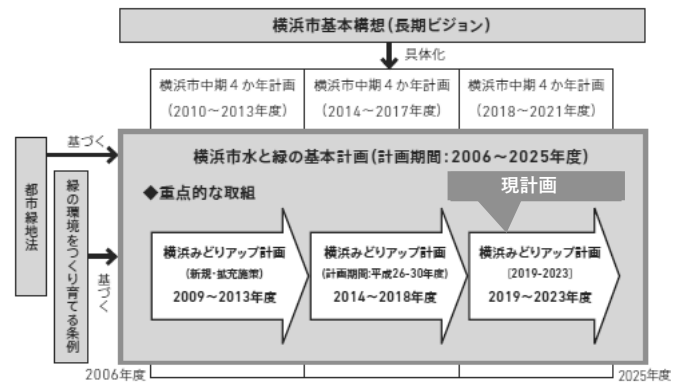
計画の理念

みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

5か年の目標

- 1 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
- 2 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
- 3 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

計画の位置付け



6

3-(1) 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（H21～25）

- みどり税を活用し、民有樹林地の保全を大幅に強化（制度指定の大幅な拡大、着実な買取り対応）
- 樹林地・農地・緑化の総合的な施策展開
- 総事業費 約597億円（うちみどり税 約122億円）

<柱1(樹林地)>

- 事業費 約484億
（みどり税 約82億：68%）
- 主な事業
 - ・ 緑地保全制度の指定拡大と市による買取り
（指定目標：1,119ha）
 - ・ 安全・明るい森づくり
（指定地や市有地の維持管理、市民協働による維持管理の推進）

<柱2(農)>

- 事業費 約57億
（みどり税 約15億：12%）
- 主な事業
 - ・ 収穫体験農園の開設支援事業
 - ・ 環境配慮型施設整備事業
（周辺環境配慮のための資機材等の導入支援）

<柱3(緑花)>

- 事業費 約56億
（みどり税 約24億：20%）
- 主な事業
 - ・ 地域緑のまちづくり事業
 - ・ いきいき街路樹事業

7

3-(2) 第2期 横浜みどりアップ計画 (H26~30)

明日をひらく都市
OPEN×PIONEER
YOKOHAMA

- 引き続き計画の根幹は樹林地の保全（指定目標は1,119ha→500haに）
- 市街地における市民の「実感」につながる緑をつくる取組を拡充
- 市民に分かりやすく効果の高い取組とするため、事業を整理・見直し（42事業→14事業）
- 生業としての農業を支援する取組は計画外で実施
- 総事業費 約485億円（うちみどり税 約130億円）

<柱1(樹林地)>

- 事業費 約366億
（みどり税 約67億：52%）
- 事業のポイント
 - ・ 緑地保全制度の指定拡大と市による買取りを根幹（指定目標：500ha）
 - ・ 緑地保全制度による指定の推進策として、指定樹林地への維持管理支援を拡充

<柱2(農)>

- 事業費 約40億
（みどり税 約17億：13%）
- 事業のポイント
 - ・ 事業を整理、見直し、「良好な農景観の保全」、「農とふれあう場づくり」、「地産地消の推進」など市民が身近に農を感じる場づくりを重点的に展開

<柱3(緑花)>

- 事業費 約78億
（みどり税 約46億：36%）
- 事業のポイント
 - ・ 「公有地化によるシンボリックな緑の創出」や、「都心臨海部の緑花による賑わいづくり」など、市街地における市民の実感につながる取組を拡充

8

3-(3) 第3期 横浜みどりアップ計画 (H31~R5)

明日をひらく都市
OPEN×PIONEER
YOKOHAMA

- 引き続き計画の根幹は樹林地の保全（指定目標は500ha→300haに）
- 全国都市緑化よこはまフェアの成果を継承し、緑や花による魅力ある空間づくりを推進
- 総事業費 約502億円（うちみどり税 約136億円）

<柱1(樹林地)>

- 事業費 約367億
（みどり税 約72億：53%）
- 事業のポイント
 - ・ 緑地保全制度の指定拡大と市による買取りを根幹（指定目標：300ha）
 - ・ 樹林地所有者が持ち続けられるよう、負担軽減のための維持管理助成の拡充

<柱2(農)>

- 事業費 約41億
（みどり税 約13億：9%）
- 事業のポイント
 - ・ 基本的に第2期を継続

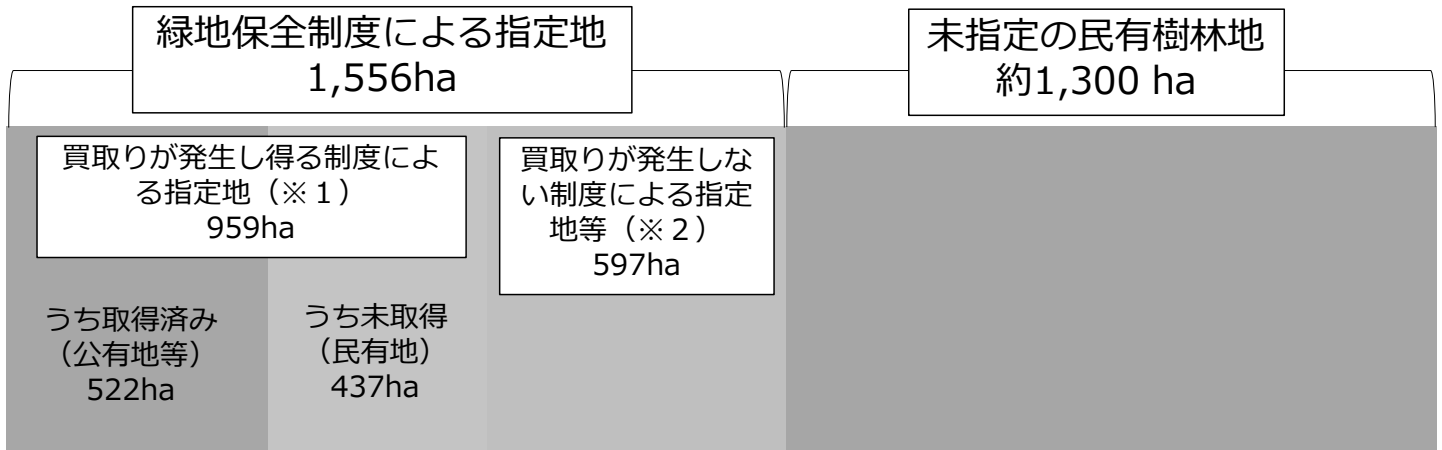
<柱3(緑花)>

- 事業費 約93億
（みどり税 約51億：38%）
- 事業のポイント
 - ・ 地域で愛されている並木の再生を新たに実施
 - ・ 全国都市緑化よこはまフェアの成果を継承し、緑や花による魅力ある空間づくりを推進

9

3-(4) 樹林地保全の状況

緑地保全制度による指定対象となる樹林地 約2,800 ha
(R4年度末時点)



- ※1 買取りが発生し得る制度：特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、市民の森
- ※2 買取りが発生しない制度：緑地保存地区、源流の森保存地区

現行の横浜みどりアップ計画の振り返り

1 柱1の具体的取組

- (1) 緑地保全制度の概要
- (2) 緑地保全制度の指定の実績
- (3) 指定対象樹林地の小規模化
- (4) 樹林地の土地利用転換の状況
- (5) 土地利用転換の具体例
- (6) 市による樹林地買取りの面積の推移
- (7) 市による樹林地買取りの事業費の推移
- (8) 他の政令指定都市との比較
- (9) 樹林地の減少傾向の緩和
- (10) 維持管理助成の実績と助成内容

2 柱2の具体的取組

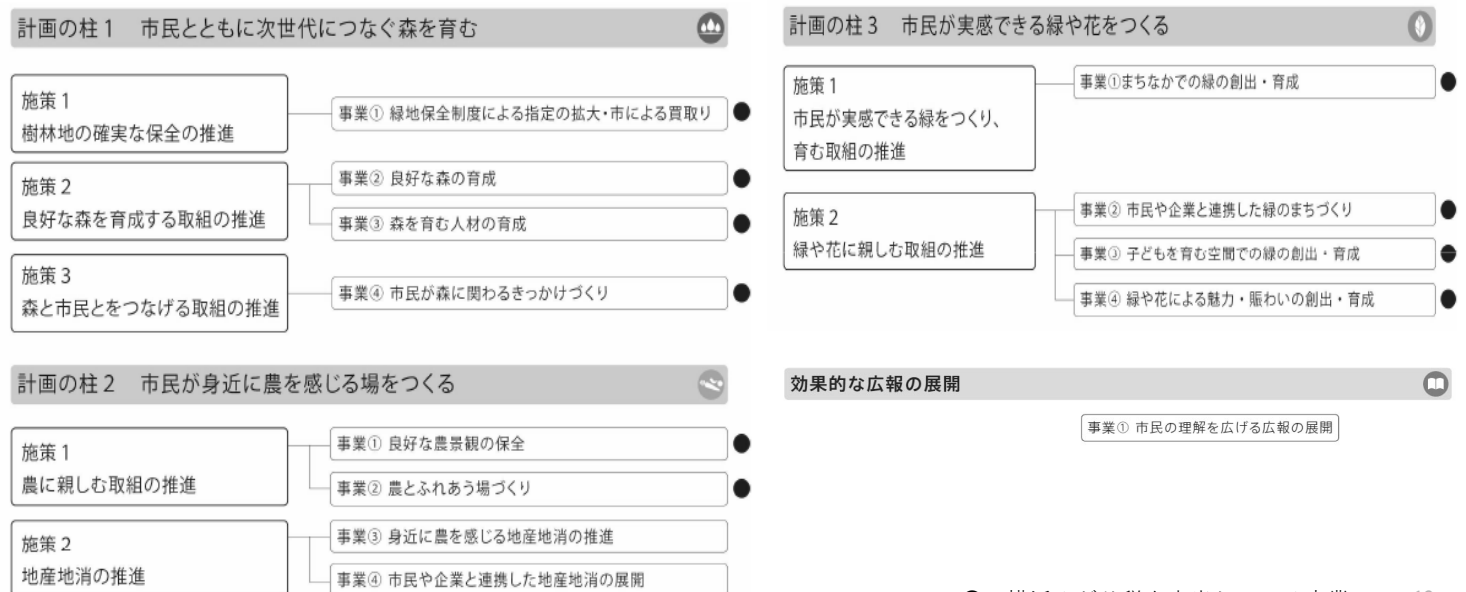
- (1) 水田の保全
- (2) 農のふれあい体験の場としての農園の開設

3 柱3の具体的取組

- (1) 地域緑のまちづくり
- (2) 並木・街路樹の再生
- (3) 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり

第3期横浜みどりアップ計画の全体像

○ 第3期横浜みどりアップ計画の体系



●：横浜みどり税を充当している事業

1-(1) 緑地保全制度の概要

- 法律に基づく保全制度のほか、本市独自の条例による制度も活用して緑地保全を推進
- 原則として**土地所有者の方に持ち続けていただく**ことによる樹林地の保全を目指す
- 土地所有者が樹林地を持ち続けられるよう、緑地保全制度による指定地に対して**維持管理支援**を実施
- **特別緑地保全地区等**については、**相続などの不測の事態等**が発生した場合の**買入れ申し出に着実に対応**

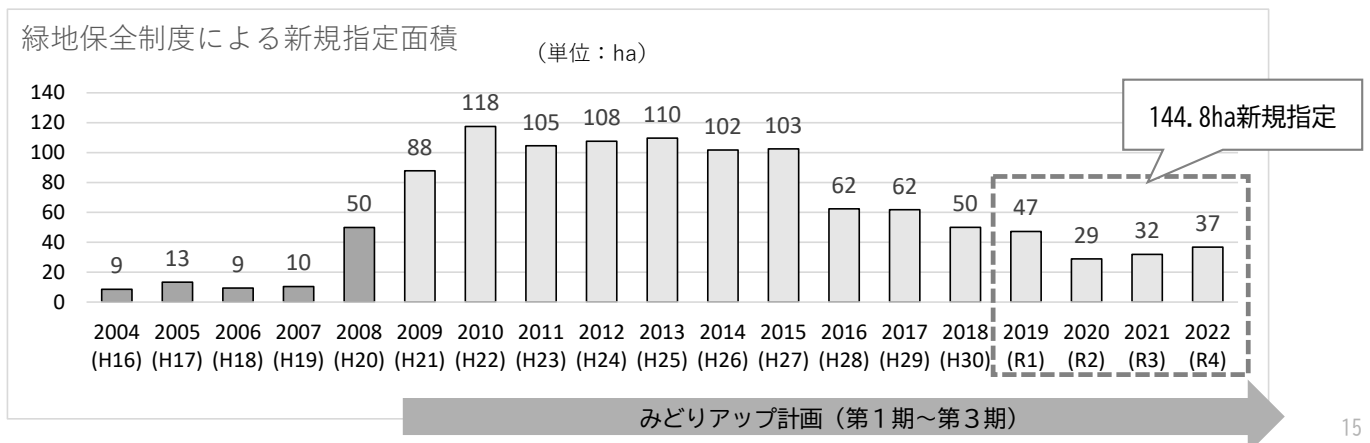
■ 緑地保全制度 一覧

制度	都市緑地法	緑の環境をつくり育てる条例		
	特別緑地保全地区	市民の森	源流の森保存地区	緑地保存地区
概要	まとまりのある貴重な緑地を都市計画により永続的に保全する制度	市民の憩いの場として緑を守り育て、利用させていただく制度	市街化調整区域の良好な樹林地を保全する制度	市街化区域の身近な樹林地を保全する制度
指定対象	風致景観に優れているなどの指定要件を満たす、概ね1,000㎡以上の一団の良好な自然的環境を形成する緑地	概ね2ha以上の公開可能な樹林地を中心とする一定の区域	1,000㎡以上の樹冠に覆われている一団の樹林地	500㎡以上の樹冠に覆われている一団の樹林地
優遇措置	①固定資産税評価額が最大1/2 ②相続税及び譲与税評価額8割減（山林及び原野） ③相続税の延納利子税の利率の引下げ ④譲渡所得2,000万円までの控除	①固定資産税・都市計画税の減免 ②緑地育成奨励金を交付 ③契約更新時に継続一時金を交付	①固定資産税の減免 ②契約更新時に継続一時金を交付	①固定資産税・都市計画税の減免 ②契約更新時に継続一時金を交付
管理支援	維持管理助成	散策路・広場は市が対応し、清掃や巡視は市民の森愛護会	維持管理助成	維持管理助成
買取対応	有	有	無	無

1-(2) 緑地保全制度による指定の実績

- 第3期は、**4か年で144.8ha**を新規指定
- 第1期は527.2ha（目標1,119ha）、第2期は378.4ha（目標500ha）を指定（14か年合計：1,050.4ha）
- 横浜みどりアップ計画前と比べ、**3倍以上のスピードで樹林地の指定が進んでいる**

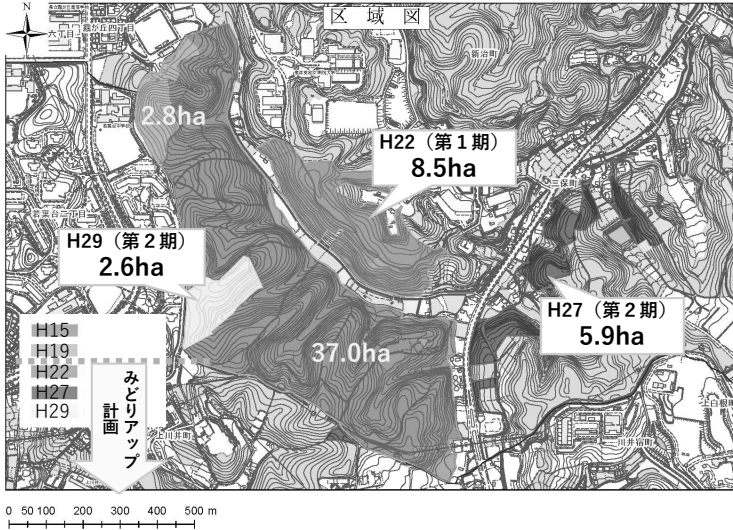
■ 緑地保全制度による新規指定面積の推移



1-(3) 指定対象樹林地の小規模化

- これまでの指定推進により大規模な未指定樹林地は減少しており、1か所あたりの指定面積は小規模化
- 緑の10大拠点内の樹林地や、市街化区域内の身近なまとまりのある樹林地の指定を重点的に推進
- 制度指定によらず保全したい方も一定数存在するなど、樹林地所有者の意向は様々であり、所有者ごとのより一層の丁寧な対応が必要となっている

指定推進の状況



樹林地所有者の声

指定を希望する方の声

- ・ 先祖から受け継いだ樹林地を残したいと思っているが、将来の相続税の支払いに不安がある
- ・ 樹林地の管理に困っているが、支援制度はないか

指定を希望しない方の声

- ・ 樹林地を残すつもりはあるが、土地の利用に制限がかかるのは困る
- ・ 親族の同意がないと決められない

その他

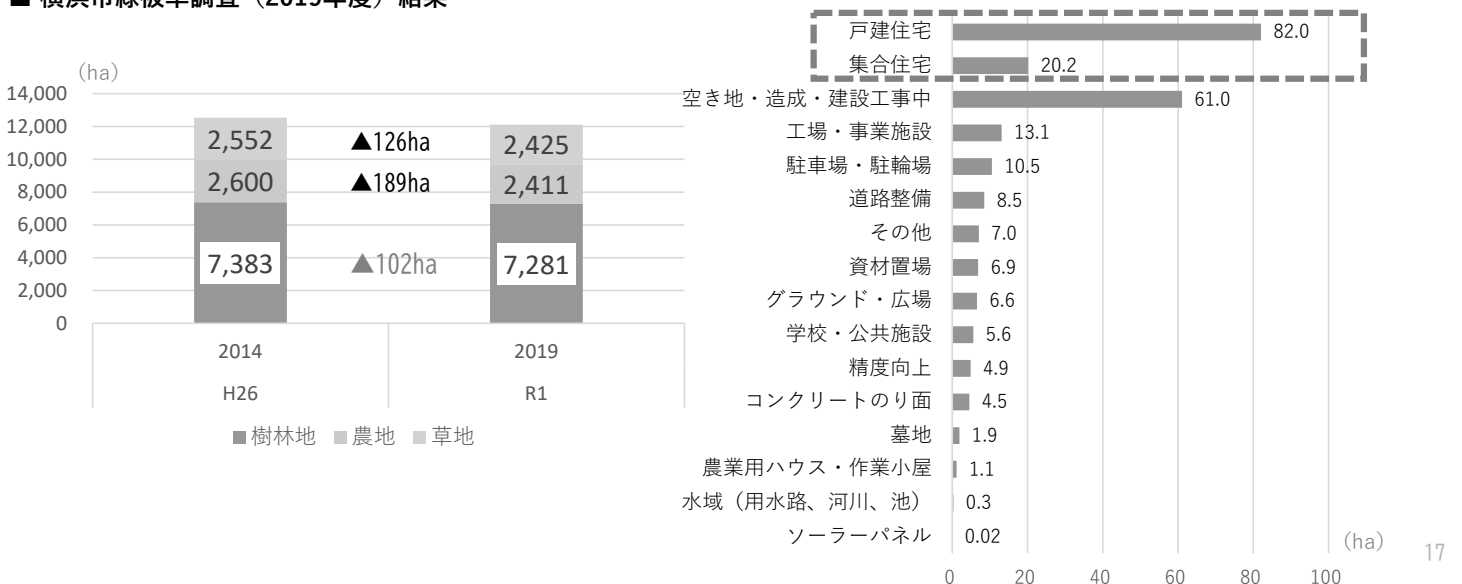
- ・ 隣接地権者の境界同意が得られない

1-(4) 樹林地の土地利用転換の状況

- 樹林地の減少傾向は緩やかになりつつあるものの、宅地造成等、依然として土地利用の転換による市内の緑の減少は続いている

横浜市緑被率調査 (2019年度) 結果

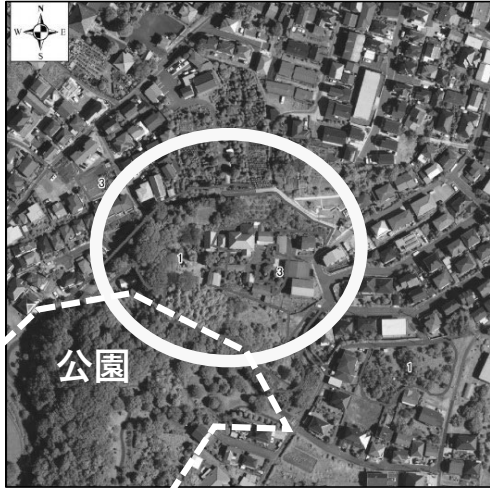
< 樹林地の減少要因 >



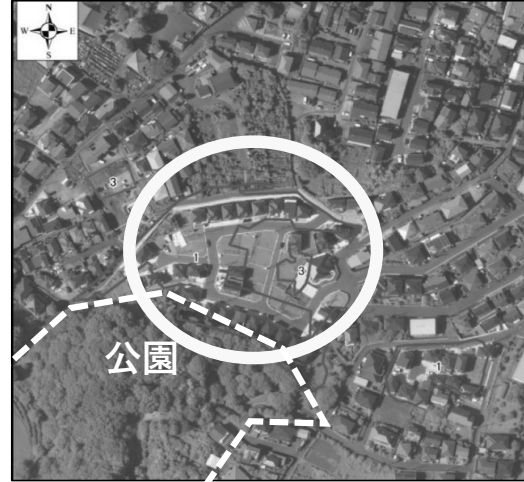
1-(5) 土地利用転換の具体例

- 宅地開発による樹林地の減少が引き続き生じている。
- 相続等の不測の事態が発生した際の買取りや、税の負担軽減、樹林地の維持管理助成を受けられる緑地保全制度を活用することで、樹林地の減少を食い止める取組が引き続き必要。

■ 樹林地が他の用途に転換された事例① 宅地に転換



2014 (H26)



2019 (R1)

18

1-(5) 土地利用転換の具体例

- 宅地開発だけでなく、資材置き場への転換等によっても樹林地の減少が生じている。

■ 樹林地が他の用途に転換された事例② 資材置き場に転換



2014 (H26)



2019 (R1)

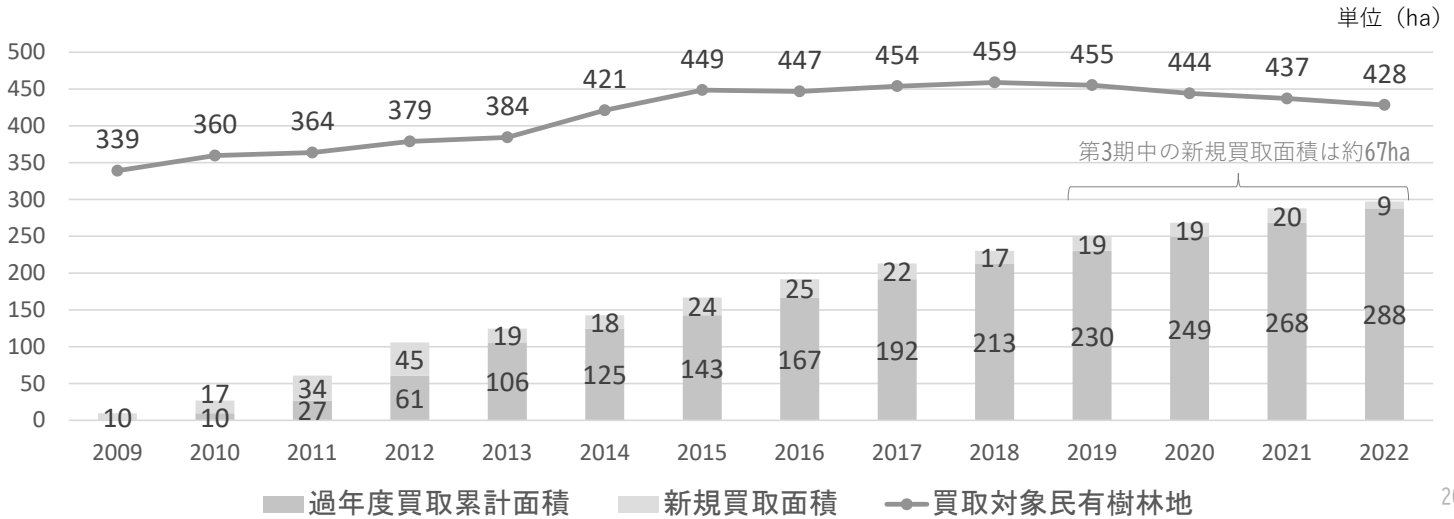
19

1-(6) 市による樹林地買取りの面積の推移

明日をひらく都市
OPEN×PIONEER
YOKOHAMA

- 毎年度、約20ha程度の樹林地について買入れ申し出に対応（14か年合計：約297ha）
- 「買取りが発生する可能性のある緑地保全制度に指定した民有樹林地」の総量に対して約4.5%程度の買入れ申し出が毎年発生している

■ 横浜みどりアップ計画の計画期間中の樹林地買取り面積の推移



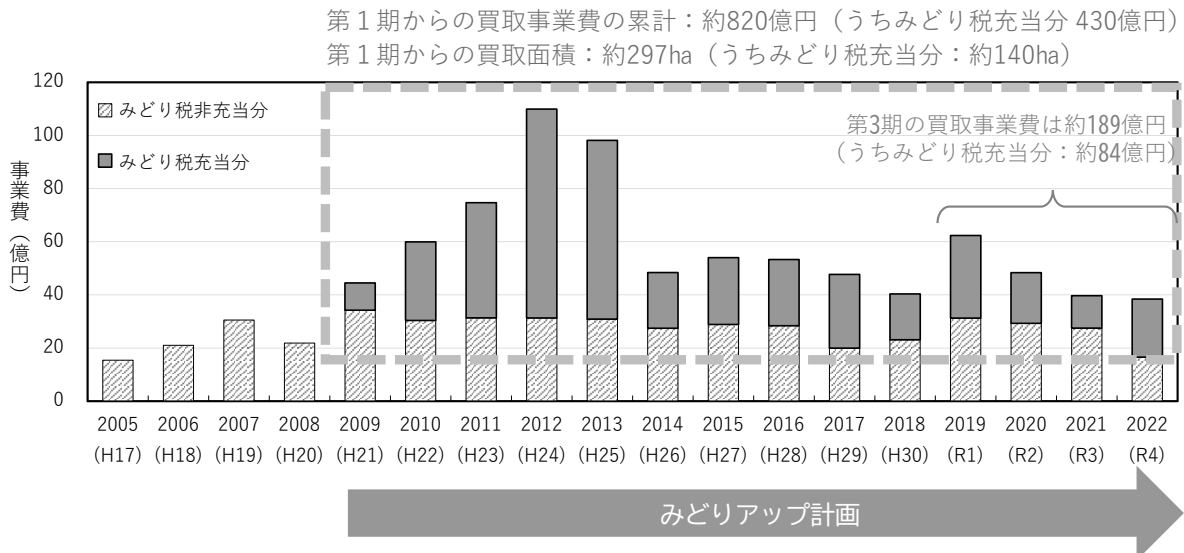
20

1-(7) 市による樹林地買取りの事業費の推移

明日をひらく都市
OPEN×PIONEER
YOKOHAMA

- みどり税を活用し安定的な財源を確保していることで、樹林地の買入れ申し出に着実に対応

■ 樹林地買取り事業費の推移（14年間）



21

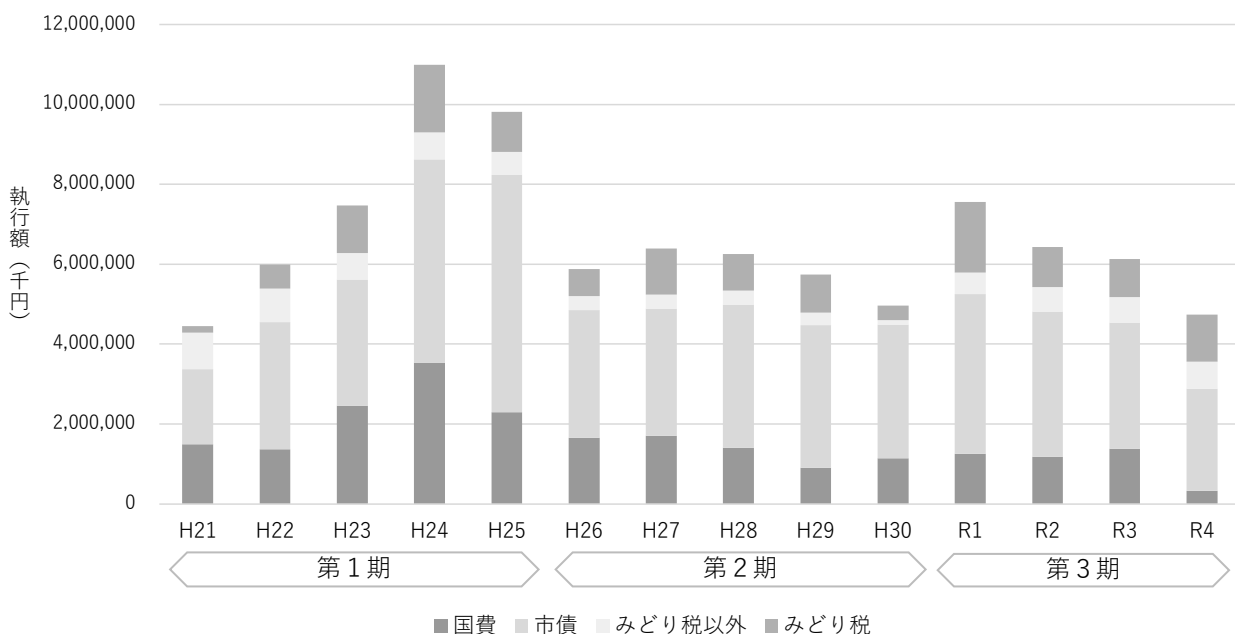
「柱1事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り」に係る執行額の推移について

(単位：千円)

	執行額	国費	市債	一般財源	
				みどり税以外	みどり税
H21	4,452,138	1,486,080	1,884,000	914,190	167,868
H22	5,996,681	1,365,760	3,190,000	834,235	606,686
H23	7,469,688	2,459,376	3,154,000	669,781	1,186,531
H24	10,993,115	3,533,548	5,084,000	682,340	1,693,227
H25	9,818,306	2,298,152	5,940,000	577,726	1,002,428
H26	5,878,272	1,660,164	3,188,000	353,283	676,825
H27	6,390,540	1,700,659	3,188,000	350,513	1,151,368
H28	6,249,906	1,400,361	3,594,000	342,430	913,114
H29	5,741,254	906,341	3,563,000	323,966	947,946
H30	4,961,767	1,140,059	3,341,000	123,712	356,997
R1	7,554,556	1,258,000	3,996,000	533,179	1,767,377
R2	6,428,256	1,182,512	3,634,000	610,130	1,001,614
R3	6,124,070	1,375,600	3,163,000	641,206	944,264
R4	4,737,776	331,997	2,556,000	668,136	1,181,643
14年計	92,796,324	22,098,610	49,475,000	7,624,826	13,597,888
単年平均	6,628,309	1,578,472	3,533,929	544,630	971,278
執行額に対する割合	100.0%	23.8%	53.3%	8.2%	14.7%

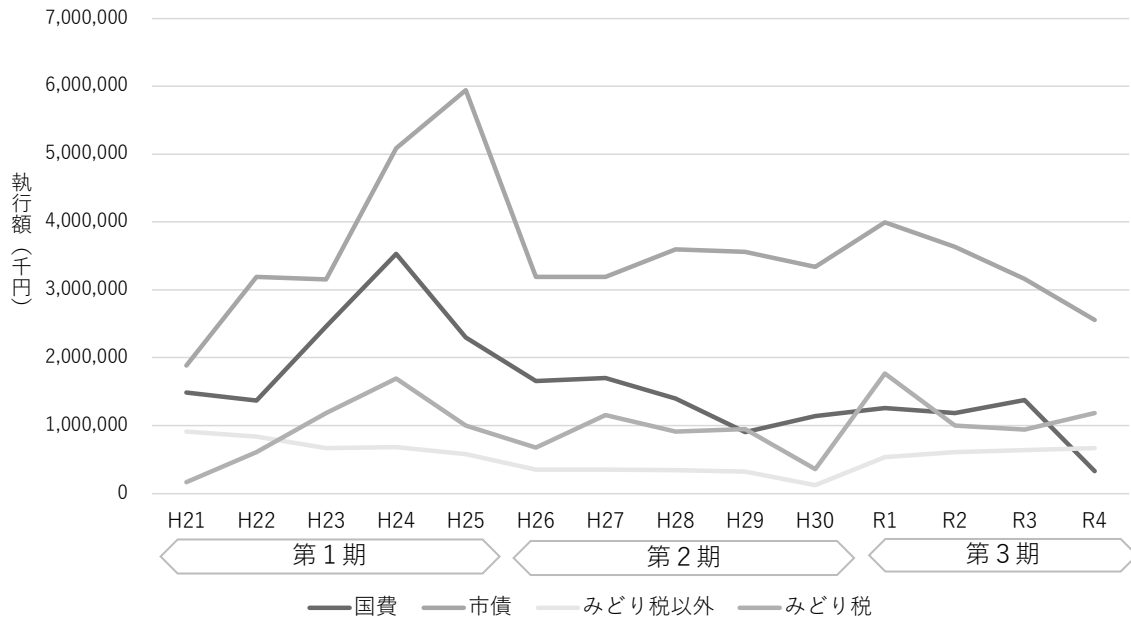
2

「柱1事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り」に係る執行額の推移について



3

「柱1事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り」に係る執行額の推移について



4

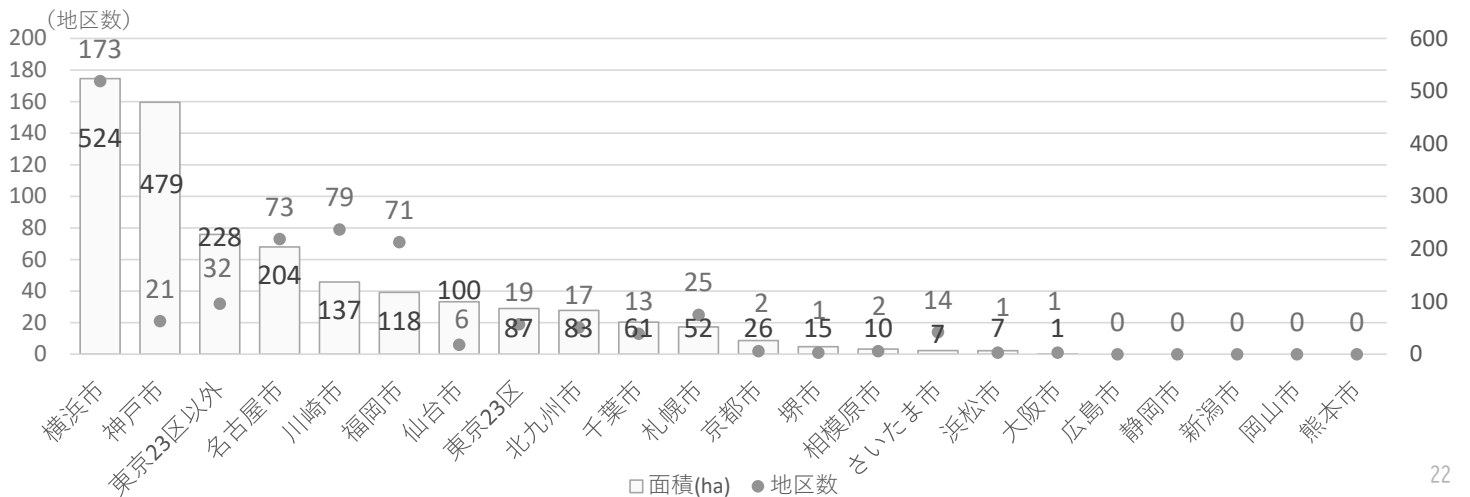
1-(8) 他の政令指定都市との比較

明日をひらく都市
OPEN×PIONEER
YOKOHAMA

- 特別緑地保全地区の指定面積及び指定地区数は、他の政令指定都市等と比較して横浜市が最多
- みどり税という安定的な財源があることで、緑地として永年保全可能な特別緑地保全地区の指定を積極的に推進することができている

■ 特別緑地保全地区の指定面積と指定地区数の比較（政令指定都市及び東京都）（2021年度末時点）

(ha)

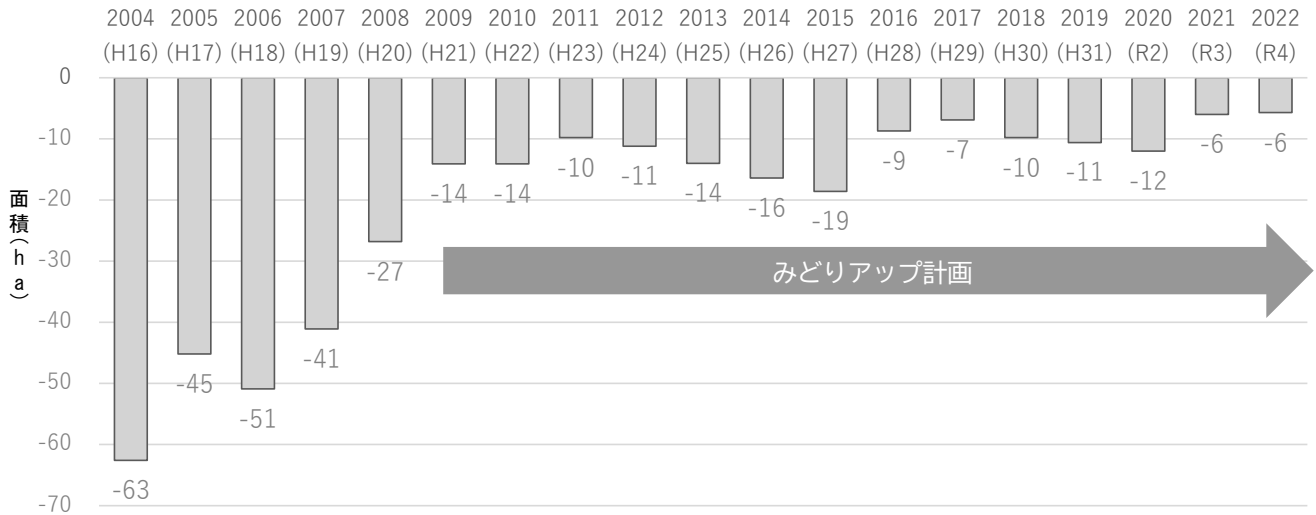


22

1-(9) 樹林地の減少傾向の鈍化

○ みどりアップ計画前の減少量に比して、減少幅が鈍化している

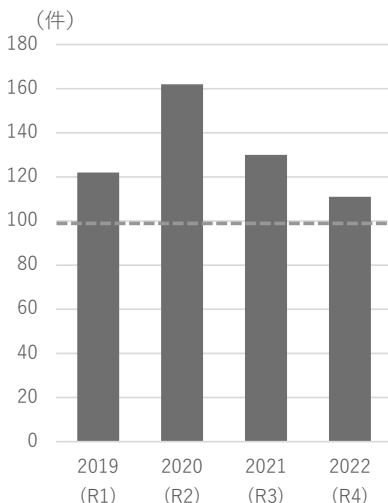
■ 課税地目山林面積の減少量の推移



1-(10) 維持管理助成の実績

○ みどり税を活用し、第3期の目標件数（100件／年）を超えた申請にも着実に対応

■ 維持管理助成 実績



○ 指定した樹林地における維持管理の支援の概要

緑地保全制度により指定した樹林地の管理作業にかかる費用の一部を助成

助成対象	危険・障害樹木等の伐採・剪定、草刈り、不法投棄防止のためのフェンス設置、簡易土留めの設置
助成金額	上限50万円までは、対象となる経費の全額助成 事業費用が50万円を超えた場合は、50万円を超えた分のうち、その半額の助成
申請回数	樹木管理、草刈りともに3年毎に申請可能 簡易土留、フェンスについては1回のみ



作業前



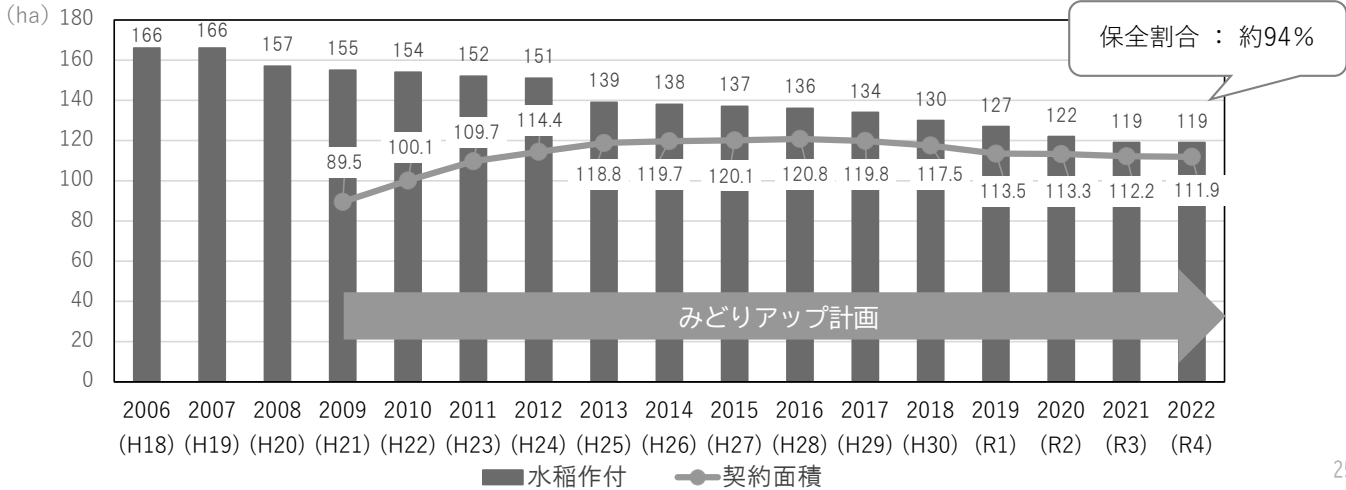
作業後

2-(1) 水田の保全 数値

明日をひらく都市
OPEN×PIONEER
YOKOHAMA

- 市内の水田面積全体の約9割に対して保全奨励を実施（水田保全契約を締結）
- 水田の減少の抑制に一定の効果を発揮

■ 水田の推移



25

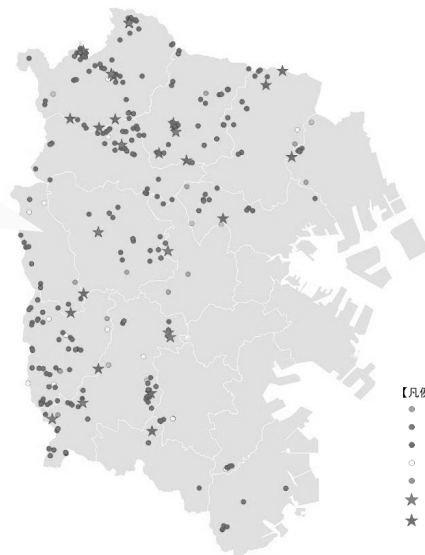
2-(2) 農のふれあい体験の場としての農園の開設

明日をひらく都市
OPEN×PIONEER
YOKOHAMA

- 農園の開設支援や農園付公園の整備が進み、市民が農にふれあい、楽しむ場が増加
- 緑の保全・創造の重要性を市民に意識してもらうために、有効な取組となっている
- 第3期においては、77か所の農園が新規開設された

市民農園等 465か所

- ・ 計画開始前に開設：148か所
- ・ 計画開始後に開設：314か所
- ・ 整備中の農園付公園：3か所
(2023年3月時点)



- 【凡例】
- 農園付公園
 - 収穫体験農園
 - 認定市民菜園
 - 環境学習農園
 - 栽培収穫体験ファーム
 - ★ R4収穫体験農園
 - ★ R4認定市民菜園

26

3-(1) 並木・街路樹の再生

- 第3期から駅周辺や区の代表的な路線などを対象に、老木化した桜並木など地域で愛されている並木を再生することにより、街路樹による良好な景観づくりを推進
- 現時点で、9路線（7路線完了、2路線整備中）＜目標 10路線＞



路線名	区名	状況
本牧通り	中	完了
本牧桜道	中	完了
谷戸坂	中	完了
大岡川プロムナード	南	整備中
港南桜道	港南	完了
月見台	保土ケ谷	完了
環状4号線	緑	整備中
あざみ野中学校通り	青葉	完了
たまプラーザ駅周辺	青葉	完了

27

3-(2) 地域緑のまちづくり

- 緑化計画づくりから継続的な活動まで、地域の緑化活動を支援することで、様々な場所でその地域にふさわしい緑や花のまちづくりが進むとともに、緑をテーマとした地域コミュニティ活動をする地区が増加
- 第3期においても、新たに20地区と協定を締結

計画開始後 67地区
(2023年3月時点)



28

3-(3) 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり

- 街なかの緑や花は、美しく潤いのある景観を形成するとともに街の魅力や賑わいづくりにも貢献
- 取組が花や緑への関心を高めるきっかけとなっている

■ ガーデンネックレス横浜2022 アンケート結果

<設問> 花・緑への関心を教えてください

選択項目	数	割合
以前から関心があったが、ガーデンネックレスの会場をみて <u>更に高まった</u>	1,332	52.2%
以前は関心なかったが、ガーデンネックレスの会場をみて <u>関心が高まった</u>	923	36.2%

(N=2,551)



29

2 斜面地等の安全対策に係る考え方と実績

説明内容

- (1) 法令等に基づく崖地の指定区域の概要及び市が管理する緑地の数
- (2) 緑地における崖地対策の考え方
- (3) みどりアップ計画における法面整備の考え方（みどり税充当の考え方）
- (4) みどりアップ計画での実績（3期目：2019～2022年の4か年）

2

2 斜面地等の安全対策に係る考え方と実績

明日をひらく都市
OPEN×PIONEER
YOKOHAMA

(1) 法令等に基づく崖地の指定区域の概要及び市が管理する緑地の数

- 崖地の対策は法令等に基づき、ハード・ソフトの対策を行っています。
○市が管理する緑地には、主にソフト対策を実施する土砂災害警戒区域等が多くあります。

指定区域名称	根拠法令	対策	指定権者	市が管理する緑地
①土砂災害警戒区域 【イエローゾーン】	土砂災害防止法	ソフト対策 (警戒避難体制等)	神奈川県	229緑地
②土砂災害特別警戒区域 【レッドゾーン】	土砂災害防止法	ソフト対策 +一部ハード対策 (住宅構造規制等)	神奈川県	198緑地
③急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法	ハード対策 (法面整備)	神奈川県	70緑地
④即時避難指示対象区域	市独自の考え方	ソフト対策 ハード対策(市有地)	横浜市 (総務局)	5緑地
高さ5m、傾斜角度30度以上の崖地のうち、指定基準を満たすと①～④に指定				
⑤その他の崖地	—	崖地の状況により判断	(施設管理者)	—

※市が管理する緑地：特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、市民の森・ふれあいの樹林、市有緑地

3

2 斜面地等の安全対策に係る考え方と実績

明日をひらく都市
OPEN×PIONEER
YOKOHAMA

(2) 緑地における崖地対策の考え方

- 市が取得した緑地は、樹林地の確実な担保や市民利用等のため、初期整備や日常管理を実施し、安全管理に努めています。

①初期整備

- ・市民の森や市が取得した緑地について、良好に維持管理するための初期整備を実施
※初期整備：法面整備、外周柵の設置、樹木のせん定・伐採、管理スペースの整備等

②日常管理

- ・外周部の植栽管理や施設点検等を実施
- ・必要に応じて、樹木のせん定・伐採、土留め、法面整備等を実施

- (補足) 市が直接管理しない源流の森保存地区、緑地保存地区では、市は初期整備や日常管理を実施しないが、土地所有者の維持管理作業の支援を実施
※危険支障樹木のせん定・伐採、草刈、フェンス・簡易土留めの設置等への助成

2 斜面地等の安全対策に係る考え方と実績

明日をひらく都市
OPEN×PIONEER
YOKOHAMA

(3) みどりアップ計画における法面整備の考え方（みどり税充当の考え方）

- 市が取得した特別緑地保全地区、市民の森等での法面整備は、みどりアップ計画の事業として実施しています。
- 法令等によりハード対策の実施が必要な崖地の法面整備は、一般会計で実施しています。

① 土砂災害警戒区域等（イエローゾーン・レッドゾーン）、その他の崖地

ソフト対策が求められるが、崖地や外周部の状況等により、ハード対策が必要な場合は、事業量（新規拡充か既存事業量か）や用途の観点等から、

みどり保全創造事業費会計（1項または2項）で法面整備を実施

② 急傾斜地崩壊危険区域、即時避難指示対象区域（市有地）

ハード対策が必要であり、標準的税負担による行政需要を超えるものではないため、**一般会計で法面整備を実施**

2 斜面地等の安全対策に係る考え方と実績

明日をひらく都市
OPEN×PIONEER
YOKOHAMA

(参考) 緑地における初期整備（法面整備）のイメージ

- 可能な限り樹木を残した整備や、景観や環境に配慮した植栽基盤の確保に努めています。
- 住宅等の後背地は法面整備を行いますが、遠くから視認される斜面上部の樹木は保全に努めています。



舞岡ふるさとの森（市民の森）
※法枠内を緑化



恩田東部特別緑地保全地区
※法面は植栽基材吹付により緑化

2 斜面地等の安全対策に係る考え方と実績

明日をひらく都市
OPEN×PIONEER
YOKOHAMA

(4) みどりアップ計画での実績（3期目：2019～2022の4か年）

○4年間で、53緑地において法面整備に係る委託や工事を実施。（工事は24緑地）

年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	4か年合計	4か年執行額 【うちみどり税】
緑地数 (うち整備数)	4緑地 (1緑地)	16緑地 (5緑地)	16緑地 (9緑地)	17緑地 (9緑地)	53緑地 (24緑地)	1,184百万円 【39百万円】

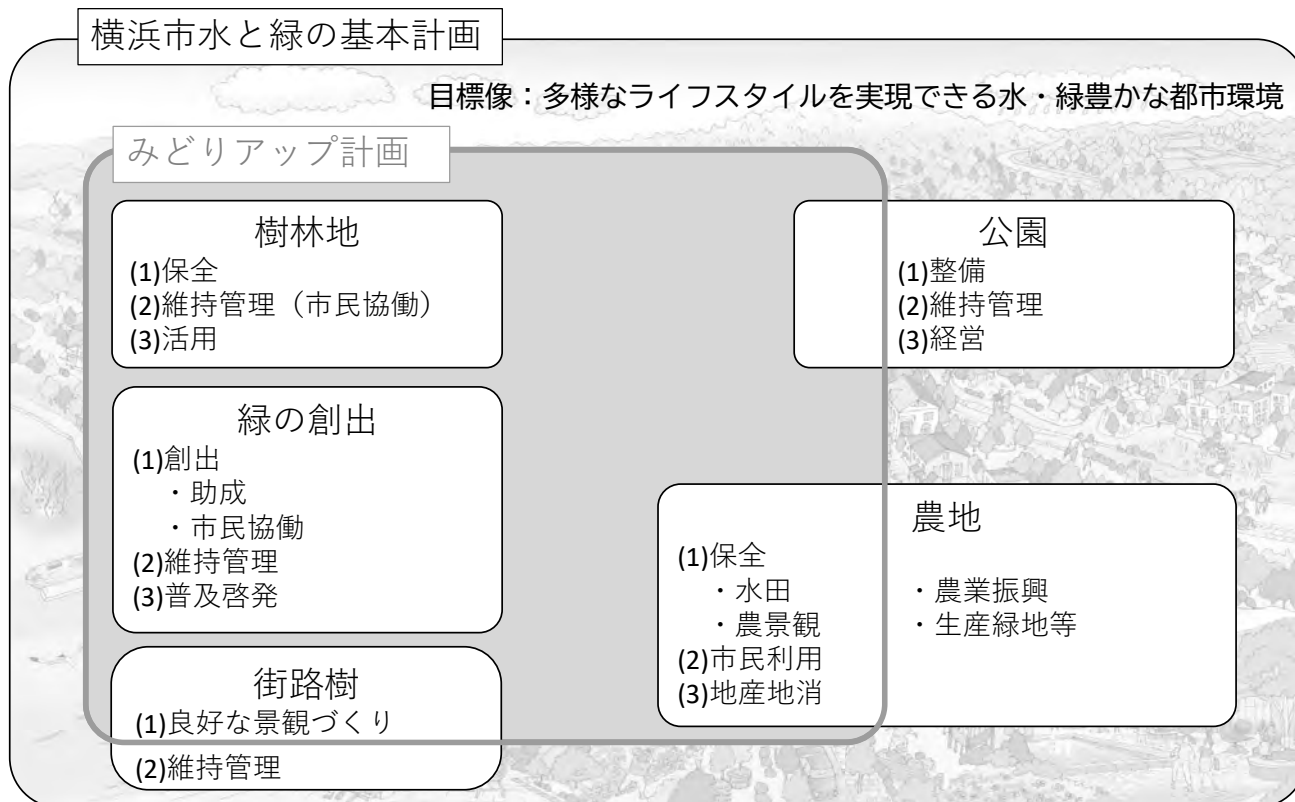
※崖地の法面整備は、通常3か年程度で実施（2か年は測量・地質調査等の委託、3か年目に工事を実施）

※初期整備を実施する公園緑地整備課の法面整備に係る事業費・事業量を集計

次期計画原案の概要

①-1 緑施策の全体像

- 緑に関する全ての施策は、「水と緑の基本計画」に位置付けており、分野ごとに推進施策を整理
- みどりアップ計画は、水と緑の基本計画の目標像を達成するための実行計画



4

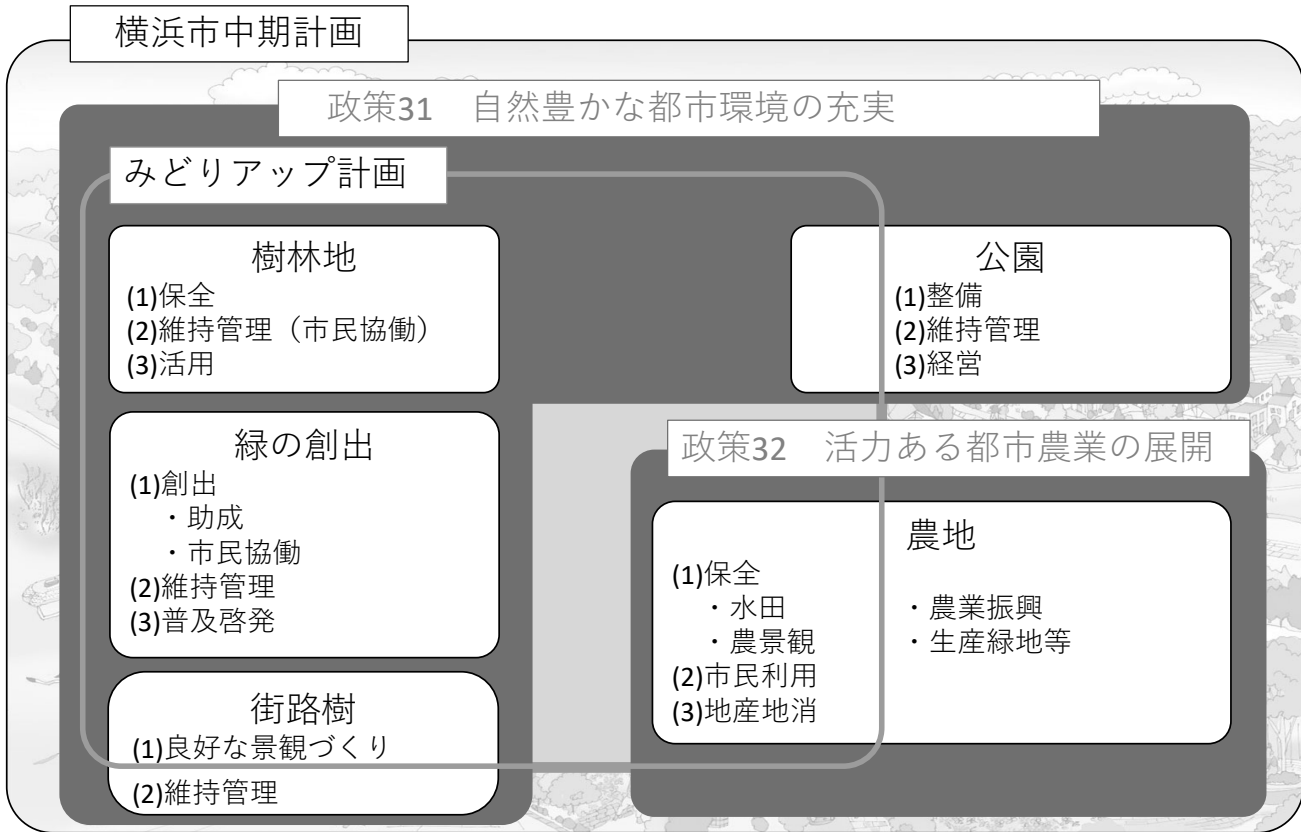
①-2 横浜市中期計画との関係 ①

- みどりアップ計画の事業は、横浜市中期計画の政策31、政策32に位置づけている

中期計画におけるみどりアップ計画の位置づけ

基本戦略	『テーマ02 コミュニティ・生活環境づくり』 『テーマ04 まちの魅力・ブランド力向上』	子どもを育む花と緑の空間づくり 子どもの農体験等による土に触れる機会の提供 身近な緑地の保全
戦略	戦略7 『花・緑・農・水の豊かな魅力あふれる ガーデンシティ横浜の実現』	
政策	政策31 自然豊かな都市環境の充実 政策32 活力ある都市農業の展開	

- 具体的には、柱1、柱3の事業が政策31に、柱2の事業が政策32に位置づけている



中期計画

政策31 自然豊かな都市環境の充実

みどりアップ計画

1	ガーデンシティ横浜の更なる推進	主管局	環境創造局
ガーデンシティ横浜のリーディングプロジェクトである「ガーデンネクス横浜」の取組を継続するとともに、国際園芸博覧会の開催に向け、「公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会」と連携し、会場整備や各区での花や緑を親しむ活動支援等を進めます。			
2	まとまりのある樹林地の保全・活用	主管局	環境創造局
緑地保全制度による指定の拡大、市による買取り、樹林地の良好な維持管理と整備、活用及び森づくりを担う人材の育成、市民が森に関わるきっかけの提供等、多様な機能を持つ樹林地を保全し、次の世代に引き継ぐための取組を進めます。			
3	市民が実感できる花や緑の創出・育成	主管局	環境創造局、道路局
多くの人が訪れる市街地や、生活に身近な住宅地、子どもを育む空間などで、市民や企業と連携した緑のまちづくり等を通じ、花や緑によるまちの魅力、にぎわいの創出・育成、良好な景観の創出を進めます。			
4	魅力ある公園の新設・再整備及び管理運営	主管局	環境創造局
三ツツ公園など老朽化した公園の再整備や公園の不足地域への新設整備を推進するとともに、大規模な土地利用転換や旧上瀬谷通信施設・旧深谷通所等の米軍施設跡地を活用し、多様なニーズに応じた公園整備を進めます。また、公園の将来像を示すパークマネジメントプラン等の策定やPark-PFIを含む公募型事業等の推進、公園祭典等活動の活性化等、多様な主体と連携した整備、維持・管理運営を通じ、公園の魅力とにぎわいを創出します。			
5	都市ブランドの向上に向けた動物園の充実	主管局	環境創造局
市内3つの動物園（横浜動物の森公園・野毛山公園・金沢自然公園）において、それぞれの強みを生かした管理運営を行うとともに、子どもたちや観光客など来園者のターゲットに合わせた施設の充実を図ることで、動物への親しみや触れ合いを通じて楽しみや癒し・癒しを感じられる場を創出し、都市のにぎわいや魅力、都市ブランドの向上にもつなげます。			
6	良好な水環境の創出、多様な生き物を育む場づくり	主管局	環境創造局
良好な河川環境の創出や生物共生型護岸の整備、プラスチックの海洋流出防止、グリーンインフラを生かした水道管の再生、水再生センターでの高度処理の導入や合流式下水道の改善による公共用水域の保全推進等により、気候変動に対する適応策に寄与するとともに、生物多様性保全につながる豊かな水環境を保全・創出します。			
7	安全・安心で快適な生活環境の実現、生物多様性保全に向けた環境にやさしいライフスタイルの実践と定着	主管局	環境創造局
良好な大気、音・水・地盤などの生活環境を維持しながら、市民の安全・安心で快適な暮らしを確保します。また、動物園での希少動物の種の保存の取組、市内の生物多様性の見える化に向けたデータ収集と活用等の調査・研究、環境行動を促す普及啓発・環境教育を通して、環境にやさしいライフスタイルの実践と定着を進めます。			

柱1

市民とともに次世代につなぐ森を育む

- 施策1 樹林地の確実な保全の推進
- 施策2 良好な森を育成する取組の推進
- 施策3 森と市民とをつなげる取組の推進

柱2

市民が身近に農を感じる場をつくる

- 施策1 農に親しむ取組の推進
- 施策2 地産地消の推進

柱3

市民が実感できる緑や花をつくる

- 施策1 市民が実感できる緑をつくり、育む取組の推進
- 施策2 緑や花に親しむ取組の推進

中期計画

政策32 活力ある都市農業の展開

1 農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興	主管局	環境創造局
栽培環境のモニタリングや環境制御などのスマート農業技術導入を通じて、品質や収量の安定化や作業の効率化を進めるとともに、6次産業化による農畜産物の付加価値向上など、市内産農畜産物の生産振興を図ります。また、農業専用地区等において地域特性に応じた農業生産基盤・設備の整備・改修の支援など生産環境の整備を進めます。さらに、旧上瀬谷通信施設のまちなみについては、大学、企業などと連携し、最新技術を活用した収益性の高い農業生産による新たな都市農業のモデルを検討していきます。		
2 横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援	主管局	環境創造局
認定農業者、「よこはま・ゆめ・ファーマー」®など意欲的に農業に取り組む担い手や、新規参入者等の新たに農業を支える担い手等の育成・支援を進めます。また、社会福祉法人やNPO法人等の農業参入など農福連携の推進につながる仕組みづくりの検討や、農業金融制度の活用等による農業経営の安定対策など、多様な担い手への支援を進めます。		
3 農業生産の基盤となる農地の利用促進	主管局	環境創造局
遊休農地の利用促進など農地の貸し借りを促進し、良好な景観形成やグリーンインフラとしての機能の活用など、農地の多面的な機能の有効利用を促進することで、防災・減災にも資するまとまりのある農地等の保全を図ります。		
4 農に親しむ取組の推進	主管局	環境創造局
収穫体験から本格的な農作業まで、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設や、農体験を通じた食育の実践など、市民が農と触れ合う場づくりを推進することで、地域コミュニティの形成に貢献し、子育て世帯等にも選ばれる、農の魅力を体感できる魅力あるまちづくりにつなげていきます。また、国際園芸博覧会を契機として、農をにぎわいや観光などにつなげていく取組を検討していきます。		
5 「横浜農場」の展開による地産地消の推進	主管局	環境創造局
飲食店等の食品産業における市内産農畜産物の利用促進や直売所等の支援、「横浜農場」によるプロモーション、企業等が開催するイベント（マルシェ等）の開催支援など、身近に農を感じる地産地消を推進します。また、地産地消に関わる人材の育成、企業等との連携を更に進めるとともに、生産者・事業者・市民等のネットワークづくりを通じて、地域の食と農のつながりの深化や市内経済の循環を促進します。		

みどりアップ計画

- 柱1**
市民とともに次世代につなぐ森を育む
施策1 樹林地の確実な保全の推進
施策2 良好な森を育成する取組の推進
施策3 森と市民とをつなげる取組の推進
- 柱2**
市民が身近に農を感じる場をつくる
施策1 農に親しむ取組の推進
施策2 地産地消の推進
- 柱3**
市民が実感できる緑や花をつくる
施策1 市民が実感できる緑をつくり、育む取組の推進
施策2 緑や花に親しむ取組の推進

①-3 これからの緑の取組[2024-2028]（原案）の概要

別紙1 原案（概要版）参照

別紙 1

これからの緑の取組[2024-2028]（原案概要版）

横浜みどりアップ計画 横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に、多くの樹林地や農地などの多様な緑を有しています。これらの緑を次世代に引き継ぐため、「横浜水と緑の基本計画」の重点的な取組として、2009（平成21）年度から「横浜みどり総」を初週の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

これからの緑の取組[2024-2028] 現行の「横浜みどりアップ計画」は、2023（令和5）年度末までの計画ですが、緑の保全や創出は長い時間をかけて継続的に取り組む必要があります。そこで、これまでの取組の成果などを踏まえ、2024（令和6）年度以降に重点的に取り組む「これからの緑の取組[2024-2028]」の原案をとりまとめました。

図1「これからの緑の取組[2024-2028]」の位置付け

※緑の取組の位置

5か年の目標

- 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指す
緑地保全制度による指定が進むことで樹林地の担保量が増加、水田の保全面積を維持、市街地で緑を創出する取組が進展 など
- 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
緑の保全管理など緑の多様な機能や役割を発揮する取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上 など
- 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します
園に関するイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者が緑に関わる機会が増加 など

取組のポイント

- 緑地保全制度により指定した民有樹林地の維持管理負担を軽減するための支援を拡充
- 市民が様々なかたちで森に親しみ、楽しむことができる多様な活用を推進
- 都心部から郊外部まで、農とふれあう機会の全市民的な展開を推進
- 地域が主体となって取り組む地域緑のまちづくりをはじめ、地域での緑や花の取組を推進

横浜みどりアップ計画の各期における事業費構成比の比較

資料1 別紙2

(前回資料 別紙3)

5か年計画額の推移

(単位:百万円)

	第1期 2009-2013	第2期 2014-2018	第3期 2019-2023	原案 2024-2028
柱1	47,388 81.4%	36,639 75.6%	36,747 73.2%	30,250 72.9%
柱2	5,366 9.2%	3,985 8.2%	4,067 8.1%	3,422 8.3%
柱3	5,457 9.4%	7,784 16.1%	9,320 18.6%	7,722 18.6%
広報	0 0.0%	80 0.2%	80 0.2%	80 0.2%
合計	58,211	48,488	50,214	41,474

うちみどり税充当見込み額の推移

(単位:百万円)

	第1期 2009-2013	第2期 2014-2018	第3期 2019-2023	原案 2024-2028
柱1	7,273 69.1%	6,719 51.6%	7,181 52.8%	8,564 60.4%
柱2	1,148 10.9%	1,661 12.8%	1,283 9.4%	1,040 7.3%
柱3	2,101 20.0%	4,639 35.6%	5,128 37.7%	4,582 32.3%
広報	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合計	10,522	13,019	13,592	14,186

※ 原案の事業費は見込み値であり、毎年度の予算は議会の議決をもって決定します。

②-1 事業概要と財源を含めた事業費

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA

柱1の具体的取組

- ・ 取組1/27 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り
- ・ 取組2/27 森の多様な機能に着目した森づくりの推進
- ・ 取組3/27 指定した樹林地における維持管理の支援
- ・ 取組4/27 森づくりを担う人材の育成
- ・ 取組5/27 森づくり活動団体への支援
- ・ 取組6/27 森に関わるきっかけづくり
- ・ 取組7/27 森の多様な楽しみづくり

柱2の具体的取組

- ・ 取組8/27 水田の保全
- ・ 取組9/27 特定農業用施設保全契約の締結
- ・ 取組10/27 農景観を良好に維持する活動の支援
- ・ 取組11/27 多様な主体による農地の利用促進
- ・ 取組12/27 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

柱3の具体的取組

- ・ 取組17/27 シンボリックな緑の創出・育成
- ・ 取組18/27 街路樹による良好な景観づくり
- ・ 取組19/27 公開性のある緑空間の創出支援
- ・ 取組20/27 建築物緑化保全契約の締結
- ・ 取組21/27 名木古木の保存
- ・ 取組22/27 地域緑のまちづくり
- ・ 取組24/27 人生記念樹の配布
- ・ 取組25/27 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成
- ・ 取組26/27 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり

柱1 事業①緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

取組1/27 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

●取組内容

- ・緑地保全制度による指定
- ・特別緑地保全地区等の買取り対応

●目的・効果

- ・指定を進めることで市内の樹林地を保全
- ・相続等の際に着実に買取り対応を行うことで、特に重要な樹林地の指定拡大につなげる

●第3期の成果・評価

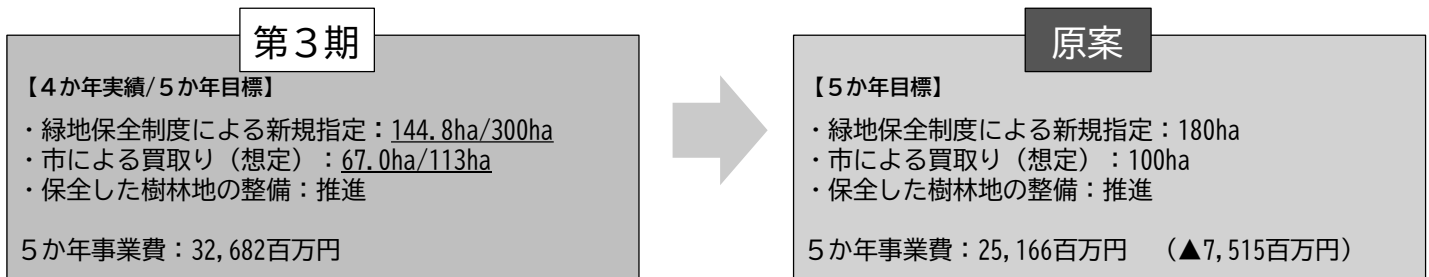
- ・計画前に比べ、3倍以上のスピードで緑地保全制度による指定が進展
- ・多くのまとまりのある樹林地が担保され、将来世代に引き継ぐことができた
- ・市民の散策や自然観察に利用できるようになった
- ・指定面積の小規模化や指定までに時間がかかる案件が増えている



市内に残るまとまりのある樹林地

●第3期から原案の変更点

- ・2019～2022年度の指定実績を踏まえ、目標値は180ha
- ・近年の土地単価の下落傾向や買取り面積の傾向を踏まえ、事業費を減

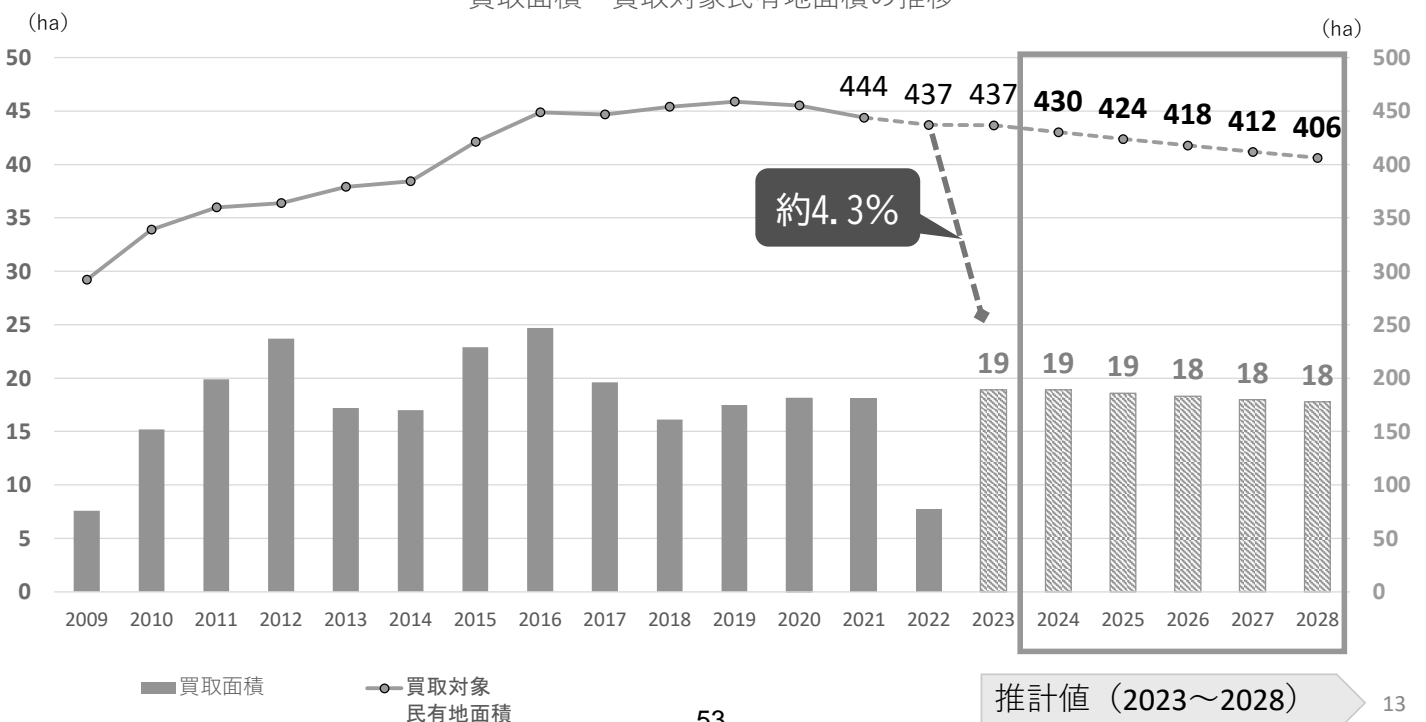


12

市による買取り（想定面積）

- ・買取りが発生する可能性のある緑地保全制度による指定地である、買取り対象民有地は約440ha
- ・過去の傾向から、この買取り対象民有地約440haに対して概ね4.3%程度の買取り申出が発生すると想定
- ・買取り想定面積は、引き続き約20ha/年で推移する見込み

買取り面積・買取り対象民有地面積の推移



13

柱1 事業②良好な森の育成

取組2/27 森の多様な機能に着目した森づくりの推進

●取組内容

市が所有する森等の計画的な維持管理を実施

●目的・効果

良好な管理によって森が持つ多様な機能を発揮させることで、ネイチャーポジティブの実現や災害リスクに対するレジリエンス（柔軟性や回復力）を強化

●第3期の成果・評価

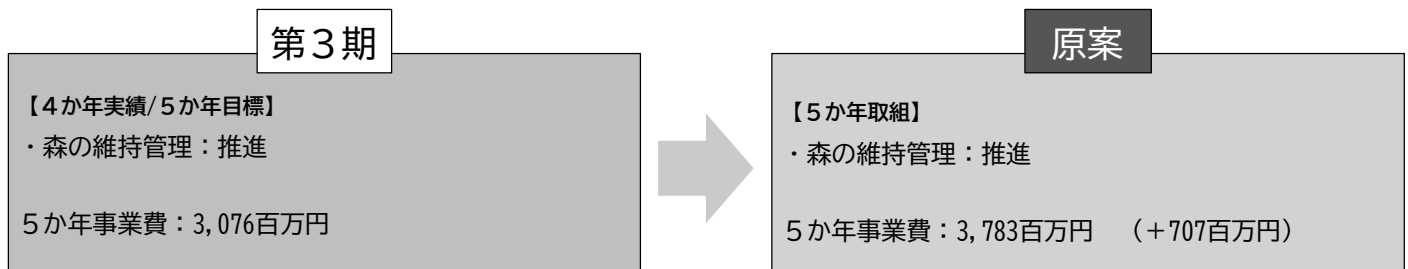
計画的な維持管理を実施したことで、良好な景観や生物多様性など、森が持つ機能がより発揮された



良好な森づくり

●第3期から原案の変更点

維持管理面積の増や過年度実績を反映して事業費を計上



14

柱1 事業②良好な森の育成

取組3/27 指定した樹林地における維持管理の支援

●取組内容

樹林地所有者に対して維持管理費を助成

●目的・効果

- ・維持管理費の一部を助成することで、樹林地所有者の負担を軽減
- ・緑地保全制度による指定を受けるメリットになり、新規指定につながる
- ・負担軽減により継続保有を促し、取得費や市有地の維持管理費を抑制

●第3期の成果・評価

樹林地所有者の維持管理負担を軽減することができ、樹林地として持ち続けてもらうことにつながった

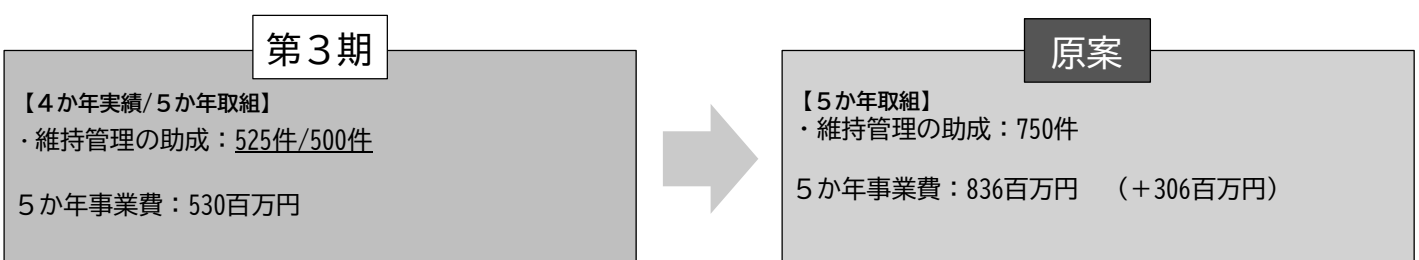


作業前

作業後

●第3期から原案の変更点

助成件数等を拡充するとともに、申請手続きを支援するための仕組みを構築



54

15

柱1 事業③森に関わる多様な機会の創出

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

取組4/27 森づくりを担う人材の育成

●取組内容

- ・森づくりに関する研修の実施、情報の発信
- ・個人参加型の森づくり体験会の開催

●目的・効果

森との多様な関わり方をできるようきっかけづくりや、人材の育成をすることで、より多くの市民と協働した良好な森づくりを実現

●第3期の成果・評価

森づくり活動を体験する体験会により、多くの方が森づくり活動団体の取組を知ることができ、個人の方が活動団体に新たに参加する橋渡しとなった



大学生を対象とした森づくり研修

●第3期から原案の変更点

体験会参加者と活動団体等をつなげる登録システムを構築

第3期

【4か年実績/5か年取組】

- ・森づくりを担う人材の育成：推進
- ・広報誌等での森づくり活動に関する情報発信：16回/20回

5か年事業費：75百万円



原案

【5か年取組】

- ・森づくりを担う人材の育成：50回
- ・広報誌等での森づくり活動に関する情報発信：20回

5か年事業費：78百万円（+3百万円）

16

柱1 事業③森に関わる多様な機会の創出

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

取組5/27 森づくり活動団体への支援

●取組内容

森づくり活動団体への助成・道具の貸し出し など

●目的・効果

森で活動する団体に対して幅広い支援を行うことで、より多くの市民と協働した良好な森づくりを実現

●第3期の成果・評価

道具の貸し出しや専門家派遣によるアドバイスの実施等により、個々の活動団体のスキルアップにつながるとともに、森が利用しやすくなった



チップターの貸し出し

●第3期から原案の変更点

- ・活動団体からニーズの高い道具の貸し出しについて、支援を拡充

第3期

【4か年実績/5か年取組】

- ・森づくり活動団体への支援：132団体/150団体

5か年事業費：55百万円



原案

【5か年取組】

- ・森づくり活動団体への支援：175団体

5か年事業費：42百万円（▲13百万円）

55

17

柱1 事業③森に関わる多様な機会の創出

取組6/27 森に関わるきっかけづくり

●取組内容

- ・各区や市内大学等と連携したイベントの実施
- ・自然体験や環境学習の機会の提供 など

●目的・効果

森の恵みに対する理解を深め、森に関わるきっかけとなるイベント等を実施し、より多くの市民の共感を得ながら、良好な森づくりを実現

●第3期の成果・評価

市内大学など多様な主体と連携しながら、イベント等を通じて森に関わるきっかけづくりを進めることができた



市内大学と連携したイベント
「よこはま森の楽校」

●第3期から原案の変更点

- ・各区や図書館・市内大学等と連携した子どもが森にふれあうきっかけづくりを拡充
- ・小中学校と連携した森への理解を深める取組を新たに実施

第3期

【4か年実績/5か年取組】

- ・市内大学や関係団体などと連携したイベントや、区主催による地域の森でのイベントの実施
：249回/180回
- ・ウェルカムセンター周辺の緑を活用したイベント等
：37回/50回

5か年事業費：330百万円



原案

【5か年取組】

- ・市内大学や関係団体などと連携したイベントや、区主催による地域の森でのイベントの実施：180回
- ・学校と連携したきっかけづくり：推進
- ・ウェルカムセンターでの森のマナーアップにつながるイベント等：50回

5か年事業費：315百万円（▲15百万円）

18

柱1 事業③森に関わる多様な機会の創出

取組7/27 森の多様な楽しみづくり

●取組内容

新たな森の利活用手法を試行

●目的・効果

身近な緑を実感し、市民の共感につなげるため、地域における森の利活用を推進



古橋市民の森（泉区）

●第3期から原案の変更点

- ・地域における森の利活用を新たに推進
- ・樹林地周辺の施設と連携した利活用計画を検討し、さらに森の機能や魅力を高める取組を推進

原案

【5か年取組】

- ・市民の森の開園：5か所
- ・地域における多様な森の利活用：推進

5か年事業費：30百万円（+30百万円）

柱2 事業①良好な農景観の保全

取組8/27 水田の保全

●取組内容

- ・水田所有者に奨励金を交付
- ・水田景観の保全に必要な水源や水路の更新

●目的・効果

多様な機能を持つ水田を維持できるよう、奨励金により水田の保全を図る

●第3期の成果・評価

市内の水田面積の約9割と契約し、水田の保全に貢献



保全された水田

●第3期から原案の変更点

地域の担い手が、更に水田管理面積を拡大できるよう、維持管理支援を新たに実施

第3期

【4か年実績/5か年取組】

- ・水田保全面積：111.9ha/125ha
- ・水源・水路の確保：10か所/10か所

5か年事業費：490百万円



原案

【5か年取組】

- ・水田保全面積：115ha
- ・水源・水路の整備：25件

5か年事業費：536百万円（+46百万円）

20

柱2 事業①良好な農景観の保全

取組9/27 特定農業用施設保全契約の締結

●取組内容

農地所有者の負担軽減と農地の保全を図るため、農地と農業用施設を10年間適正に管理することを条件に、農家の住宅敷地等にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税を10年間軽減

●目的・効果

農地の保全に不可欠な農業用施設に対する負担軽減により農地の保全を図る

●第3期の成果・評価

農地所有者の負担軽減により、農地の保全につながった



特定農業用施設

●第3期から原案の変更点

農地の保全を図るため、引き続き実施

第3期

【4か年実績/5か年取組】

- ・制度運用

5か年事業費：10百万円



原案

【5か年取組】

- ・制度運用

5か年事業費：10百万円（±0円）

57

21

柱2 事業①良好な農景観の保全

取組10/27 農景観を良好に維持する活動の支援

●取組内容

農地縁辺部への植栽や牧草等による環境対策や土砂流出対策等を支援

●目的・効果

農景観を維持する活動を行う団体に対して幅広い支援を行うことで、良好な農景観を保全

●第3期の成果・評価

支援により良好な農景観が維持されることで、市民からの評価も得られた



土砂流出対策を行った農地

●第3期から原案の変更点

- ・事業ボリュームを精査して実施
- ・たい肥化設備等の支援について、個人支援にすることに伴いみどり税非充当事業に変更

第3期

【4か年実績/5か年取組】

- ・集団農地維持面積：674ha/730ha
- ・農地縁辺部への植栽：66件/55件
- ・井戸の改修・土砂流出対策：23件/20件
- ・牧草等による環境対策：19.31ha/20ha
- ・たい肥化設備等の支援：8件/25件

5か年事業費：542百万円



原案

【5か年取組】

- ・集団農地維持団体：60団体
- ・農地縁辺部への植栽：75件
- ・農景観保全整備：40件
- ・牧草等による環境対策：20ha
- ・環境配慮支援：25件

5か年事業費：467百万円 (▲75百万円)

柱2 事業①良好な農景観の保全

取組11/27 多様な主体による農地の利用促進

●取組内容

遊休農地の復元に対して補助金を助成

●目的・効果

意欲ある農家や新規に参入を希望する方などへ農地を貸し付けられるよう、遊休農地の復元支援を行うことで、良好な農景観を保全

●第3期の成果・評価

遊休化した農地を復元することで、良好な農景観が形成された



復元された農地

●第3期から原案の変更点

農家の高齢化等により遊休農地が増加している現状を踏まえ、農地の復元支援を増

第3期

【4か年実績/5か年取組】

- ・遊休農地の復元支援：1.82ha/1.5ha

5か年事業費：153百万円



原案

【5か年取組】

- ・遊休農地の復元支援：3ha

5か年事業費：88百万円 (▲65百万円)

柱2 事業②農とふれあう場づくり

取組12/27 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

●取組内容

- ・農地において収穫体験農園や市民農園などの開設を支援
- ・継続できなくなった農地を公園として取得し、農園付公園として整備

●目的・効果

市民が農とふれあう機会を提供

●第3期の成果・評価

様々な農園が多くの場所で開設されることで、市民が農を楽しめる場が増えた



農園付公園

●第3期から原案の変更点

- ・農園付公園の新規用地取得を抑制し、用地取得済み箇所での整備に注力

第3期

【4か年実績/5か年取組】

- ・様々な市民ニーズに合わせた農園の開設
: 17.5ha/22.8ha

5か年事業費：2,453百万円



原案

【5か年取組】

- ・様々な市民ニーズに合わせた農園の開設：19.5ha

5か年事業費：1,835百万円（▲618百万円）

24

柱3 事業①まちなかでの緑の創出・育成

取組17/27 シンボリックな緑の創出・育成

●取組内容

- ・土地利用転換の機会を捉え、公有地化しシンボリックな緑を創出（緑豊かな公園を整備）
- ・主要な公共施設・公有地での緑の創出

●目的・効果

多くの市民が目にする場所で緑を創出し、市民の実感につながる景観を形成

●第3期の成果・評価

緑が少ない地域で新たに市民の実感につながる緑を創出できた



公有地化によるシンボリックな緑の創出

●第3期から原案の変更点

- ・公有地化によるシンボリックな緑の創出は、用地取得済み箇所での整備に注力
- ・公共施設・公有地での緑の創出は、多くの市民が目にする場所での大規模な案件を統合

第3期

【4か年実績/5か年取組】

- ・公有地化によるシンボリックな緑の創出・管理：推進
- ・公共施設・公有地における緑の創出：34か所/36か所

5か年事業費：1,889百万円



原案

【5か年目標】

- ・緑の創出：5か所
- ・緑の維持管理：推進

5か年事業費：835百万円（▲1,054百万円）

59

25

柱3 事業①まちなかでの緑の創出・育成 取組18/27 街路樹による良好な景観づくり

●取組内容

- ・街路樹の質の高い維持管理
- ・老木化した並木の再生

●目的・効果

多くの市民が目にする街路樹により良好な景観を形成することで、市民の実感につなげる

●第3期の成果・評価

地域に愛されている並木の再生や、計画的なせん定により良好な街並みを形成した



街路樹による良好な景観

●第3期から原案の変更点

並木の再生工事が概ね完了したことによる事業費の減

第3期

【4か年実績/5か年取組】

- ・並木の再生：9路線/10路線
- ・空き地の補植：推進
- ・良好な維持管理：18区で推進

5か年事業費：2,910百万円



原案

【5か年取組】

- ・街路樹による良好な景観づくり：18区で推進

5か年事業費：2,300百万円 (▲610百万円)

柱3 事業①まちなかでの緑の創出・育成 取組19/27 公開性のある緑空間の創出支援

●取組内容

民有地において公開性のある緑化等を行う場合に助成

●目的・効果

緑が少ない市街地において、市民の実感につながる緑を創出

●第3期の成果・評価

多くの市民の目にふれる場所で新たに緑を創出した



公開性のある緑空間の創出

●第3期から原案の変更点

市民の実感につながる緑を創出できるよう、引き続き実施

第3期

【4か年実績/5か年取組】

- ・公開性のある緑空間の創出支援：推進（5か所/10か所）

5か年事業費：100百万円



原案

【5か年取組】

- ・公開性のある緑空間の創出支援：推進（10か所）

5か年事業費：110百万円 (+10百万円)

柱3 事業①まちなかでの緑の創出・育成

取組20/27 建築物緑化保全契約の締結

●取組内容

条例等で定める基準以上の緑化を行う場合に、固定資産税・都市計画税を軽減

●目的・効果

民有地においてより多くの緑化を促すことで、市街地で緑を創出

●第3期の成果・評価

新規契約及び契約更新を進め、街なかでの建物緑化が進んだ



住宅地での緑化

●第3期から原案の変更点

市民や企業が主体となった緑の創出を促せるよう、引き続き実施

第3期

【4か年実績/5か年取組】

・59件/制度運用

5か年事業費：5百万円



原案

【5か年取組】

・制度運用

5か年事業費：4百万円（▲1百万円）

柱3 事業①まちなかでの緑の創出・育成

取組21/27 名木古木の保存

●取組内容

- ・地域住民に古くから街の象徴として親しまれている樹木を指定
- ・指定木の樹木診断や治療、せん定等の維持管理費用の一部を助成

●目的・効果

市民生活に身近な場所に残る象徴的な樹木を保全することで、市民の実感につなげる

●第3期の成果・評価

新規指定や維持管理等の助成を着実に実施し、地域住民に古くから街の象徴として親しまれている樹木を保全できた



名木古木に指定された樹木

●第3期から原案の変更点

市民の実感につながる緑を保全できるよう、引き続き実施

第3期

【4か年実績/5か年取組】

・推進

5か年事業費：88百万円



原案

【5か年取組】

・推進

5か年事業費：93百万円（+5百万円）

柱3 事業②緑や花があふれる地域づくり

取組22/27 地域緑のまちづくり

●取組内容

地域が主体となった緑を創出する取組を、計画づくりから、緑化整備、整備後の自律的な活動の活性化まで支援

●目的・効果

緑や花でいっぱいの街をつくりたいという地域の思いを実現し、市民との協働による緑のまちづくりを実現

●第3期の成果・評価

住宅地や商業地域など、その地区ならではの緑のまちづくりが進むとともに、緑を介した活動を通じて、地域コミュニティが醸成された



地域で取り組む緑化活動

●第3期から原案の変更点

協定締結終了地区に対して、要望の多いアドバイザー派遣などの支援を新たに実施

第3期

【4か年実績/5か年取組】
・新規20地区/新規30地区

5か年事業費：446百万円



原案

【5か年取組】
・35地区

5か年事業費：504百万円 (+58百万円)

30

柱3 事業②緑や花があふれる地域づくり

取組24/27 人生記念樹の配布

●取組内容

出産や入学などの人生の節目の記念に、希望した市民に市内産苗木を配布

●目的・効果

多くの市民に緑をつくり、育むきっかけを提供し、緑あふれる魅力的な街づくりへの共感を醸成

●第3期の成果・評価

老若男女問わず参加しやすい取組として評価を得ている



人生記念樹の配布

●第3期から原案の変更点

市民が利用しやすいよう、配布方法等を見直して引き続き推進

第3期

【4か年実績/5か年取組】
・40,000本配布

5か年事業費：58百万円



原案

【5か年取組】
・40,000本配布

5か年事業費：100百万円 (+42百万円)

62

31

柱3 事業③子どもを育む空間での緑の創出・育成

取組25/27 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成

●取組内容

園庭・校庭の芝生化、ビオトープ整備へのアドバイス、支援

●目的・効果

次世代を担う子どもたちが緑と親しむ空間を整備し、感性豊かな成長を後押し

●第3期の成果・評価

保育園や小学校等で子どもが親しめる多様な緑が整備され、教育の場としても活用されている



保育園に整備されたビオトープ

●第3期から原案の変更点

ニーズが高く、支援を充実しながら引き続き取組を推進

第3期

【4か年実績/5か年取組】

- ・緑の創出：168か所/100か所
- ・緑の維持管理：推進

5か年事業費：414百万円



原案

【5か年取組】

- ・緑の創出：100か所
- ・緑の維持管理：推進

5か年事業費：445百万円 (+31百万円)

柱3 事業④緑や花による魅力・賑わいの創出・育成

取組26/27 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり

●取組内容

観光地等での緑花による魅力的な場づくり

●目的・効果

緑や花による街の魅力や回遊性の向上・賑わいづくりの実現

●第3期の成果・評価

多くの市民に喜ばれ、街の魅力や賑わいづくりにも貢献



山下公園

●第3期から原案の変更点

GREEN×EXPO 2027に向けて、緑や花で彩られた魅力ある街づくりを推進

第3期

【4か年実績/5か年取組】

- ・緑花による空間づくりと維持管理：推進

5か年事業費：2,712百万円



原案

【5か年取組】

- ・緑花による魅力づくり：推進

5か年事業費：2,712百万円 (±0円)

横浜みどりアップ計画市民推進会議 について

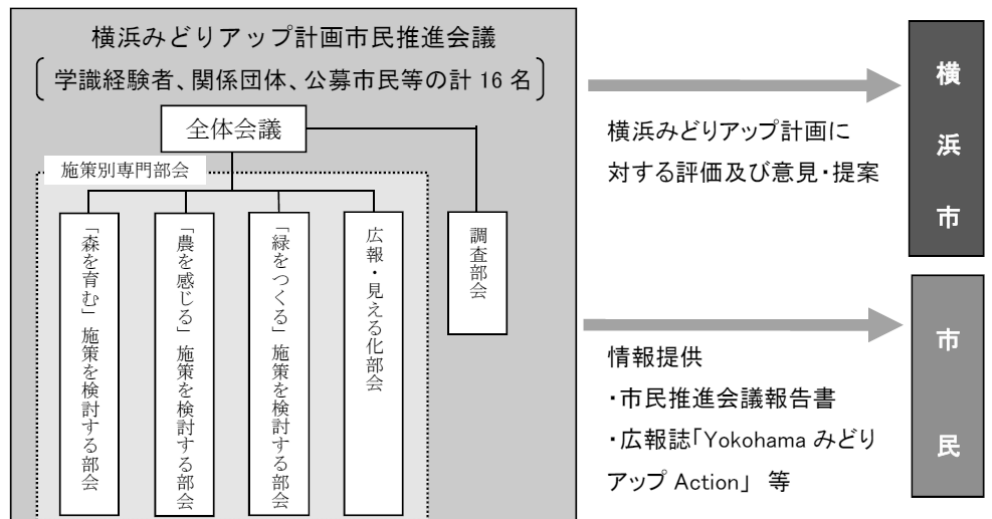
① 概要

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

- 横浜みどりアップ計画市民推進会議は、市民参加の組織により、みどりアップ計画の評価及び意見・提案、市民の皆様への情報提供等を行うことを目的として設置し、条例設置の附属機関に位置付けている
- 学識経験者や関係団体、町内会・自治会代表、公募市民の計16名で活動

■ 委員構成

区分	人数
学識経験者	5名
関係団体	5名
町内会・自治会代表	1名
公募市民	5名
合計	16名



- 「みどりアップ計画に対する評価及び意見・提案」と「市民への情報提供」を目的に、全体会議や施策別専門部会などを実施

■ 活動内容（2019.4から2023.8までの活動実績）

- 全体会議 9回
市民推進会議の全体会議において、部会の構成や調査の実施など年間の活動内容を確認し、横浜みどりアップ計画の内容、進捗状況について説明を受けて、質疑応答、意見交換を行いました。
- 施策別専門部会 14回
計画の柱ごとに施策別専門部会を設置し、事業分野ごとに詳細に説明を受け、意見交換を行いました。
- 調査部会（現地調査） 4回
横浜みどりアップ計画の取組を実感し、現場で活動する方々の声を直接聞くため、現地調査を実施しました。
- 広報・見える化部会 14回
横浜みどりアップ計画や横浜みどり税についての情報提供のあり方の検討や広報誌の編集を行っています。広報誌「YokohamaみどりアップAction」を発行し、駅及び主要な公共施設のPRボックスや、各区役所・土木事務所・公園緑地事務所等の公共施設で配布するとともに、市のホームページでも公開しました。また、横浜みどり税の見える化の取組として、大学生を対象とした「森づくり体験会」の参加募集チラシを作製しました。市内の大学などでの配付及び市ホームページの掲載を行いました。

■ 市民推進会議広報誌「YokohamaみどりアップAction」



■ 横浜みどりアップ計画3か年の評価・提案 —横浜みどりアップ計画市民推進会議 2021年度報告書— より

「計画の柱1：市民とともに次世代につなぐ森を育む」については、コロナ禍により土地所有者への働きかけが難しい状況においても土地所有者への丁寧な働きかけを継続したことを評価します。

樹林地を良好に管理することは様々な観点から重要であり、良好な管理を行っていることを評価します。引き続き、森の魅力を高める管理を進めるとともに、維持管理助成についても、土地所有者が安心して樹林地を持ち続けられる支援を期待しています。

コロナ禍によりイベントの開催が難しい状況において、工夫しながら事業を行ったことを評価する一方、森を訪れる利用者が増えたことで、利用マナーなどの新たな課題も見えてきました。このような課題への対応も含め、市民の幅広いニーズに沿った森との関わり方ができるような取組の検討を進めてください。

「計画の柱2：市民が身近に農を感じる場をつくる」については、土地所有者や農家等への粘り強い働きかけの結果、着実に取組を進めていることを評価します。またコロナ渦の中、オンラインの活用や感染症対策など工夫しながら事業を進めていることを評価します。

また、身近な場所でできる家庭菜園や農体験などへのニーズが高まってきています。今後は、地域の特色や様々なニーズに合わせ、市民が農にふれあう場が増えていくことを期待します。さらに、市民や企業等の地産地消への関心やニーズをとらえ、多様な主体と連携した取組により、「横浜農場」を活用したPRがさらに推進されることを期待します。

農景観保全の取組や地域のニーズに合わせた農の取組を進めることは、担い手の創出や農地の継承にもつながり、農地減少の歯止めになると考えます。今後は、農地だけではなく樹林地や緑の施策と連携しながら地域全体で取り組むことを期待します。

■ 横浜みどりアップ計画3か年の評価・提案 —横浜みどりアップ計画市民推進会議 2021年度報告書— より

「計画の柱3：市民が実感できる緑や花をつくる」については、概ね順調に取組が進められています。

取組により地域の緑や花が増えて親しみきっかけを生み、維持する活動がコミュニティ醸成につながっています。また、保育園・幼稚園・小学校においても、子どもたちが緑に親しむ空間づくりが広がっています。今後も緑や花の取組において、あらゆる世代の市民や企業の参加につながるようPRを工夫し、活動を継続する支援を充実させていくことを望みます。地域活動が支える質の高い緑や花の取組が一層発展し、市内外へのアピールにつながることを期待しています。

「効果的な広報の展開」については、事業実施場所の現地表示に二次元バーコードを記載することで、活動している公園愛護会について簡単に知ることができ、身近なみどりへの理解が一層深まるよう取り組んでいます。引き続き二次元バーコードを活用した現地表示を進めてください。

マスコットキャラクターを用いた計画の解説アニメーションを新たにYouTubeで発信する取組や、花や緑の映像による庁舎内デジタルサイネージでの放映、幅広く市民が目にする電車やバスの車内広告による広報の取組を評価します。若年層の認知が低いため、映像やSNSなど若年層が認知しやすい広報ツールを積極的に取り入れることに期待します。

現行税制の検証と次期税制案について

横浜市のこれまでのみどりの取組

○ 現行税制の検証

- －課税手法（課税根拠）、課税期間、税率等の評価
- －横浜みどり税条例における税制上の追加措置（緑地や農地の維持管理負担の軽減を図るための固定資産税及び都市計画税の軽減措置）の評価

○ 次期税制案の議論に向けた視点

- －現行税制の検証結果を踏まえた次期税制度（税率除く）
- －次期計画における充当候補事業の検証を踏まえた税率の考え方

1

1-1 現行税制の概要 課税手法（課税根拠）

「横浜みどりアップ計画」の取組による受益は、広く市民（個人・法人）に及ぶことから、その財源については、広く薄く市民の負担を求めることとし、市民税（個人・法人）均等割への超過課税を実施。

【参考】「緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告」横浜市税制研究会（平成20年8月）（抜粋）

5 新たな税の検討

(1) 財源確保に向けた新税の検討

イ 課税手法の選択

課税手法の選択にあたっては、実現しようとする施策によってどのような対象に受益が及ぶか、特別な原因関係を有する対象があるかといった点を踏まえ、受益や原因に対応した手法を選ぶ必要がある。特に、特定の行為等を捉えて、一部の納税義務者に税負担を課していく場合は、目的に照らして、手段として税によることが適当であるかどうか、十分に検討する必要がある。

(ア) 受益との関係に基づく課税手法の検討 ～市民税（個人・法人）均等割超過課税

受益との関係について見てみると、憩いや景観形成、ヒートアイランド対策、CO2 吸収、新鮮・安全な食料生産、防災などといった緑が有する多面的な機能に着目すれば、緑の総量を維持・向上させ、また、その質的価値を向上させていくことによる受益は、市民である個人・法人に広く及ぶと考えられる。

このような点を考慮すると、新たな負担を検討する場合の手法としては、地域社会の費用を、広く住民が負担するという性質を有する税である市民税（個人・法人）均等割への超過課税によって、多くの市民に広く薄く負担を求める方法によることがふさわしいと考えられる。

3

1-2 現行税制の概要 税率

(1) 個人

個人市民税の均等割に年間900円を上乗せ

標準税率等	横浜みどり税分
3,500円	900円

(2) 法人

法人市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

法人の区分		均等割税率	
資本金等の額	従業者数	標準税率	横浜みどり税分
1千万円以下	50人以下	50,000円	4,500円
	50人超	120,000円	10,800円
1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円	11,700円
	50人超	150,000円	13,500円
1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円	14,400円
	50人超	400,000円	36,000円
10億円超 50億円以下	50人以下	410,000円	36,900円
	50人超	1,750,000円	157,500円
50億円超	50人以下	410,000円	36,900円
	50人超	3,000,000円	270,000円

4

1-3 現行税制の概要 課税期間

	課税期間		
	第1期	第2期	第3期
個人	H21～25年度	H26～30年度	R元～5年度
法人	H21.4.1～26.3.31※	H26.4.1～31.3.31※	H31.4.1～R6.3.31※

※この間に開始する事業年度が対象

【参考】他自治体における主な超過課税・法定外税の見直し検討等のスパン

	課税内容	見直し検討等のスパン
超過課税	森林整備関係の府県民税超過課税（37府県）	5年間 ※大阪府は4年間
	認知症神戸モデルに係る市民税超過課税（神戸市）	3年間
法定外税	核燃料関係の法定外税（16団体）	5年間
	宿泊税（9団体）	5年間 ※一部団体は3年間

5

1-4 現行税制の概要 税金・納税義務者数

(1) 税金

(単位：百万円)

	R元年度 (決算)	2年度 (決算)	3年度 (決算)	4年度 (決算)	5年度 (予算)	計
市税全体	846,456	843,870	838,902	867,276	863,889	—
個人市民税	409,323	413,551	411,280	422,900	417,222	—
横浜みどり税(A)	1,749	1,777	1,778	1,799	1,788	8,891
法人市民税	58,637	48,269	45,428	50,342	47,696	—
横浜みどり税(B)	1,099	1,074	1,093	1,142	1,090	5,498
横浜みどり税の合計 (A+B)	2,848	2,851	2,870	2,941	2,878	14,389

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

(2) 納税義務者数

	個人	法人
令和4年度	約201万人	約11万者

6

1-5 現行税制の概要 固定資産税等の軽減措置(1)

(1) 緑化基準を超える緑化に対する固定資産税等の軽減措置

敷地面積が500㎡以上の建築物の敷地において、一定の緑化基準を超えて緑化を行い、緑化部分全体を10年間保全する契約を横浜市と締結した場合、上乘せ緑化部分に対する固定資産税・都市計画税の税額の4分の1を10年間軽減

○適用実績及び
軽減相当税額

認定年	筆数	面積 (ha)	軽減相当税額(千円)				
			R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
H21~25年	358	50.2	60,664	49,760	30,739	23,681	16,347
H26~30年	53	7.1	7,132	7,115	7,062	7,211	7,294
H31・R元年	109	5.4	—	5,870	5,860	5,933	6,172
2年	56	11.0	—	—	12,341	12,791	13,229
3年	4	2.6	—	—	—	3,777	3,819
4年	9	2.8	—	—	—	—	7,137
合計	589	79.1	67,796	62,745	56,002	53,393	53,998

※端数処理のため
合計が一致しない
場合がある

7

1-6 現行税制の概要 固定資産税等の軽減措置(2)

(2) 宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置

農地の保全を図るため、一定の条件を満たす場合、農家の住宅敷地内等にある農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税について、一般の農業用施設用地の税額との差額相当分を10年間軽減

○適用実績及び軽減相当税額

認定年	筆数	面積 (ha)	軽減相当税額 (千円)				
			R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
H21～25年	164	2.1	8,048	6,419	4,114	3,218	1,662
H26～30年	61	0.7	3,795	3,749	3,348	3,392	3,419
H31・R元年	35	0.4	—	1,571	1,613	1,581	1,452
2年	32	0.4	—	—	1,958	2,085	1,963
3年	21	0.3	—	—	—	1,111	1,176
4年	39	0.4	—	—	—	—	1,579
合計	352	4.3	11,843	11,739	11,033	11,387	11,251

※端数処理のため
合計が一致しない
場合がある

8

2-1 現行税制の評価及び次期税制の検討に係る主な観点(1)

1 課税手法

市民税（個人・法人）均等割への超過課税（市民の受益と負担の観点）

2 課税期間

5年間（期間を区切った事業効果の検証の観点）

3 税率

横浜みどり税充当事業費から税率を算定

（具体の税率は次回議論）

※ 個人・法人間の負担割合は、個人100円につき法人1%相当額を採用

（横浜みどり税導入以降、市民税均等割の税率に係る税制改正は行われていない）

（森林保全関係の府県の超過課税においても、概ね同様の負担割合となっている）

10

- 「これからの緑の取組[2024-2028]（原案）」に掲げられた事業のうち、横浜みどり税を充当すべき事業を精査した結果、その必要財源額は、5年間で約142億円と積算された。
 - 現行の横浜みどり税の個人・法人間の負担割合は、個人100円につき法人1%相当額を採用している。
 - 仮に、横浜みどり税の必要財源額である約142億円を市民税（個人・法人）均等割超過課税によってまかなうこととした場合、個人の税率は、900円、法人は規模等に応じた均等割額の9%相当額（4,500円～270,000円）と試算される。
- 〔参考：仮に、税率を個人100円分及び法人1%相当額分を増減させた場合、税込見込み額の変動幅は5年間で約16億円と試算（個人・法人の負担割合に乗じる係数の増減割合に比例）〕

2

- 1 課税手法
市民税（個人・法人）均等割への超過課税（市民の受益と負担の観点）
- 2 課税期間
5年間で（期間を区切った事業効果の検証の観点）
- 3 税率【今回試算】
個人：年間900円、法人：年間均等割額の9%相当額 ※
※ 個人・法人間の負担割合は、個人100円につき法人1%相当額を採用
(横浜みどり税導入以降、市民税均等割の税率に係る税制改正は行われていない)
(森林保全関係の府県の超過課税においても、概ね同様の負担割合となっている)

3

1 府県における森林保全等を目的とした超過課税の状況

黄色マーカーの県は、個人100円に対し法人1%としている。

(令和5年4月1日時点)

団体名	個人		法人		課税期間	団体名	個人		法人		課税期間	団体名	個人		法人		課税期間
	税額	均等割超過率	税額・その他	課税期間			税額	均等割超過率	税額・その他	課税期間			税額	均等割超過率	税額・その他	課税期間	
岩手県	1,000円	10%	—	5年	山梨県	500円	5%	—	期限の定めなし	島根県	500円	5%	—	5年			
宮城県	1,200円	10%	—	5年	長野県	500円	5%	—	5年	岡山県	500円	5%	—	5年			
秋田県	800円	8%	—	期限の定めなし	岐阜県	1,000円	10%	—	5年	広島県	500円	5%	—	5年			
山形県	1,000円	10%	—	期限の定めなし	静岡県	400円	5%	—	5年	山口県	500円	5%	—	5年			
福島県	1,000円	10%	—	5年	愛知県	500円	5%	—	5年	愛媛県	700円	7%	—	5年			
茨城県	1,000円	10%	—	5年	三重県	1,000円	10%	—	期限の定めなし	高知県	500円	—	500円	5年			
栃木県	700円	7%	—	10年	滋賀県	800円	11%	—	期限の定めなし	福岡県	500円	5%	—	期限の定めなし			
群馬県	700円	7%	—	5年	京都府	600円	なし	—	5年	佐賀県	500円	5%	—	5年			
神奈川県	300円※	なし	—	5年	大阪府	300円	なし	—	4年	長崎県	500円	5%	—	5年			
富山県	500円	5~12.5%※	—	5年	兵庫県	800円	10%	—	5年	熊本県	500円	5%	—	期限の定めなし			
石川県	500円	5%	—	5年	奈良県	500円	5%	—	5年	大分県	500円	5%	—	5年			
					和歌山県	500円	5%	—	5年	宮崎県	500円	5%	—	5年			
					鳥取県	500円	5%	—	5年	鹿児島県	500円	5%	—	5年			

※ 神奈川県は、県民税均等割に加えて所得割への上乗せ(0.025%)を実施。
※ 富山県は、資本金等の額に応じて定額で課税。

2-2 現行税制の評価及び次期税制の検討に係る主な観点(2)

4 固定資産税等の軽減措置

(1) 緑化基準を超える緑化に対する固定資産税等の軽減措置

(2) 宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置

(緑地や農地の維持管理負担の軽減を図り、一層の市街地等の緑化誘導や農地の維持保全を図る観点)

- (1) 宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置について
- (2) 当該税負担軽減措置の導入背景と必要性
- (3) 当該税負担軽減措置の効果（実績）

3

2(1) 宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置について

- 農地の保全に不可欠な農業用施設を10年間継続して利用することを条件として、農家の住宅敷地内にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税を10年間軽減することにより、農地の保全を図るもの。

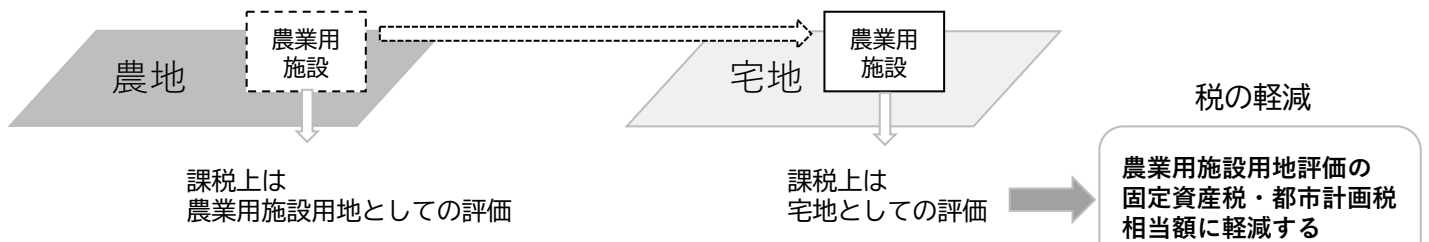
- ① **対象土地**
農業用施設の土地で、所有者が農業用施設を10年間保全する契約を締結した土地
- ② **対象面積**
特定農業用施設用地として指定された面積
- ③ **期間**
特定農業用施設用地として指定した年の翌年から10年度分
- ④ **軽減後の税額**
農業用施設用地評価の固定資産税・都市計画税に相当する額

4

2(2) 当該税負担軽減措置の導入背景と必要性

- みどり税とともに、税制度の面から緑の保全及び創造を促進する方法として、当該税負担軽減措置を講ずることにより、農地保全を推進するものと市として整理し、導入。
- 農地を維持する上で、農地と農業用施設は一体であり、農業用機械や資材を置く場所、加工所や集出荷施設などが必要となる。
- 農地に農業用施設が乱立すると景観を損ねることから、当該税負担軽減措置により、本来、農地に設置可能な施設を宅地内に設置誘導することで、良好な農景観を保全。

本来、農地に設置可能な施設を宅地内に置くことで、良好な農景観を保全



当該措置が農地や農景観の保全に寄与している効果は大きいいため、軽減措置を継続し、引き続き良好な農景観を保全していく必要がある

5

2(3) 当該税負担軽減措置の効果（実績）

- 令和4年度末時点で、398棟の農業用施設用地について軽減措置を適用中。

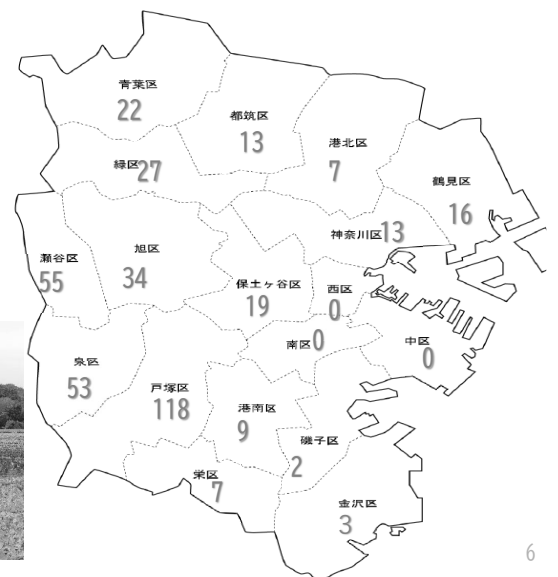


契約施設の例

➔ 当該軽減措置により農業用施設を宅地内に設置誘導することで、良好な農景観の保全に寄与している



戸塚区舞岡町



6

横浜みどり税と森林環境税等との違いについて

横浜みどり税と森林環境税〔国税〕、水源環境保全税〔県税〕
との違いに係る論点

明日をひらく都市
OPEN×PIONEER
YOKOHAMA

- 1 課税の趣旨・目的による違い
- 2 税収の使途による違い

1 課税の趣旨・目的による違い

横浜みどり税の課税の趣旨・目的は、森林環境税、水源環境保全税とは異なる

- 横浜みどり税
都市化が進む横浜市において、市内の緑の減少に歯止めをかけ、緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るため
- 森林環境税〔国税〕
わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため
- 水源環境保全税〔県税〕
将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため

2

2 税収の使途による違い

それぞれの課税目的に沿った事業等に充当されるよう、使途が整理されている

- 横浜みどり税
市内の樹林地の買取りや、まちなかでの緑の創出等に係る取組に充当
〔①樹林地・農地の確実な担保、②身近な緑化の推進、③維持管理の充実によるみどりの質の向上、④ボランティアなど市民参画の促進につながる事業〕
- 森林環境譲与税〔国税〕
 - ①市町村
間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当
⇒ 横浜市では、市立小中学校の建替・改修や、公園等の市民利用施設の改修等において「木材利用の促進」に活用
 - ②都道府県
森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充当
- 水源環境保全税〔県税〕
神奈川県西部の水源保全地域における森林の保全・再生等事業に充当
〔森林の保全・再生、河川の保全・再生、地下水の保全・再生、水源環境への負荷軽減、県外上流域対策の推進、水源環境保全・再生を支える活動の促進、水源環境保全・再生を推進する仕組み〕

3

参 考 資 料

- 1 地方自治体における森林環境・水源環境の保全等を目的とした 超過課税とのすみ分けに関する国会答弁〔総務省〕
- 2 横浜市税制調査会における「森林環境譲与税の充当事業」の整理
- 3 横浜市における森林環境譲与税の活用について
- 4 横浜みどり税、森林環境税〔国税〕・水源環境保全税〔県税〕の概要

4

1 地方自治体における森林環境・水源環境の保全等を目的とした 超過課税とのすみ分けに関する国会答弁〔総務省〕

○ 第211回国会 衆議院 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会(令和5年5月18日)
住吉寛紀議員（日本維新の会）

質問 森林環境税と府県版森林環境税との整理について。

国民からすると二重課税ではないかという意見もある。同じ目的の税を国と地方自治体で徴収するに当たって、国と自治体の間で調整はしたか。両者を徴収することについて問題はないか見解を伺いたい。

総務省 池田自治税務局長

現在、森林整備等を目的して、37の府県及び1つの政令市において、独自に住民税の超過課税が行われている。森林環境税とこの超過課税は、森林整備の推進という点において目的が共通するものではあるが、その使い道、用途等を整理することにより、両者は併存し得るものと考えている。

森林環境税は、令和6年度から課税が始まるが、いずれの団体の超過課税も、昨年度、令和4年度末までに一度は期限や見直し時期を迎えていて、県民や議会等に必要な説明を行った上、その延長等を行ったものと聞いている。その延長等を検討する際には、全体として森林整備の財源が不足する中で、この両者の用途について検討され、両者の関係、いわゆるすみ分けを整理されたものと承知している。

今後も、両者の関係については、関係府県等から相談があった場合には、林野庁とも連携しながら助言を行っていきたいと考えている。

5

2 横浜市税制調査会における「森林環境譲与税の充当事業」の整理

○ 平成30年度 横浜市税制調査会答申 –平成31年度以降の横浜みどり税– (抜粋・要約)

森林環境譲与税は、国税・森林環境税の構想当初の目的に合致した正当な用途だけに充当すべきである。

国税・森林環境税の構想当初の目的は、経済・商業ベースで林業が成り立たない森林を、市町村が介在して整備することである。この目的に適合する用途とは、整備されにくい森林の整備に努める中山間地自治体の事業を支援することに他ならない。

具体的には、当該自治体の整備事業で生み出された木材を、消費地である大都市自治体として購入・利用することである。この大都市地自体としての消費行動によって、整備困難な森林における整備の促進と林業の活性化を図り、当該森林から産出される国内産木材を商業循環 サイクルに乗せることができると思わるものである。

6

3 横浜市における森林環境譲与税の活用について

1 基本的な考え方

- 森林環境税の趣旨を踏まえ、林業が成り立たない山間部の森林整備を支えるため、都市部の役割として国産木材の利用促進と普及啓発を図る。
- 森林環境譲与税は、市立小中学校の建替や改修、増築の際にエントランスや教室などの内装仕上げ等の財源として活用し、国産木材を活かした学校整備を進めることにより、木材の消費促進とともに、子供たちに木材と触れ合う環境を整備することで将来における木材の消費拡大につなげる。
- 令和5年度以降は公園などの市民利用施設等にも森林環境譲与税の活用先を拡大し、多くの人に木のぬくもりを感じていただきつつ、国産木材の利用や森林整備の必要性などの普及啓発を図る。

2 活用状況

年度	譲与税額(A+B)	基金積立(A)	事業での活用(B)	説明
R 4	404百万円	202百万円	202百万円	学校関連施設の木材利用促進
R 3	305百万円	73百万円	232百万円	学校関連施設の木材利用促進
R 2	302百万円	302百万円	—	臨時的・暫定的な措置として、学校施設整備基金に一旦積立
累計 (R元～4)	1,153百万円	720百万円	434百万円	※ 積立分は令和8年度の木造校舎(旭区:万騎が原小)の整備完了に伴い、それまでに積み立てた全額を活用予定

7

4 横浜みどり税、森林環境税〔国税〕・水源環境保全税〔県税〕の概要

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA

主体	横浜市	国	神奈川県
名称	横浜みどり税	森林環境税	水源環境保全税
趣旨	緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るため	パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するため	水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため
課税手法・税率	個人市民税均等割に900円、法人市民税年間均等割額の9%相当額を上乗せ	1,000円を個人住民税と併せて賦課徴収	個人県民税均等割に300円、所得割に0.025%上乗せ(平均負担額 約880円)
課税期間	平成21年度～令和5年度	令和6年度から	平成19年度～令和8年度(5年ごとの期限を設けており、直近の改正は令和3年)
税込規模	約29億円/年(個人18億円 法人11億円)	約600億円/年(1,000円×納税者6千万人)	約42億円/年
使途	①樹林地・農地の確実な担保 ②身近な緑化の推進 ③維持管理の充実によるみどりの質の向上 ④ボランティアなど市民参画の促進につながる事業	①市町村は、森林環境譲与税を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならない。 (横浜市は、「木材利用の促進」に活用) ②都道府県は、森林環境譲与税を、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならない。	①森林の保全・再生 ②河川の保全・再生 ③地下水の保全・再生 ④水源環境への負荷軽減 ⑤県外上流域対策の推進 ⑥水源環境保全・再生を支える活動の促進 ⑦水源環境保全・再生を推進する仕組み 【森林環境譲与税との関係】 本県においては、水源環境保全税により水源地域の森林の適正な管理等を行い、森林環境譲与税により、木材利用の促進と水源地域以外の森林の適正な管理を行い、両税を効果的に組み合わせ、県内全域の森林の保全・再生を行う。(第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画)
横浜市への譲与	—	・市：県＝9：1 ・私有林人工林面積：林業就業者数：人口＝5：2：3 ※令和元年度から譲与 元～5年度：計15.5億円 6年度：4.9億円/年(平年度化)	・横浜市への補助金交付なし

事業・取組/取組内容	5か年実績/目標	執行額						累計
		5か年事業費 欠損法人課税免 除期間：5年間 (H21-H25)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	
【柱1】(1) 樹林地を守る (みどり税充当<計画額>：69.1%)		47,388	4,810	6,413	7,972	11,579	10,514	41,228
		7,273	372	883	1,498	2,100	1,516	6,368
継続保有の促進		—	—	—	—	—	—	—
1 緑地保全制度等の拡充	・緑地保全制度等の拡充：制度運用	—	—	—	—	—	—	—
2 篤志の奨励制度	・制度運用	—	—	—	—	—	—	—
維持管理推進		2,645	331	356	398	501	603	2,188
		1,859	178	237	266	359	465	1,505
3 緑地再生等管理事業	・対象面積：市民の森767.5ha、樹林地維持管理助成398件/1,299ha ・危険斜面整備：28/5か所	2,555	320	336	374	471	582	2,083
		1,774	168	218	243	330	445	1,405
4 市民協働による緑地維持管理事業	・保全管理計画策定：17か所/推進	36	9	12	13	20	14	67
		31	7	11	12	19	13	62
5 森づくりリーダー等育成事業	・森づくりボランティア：201/250人 ・森づくりリーダー：61/25人 ・はまレンジャー：62/25人	13	2	3	3	2	3	13
		13	2	3	3	2	3	13
6 樹林地管理団体活動助成事業	・愛後団体支援：150/延べ250団体 ・森づくりボランティア支援：172/延べ195団体	41	0.2	6	8	7	5	25
		41	0.2	6	8	7	5	25
利活用促進		663	27	60	105	86	93	370
		280	25	39	46	48	48	206
7 森の楽しみづくり事業	・景観の森・生き物の森：22.3/25ha ・森の中のプレイパーク：36/5か所 ・森の収穫物体験：55/延べ20回 ・里山ライフ体験：33/延べ20回 ・健康の森：75/90回 ・自然・生き物情報発信：16地域/推進 ・間伐材活用クラフト作成：54回/推進 ・森の恵み塾：314回/3拠点で実施	194	19	27	34	37	36	153
		194	19	27	34	37	36	153
8 みどりの夢かなえます事業	・提案実施の支援：19/15件	36	0.5	5	4	7	5	22
		36	0.5	5	4	7	5	22
9 間伐材資源循環事業	・チップ化作業支援：144回/推進 ・チップ化安全研修：8回/推進 ・間伐材活用製品の作成、木質バイオマス利活用調査/推進	55	7	8	9	5	7	36
		50	6	7	8	4	6	31
10 愛護会、森づくりボランティア活動拠点整備事業	・活動拠点整備：整備5/5か所	120	0.6	14	19	14	10	57
		0	0	0	0	0	0	0
11 ウェルカムセンター整備事業	・ウェルカムセンター整備：5/5か所	258	0.4	6	39	23	34	102
		0	0	0	0	0	0	0
確実な担保		44,081	4,452	5,997	7,470	10,993	9,818	38,730
		5,134	168	607	1,187	1,693	1,002	4,657
12 特別緑地保全地区指定等拡充事業	・樹林地の指定：527.2/1,119ha ・買取り対応：124.6/151ha(計画面積)	44,081	4,452	5,997	7,470	10,993	9,818	38,730
		5,134	168	607	1,187	1,693	1,002	4,657
13 よこはま協働の森基金制度の見直し	・制度の見直し：制度運用	—	—	—	—	—	—	—
14 国への制度要望	・国への制度要望：推進	—	—	—	—	—	—	—
【柱2】(2) 農地を守る (みどり税充当<計画額>：10.9%)		5,366	123	619	563	1,432	1,988	4,724
		1,148	72	136	190	332	370	1,100
継続保有の推進		750	3	6	8	77	226	320
		125	3	5	7	58	127	200
15 生産緑地制度の活用	・生産緑地指定：20,537㎡/制度運用	—	—	—	—	—	—	—
16 農園付公園整備事業	・農園付公園整備 事業推進12か所(6.8ha)/35か所、7.5ha	750	3	5	7	75	225	315
		125	3	5	7	58	127	200
17 特定農業用施設保全事業	・特定農業用施設保全契約：140件/制度運用	0	0	0.8	0.6	2	2	5
		0	0	0	0	0	0	0
農業振興		792	19	129	173	177	195	693
		221	13	20	50	47	62	191
18 共同直売所の設置支援事業	・共同直売所設置支援：19/2か所	200	0.9	9	27	13	22	72
		0	0	0	0	0	0	0
19 収穫体験農園の開設支援事業	・収穫体験農園整備：21.0/23ha	221	13	20	46	42	56	176
		221	13	20	46	42	56	176
20 食と農との連携事業	・地産地消の連携の取組：20/15件	0	—	—	4	4	7	15
		0	—	—	4	4	7	15
21 施設の省エネルギー化推進事業	・省エネ施設整備助成：218/120棟	221	6	60	63	72	69	269
		0	0	0	0	0	0	0
22 生産用機械のリース方式による導入事業	・機械の導入補助：100/100件	150	19	40	33	46	42	161
		0	0	0	0	0	0	0

事業・取組/取組内容	5か年実績/目標	計画額						累計
		執行額						
		5か年事業費 欠損法人課税免 除期間：5年間 (H21-H25)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	
農地保全		765	69	114	148	174	186	690
		450	56	78	94	117	128	473
23 集団的農地の維持管理奨励事業	・農地保全団体支援：676.3/500ha	125	10	30	26	28	27	121
		0	0	0	0	0	0	0
24 水田保全契約奨励事業	・水田保全：118.8/50ha	75	27	30	33	34	35	158
		75	27	30	33	34	35	158
25 かんがい施設整備事業	・かんがい施設整備：8/7地区	190	2	6	28	28	31	96
		0	0	0	0	0	0	0
26 不法投棄対策事業	・監視警報装置：13地区 ・夜間警備委託：152地区 ・住民パトロール・清掃支援：92地区 /不法投棄監視警報装置：10地区等	81	20	11	14	12	11	69
		81	20	11	14	12	11	69
27 環境配慮型施設整備事業	・農業飛散防止ネット：24.7/32ha ・牧草による環境対策等：83地区 ・その他施設整備：38件	294	9	37	46	71	81	245
		294	9	37	46	71	81	245
担い手育成		255	32	36	60	69	65	261
		69	0.03	5	10	16	18	49
28 機械作業受託組織育成事業	・受託組織育成：支援3/3地区	57	0.9	0.4	18	19	14	53
		0	0	0	0	0	0	0
29 担い手コーディネーター育成・派遣事業	・市民農園コーディネーター：研修9回、登録16法人 ・援農コーディネーター協定締結：2組織 /延べ10組織	39	1	0.1	2	3	2	8
		0	0	0	0	0	0	0
30 農業後継者・横浜型担い手育成事業	・経営改善支援：251件 ・農業後継者育成：19件 /担い手支援：100件等	89	30	31	30	31	30	152
		0	0	0	0	0	0	0
31 農地貸付促進事業	・長期貸付農地：62.3/70ha	69	0.03	5	10	16	18	49
		69	0.03	5	10	16	18	49
確実な担保		2,805	0.02	335	174	935	1,317	2,761
		283	0.02	28	29	94	35	187
32 市民農園用地取得事業	・市民農園用地取得：事業推進6.8ha、うち用地取得5.6ha/8ha	2,738	0.004	334	169	920	1,310	2,733
		217	0.004	28	24	79	29	160
33 農地流動化促進事業	・新規の農地貸借：37.0/20ha	67	0.02	0.4	6	15	7	28
		67	0.02	0.4	6	15	6	27
34 国への制度要望	・推進	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—
【注3】(3) 緑をつくる(みどり税充当<計画額>：20.0%)		5,457	472	497	595	1,031	1,015	3,610
		2,101	196	209	254	555	600	1,814
緑化推進		5,457	472	497	595	1,031	1,015	3,610
		2,101	196	209	254	555	600	1,814
35 地域緑のまちづくり事業	・地域緑化計画策定の取組：16/30地区 ・地域緑化の推進：14/18地区	1,374	29	36	63	518	414	1,061
		1,186	29	36	63	366	389	882
36 民有地緑化助成事業	・保育園・幼稚園園庭芝生化：46園 ・区民花壇：18か所 ・生垣設置：77.9m ・屋上・壁面緑化助成：64件 ・名木・古木の保存：新規172本、助成202本 ・人生記念樹等配布：87,054本 /・園庭芝生化：100園等	250	22	27	24	30	21	124
		166	9	14	13	19	12	67
37 公共施設緑化事業	・公共施設の緑化：10.9/10ha	1,333	225	198	227	195	260	1,105
		0	0	0	0	0	0	0
38 公共施設緑化管理事業	・公共施設の植栽地管理：延べ134.8/延べ615ha	1,750	39	77	98	109	107	429
		0	0	0	0	0	0	0
39 いきいき街路樹事業	・街路樹のせん定：61,362本/3年に1回程度	750	158	159	179	170	200	866
		750	158	159	179	170	200	866
40 民有地緑化の誘導等	・推進	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—
41 建築物緑化保全契約の締結	・緑化保全契約締結：78.4ha/制度運用	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—
42 みどりアップ広報事業	・推進	0	—	—	4	8	13	25
		0	—	—	0	0	0	0
事業費総計		58,211	5,405	7,529	9,130	14,042	13,517	49,623
		10,522	639	1,227	1,942	2,987	2,485	9,282

事業・取組/取組内容	5か年実績/目標	事業費						累計
		計画額	執行額					
		5か年 事業費	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	
計画の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む (みどり税充当：51.6%)		36,639	6,498	7,085	6,992	6,531	5,723	32,829
		6,719	1,118	1,611	1,476	1,554	929	6,689
事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り		32,494	5,878	6,390	6,250	5,741	4,962	29,222
		3,556	677	1,151	913	948	357	4,046
1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	・緑地保全制度による新規指定：378.4/500ha ・買取り面積：105.6/108ha (想定面積)	32,494	5,878	6,390	6,250	5,741	4,962	29,222
		3,556	677	1,151	913	948	357	4,046
事業② 生物多様性・安全性に配慮した森づくり		3,745	554	624	672	721	696	3,266
		2,963	412	427	533	575	544	2,492
2 森づくりガイドライン等を活用した森の育成	・ガイドライン等を活用した維持管理：723か所/推進 ・保全管理計画の策定：29/25か所	2,100	392	431	478	495	528	2,325
		1,323	251	281	340	351	377	1,600
3 指定された樹林地における維持管理の支援	・樹林地維持管理助成：477/650件	600	89	76	65	64	51	345
		600	89	76	65	64	51	345
4 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上	・法面の整備：15(整備)、1(施工中)/10か所	1,000	68	114	125	158	113	578
		1,000	68	68	125	158	113	533
5 間伐材の有効利用	・チップの貸出し：54回/推進	45	5	3	4	3	4	19
		40	4	2	3	2	3	14
事業③ 森を育む人材の育成		69	12	12	13	10	11	58
		69	12	12	13	10	11	58
6 森づくりを担う人材の育成	・研修の実施：64回/推進 ・ニュースレターの発行：19/推進	41	9	6	6	5	5	31
		41	9	6	6	5	5	31
7 森づくり活動団体への支援	・森づくり活動団体への支援：179/延べ100団体	28	3	6	7	5	7	27
		28	3	6	7	5	6	27
事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり		330	54	59	57	59	54	283
		130	17	21	18	20	17	93
8 森の楽しみづくり	・イベント等の実施：560/180回	100	14	17	16	17	14	78
		100	14	17	16	17	14	78
9 森に関する情報発信	・市民の森・ふれあいの樹林ガイドマップ作成：10/推進 ・ウェルカムセンター(5館)の運営：推進	230	40	42	41	42	40	205
		30	3	3	2	4	3	15
計画の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる (みどり税充当：12.8%)		3,985	928	820	937	539	1,275	4,498
		1,661	429	148	305	124	1,066	2,071
事業① 良好な農景観の保全		1,087	147	164	186	203	192	891
		560	75	83	78	82	77	364
10 水田の保全	・水田保全承認面積：117.5/125ha ・水源確保施設整備：9/10か所	343	49	36	58	67	60	269
		183	35	34	33	33	33	168
11 特定農業用施設保全契約の締結	・契約の締結：61件/制度運用	5	1	1	1	1	1	4
		0	0	0	0	0	0	0
12 農景観を良好に維持する活動の支援	・良好に維持されている農地の面積：660.8/680ha ・田園景観保全水路整備：7/5地区 ・共同利用設備の整備：19/25件	562	75	96	96	107	104	477
		200	17	17	15	21	18	88
13 多様な主体による農地の利用促進	・長期貸付開始農地：68.0/80ha	177	23	31	31	28	27	140
		177	23	31	30	28	26	138
事業② 農とふれあう場づくり		2,576	750	613	704	281	1,026	3,374
		1,101	354	65	227	41	989	1,677
14 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	・様々な市民ニーズに合わせた農園の開設：23.7/25.8ha	2,514	739	602	695	270	1,015	3,322
		1,101	354	65	227	41	989	1,677
15 市民が農を楽しむ支援する取組の推進	・農体験教室などの実施：442/500回 ・あぐりツアーの開催：20/20回 ・農のある地域づくり協定実施件数：4/4件 ・農体験講座の開催：25/25回	62	11	11	9	10	11	52
		0	0	0	0	0	0	0

事業・取組／取組内容	5か年実績／目標	事業費						
		計画額	執行額					
		5か年 事業費	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	累計
事業③ 身近に感じる地産地消の推進		257	28	36	34	39	38	176
		0	0	0	0	0	0	0
16 地産地消にふれる機会の拡大	・直売所等の支援：53/52件 ・青空市運営支援：20/25件 ・緑化用苗木の生産・配布：133,759/125,000本 ・情報発信・PR活動：推進	257	28	36	34	39	38	176
		0	0	0	0	0	0	0
事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開		65	3	7	13	16	19	58
		0	0	0	0	0	0	0
17 地産地消を広げる人材の育成	・はまふうどコンシェルジュの活動支援：110/100件 ・フォーラムの開催：5/5回	22	2	3	3	2	3	12
		0	0	0	0	0	0	0
18 市民や企業等との連携	・企業等との連携：51/50件 ・ビジネス創出支援：20/25件 ・学校給食での市内産農産物の利用促進：推進	43	1	4	11	14	16	46
		0	0	0	0	0	0	0
計画の柱3 市民が実感できる緑をつくる（みどり税充当：35.6%）		7,784	1,247	1,454	1,768	1,445	1,659	7,573
		4,639	654	809	1,038	796	1,020	4,317
事業① 民有地での緑の創出		306	31	28	25	28	29	141
		245	18	15	12	19	20	86
19 民有地における緑化の助成	・緑化の助成：26/65件	148	2	2	2	4	4	14
		123	0	1	0	4	2	7
20 建築物緑化保全契約の締結	・建築物緑化保全契約の締結：18件/制度運用	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0
21 名木古木の保存	・新規指定：110本/推進 ・維持管理の助成：299本/推進	109	19	14	11	14	17	76
		100	16	11	9	11	14	61
22 人生記念樹の配布	・人生記念樹の配布：36,965/40,000本	50	11	12	12	9	8	52
		22	3	4	4	4	4	18
事業② 公共施設・公有地での緑の創出		4,465	776	691	1,008	899	1,109	4,484
		1,919	283	491	367	342	559	2,042
23 公共施設・公有地での緑の創出・育成	・緑の創出：100/58か所 ・創出した緑の維持管理：388か件/推進	1,370	213	413	286	195	293	1,400
		150	0	213	52	0	78	343
24 公有地化によるシンボリックな緑の創出	・公有地化によるシンボリックな緑の創出：創出3・事業推進2/5か所	1,650	301	1	445	432	531	1,710
		324	21	1	38	70	196	326
25 いきいきとした街路樹づくり	・いきいきとした街路樹づくり：18区で推進	1,445	262	277	277	272	285	1,373
		1,445	262	277	277	272	285	1,373
事業③ 市民協働による緑のまちづくり		931	196	151	165	180	172	864
		931	196	151	165	180	172	864
26 地域緑のまちづくり	・地域緑化推進事業：47/46地区	931	196	151	165	180	172	864
		931	196	151	165	180	172	864
事業③ 子どもを育む空間での緑の創出		463	70	64	57	60	55	307
		75	10	9	11	4	3	37
27 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出	・緑の創出：189/100か所 ・芝生等の維持管理：推進	463	70	64	57	60	55	307
		75	10	9	11	4	3	37
事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出		1,620	173	519	513	279	294	1,777
		1,470	146	143	483	251	265	1,288
28 都心臨海部の緑花による賑わいづくり	・都心臨海部の緑花：24か所/推進 ・緑化の維持管理：37か所/推進	1,620	173	519	513	279	294	1,777
		1,470	146	143	483	251	265	1,288
効果的な広報の展開		80	16	17	16	15	14	78
		0	0	0	0	0	0	0
事業① 市民の理解を広げる広報の展開		80	16	17	16	15	14	78
		0	0	0	0	0	0	0
29 計画の周知や実績報告	・計画の周知や実績報告：推進	80	16	17	16	15	14	78
		0	0	0	0	0	0	0
事業費総計		48,488	8,689	9,376	9,712	8,531	8,671	44,978
		13,019	2,200	2,569	2,819	2,473	3,015	13,077

事業・取組／取組内容	4か年実績／目標	事業費						
		計画額	執行額					
		5か年 事業費	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	累計
計画の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む (みどり税充当：52.8%)		36,747	8,154	7,173	6,440	6,085	－	27,852
		7,181	2,285	1,639	1,500	1,730	－	7,154
事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り		32,682	7,460	6,339	5,683	5,363	－	24,845
		4,084	1,767	1,002	944	1,182	－	4,895
1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	・緑地保全制度による新規指定：144.8/300ha ・市による買取り：67.0/113ha (想定面積) ・保全した樹林地の整備：312か所/推進	32,682	7,460	6,339	5,683	5,363	－	24,845
		4,084	1,767	1,002	944	1,182	－	4,895
事業② 良好な森の育成		3,606	621	757	698	657	－	2,733
		2,843	482	602	534	520	－	2,138
2 森の多様な機能に着目した森づくりの推進	・保全管理計画の策定：14か所/推進 ・保全管理計画や森づくりガイドラインを活用した維持管理：786か所/推進	3,076	524	615	577	565	－	2,281
		2,313	386	460	414	427	－	1,687
3 指定した樹林地における維持管理の支援	・維持管理の助成：525/500件	530	97	142	120	93	－	452
		530	97	142	120	93	－	452
事業③ 森を育む人材の育成		130	21	27	14	15	－	77
		125	20	26	14	15	－	74
4 森づくりを担う人材の育成	・研修の実施：51回/推進 ・体験会の開催：34回/推進 ・広報誌等での森づくり活動に関する情報発信：16/20回	75	10	16	7	8	－	41
		75	10	16	7	8	－	41
5 森づくり活動団体への支援	・森づくり活動団体への支援：132/150団体 ・森づくり活動団体への専門家派遣：16/20回 ・チップターの貸出し：36か所/推進	55	11	11	7	7	－	36
		50	10	10	7	7	－	34
事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり		330	53	50	45	50	－	197
		130	15	10	8	14	－	47
6 森の楽しみづくり	・市内大学や関係団体などと連携したイベントや、区主催による地域の森でのイベントの実施：249/180回	100	12	7	6	11	－	36
		100	12	7	6	11	－	36
7 森に関する情報発信	・ウェルカムセンター周辺の緑を活用したイベント等：37/50回	230	40	43	39	39	－	161
		30	2	3	2	3	－	10
計画の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる (みどり税充当：9.4%)		4,076	563	415	598	343	－	1,918
		1,283	110	124	109	102	－	445
事業① 良好な農景観の保全		1,194	212	199	206	203	－	820
		454	73	68	68	59	－	268
8 水田の保全	・水田保全面積：111.9/125ha ・水源・水路の確保：10/10か所	490	94	80	94	97	－	364
		190	31	31	32	32	－	127
9 特定農業用施設保全契約の締結	・特定農業用施設保全契約の保全：109件/制度運用	10	2	1	2	2	－	7
		0	0	0	0	0	－	0
10 農景観を良好に維持する活動の支援	・集団農地維持：674.0/730ha ・農地縁辺部への植栽：66/55件 ・井戸の改修：10/5地区 ・土砂流出防止対策：13/15件 ・牧草等による環境対策：19.31/20ha ・たい肥化設備等の支援：8/25件	542	91	96	89	88	－	364
		111	16	15	15	11	－	57
11 多様な主体による農地の利用促進	・遊休農地の復元支援：1.82/1.5ha	153	26	22	21	16	－	85
		153	26	22	21	16	－	84
事業② 農とふれあう場づくり		2,513	303	164	340	82	－	888
		829	37	56	41	43	－	177
12 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	・様々な市民ニーズに合わせた農園の開設：17.50/22.80ha	2,453	295	150	321	54	－	820
		829	37	56	41	43	－	177
13 市民が農を楽しむ支援する取組の推進	・横浜ふるさと村、恵みの里等で農体験教室などの実施：321/450回 ・市民農業大学講座の開催：75/100回 ・農体験講座の開催：23/30回	61	8	14	19	28	－	69
		0	0	0	0	0	－	0

事業・取組／取組内容	4 年実績／目標	事業費						
		計画額	執行額					
		5 年 事業費	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	累計
事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進		293	42	47	43	49	-	181
		0	0	0	0	0	-	0
14 地産地消にふれる機会の拡大	・直売所・青空市等の支援：196/285件 ・緑化用苗木の配布：98,806/125,000本 ・情報発信・P R活動：情報誌などの発行：24/30回	293	42	47	43	49	-	181
		0	0	0	0	0	-	0
事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開		66	7	5	8	9	-	29
		0	0	0	0	0	-	0
15 地産地消を広げる人材の育成	・はまふうどコンシェルジュの活動支援等：123/150件 ・地産地消ネットワーク交流会の開催：4/5回	25	2	1	2	3	-	8
		0	0	0	0	0	-	0
16 市民や企業等との連携	・市民や企業等との連携：56/50件 ・ビジネス創出支援：14/16件 ・学校給食での市内産農畜産物の一斉供給：1,270校/推進 ・料理コンクールの開催：4/5回	42	5	4	6	6	-	21
		0	0	0	0	0	-	0
計画の柱3 市民が実感できる緑や花をつくる (みどり税充当：37.7%)		9,320	2,093	1,577	1,504	1,533	-	6,707
		5,128	1,057	917	860	942	-	3,776
事業① まちなかでの緑の創出・育成		5,481	1,132	703	660	688	-	3,182
		3,481	672	541	493	565	-	2,271
17 公共施設・公有地での緑の創出・育成	・緑の創出：34/36か所 ・緑の維持管理：204か所/推進	690	80	91	86	86	-	344
		0	0	0	0	0	-	0
18 街路樹による良好な景観の創出・育成	・並木の再生：9/10路線 ・空き樹の補植：4,358本/推進 ・良好な維持管理：68,676本/18区で推進	2,910	477	502	458	436	-	1,873
		2,910	477	502	458	436	-	1,873
19 シンボリックな緑の創出・育成	・公有地化によるシンボリックな緑の創出・管理：創出・管理 3・8か所/推進 ・公開性のある緑空間の創出支援：6か所/推進	1,789	559	91	97	147	-	894
		497	185	25	19	111	-	341
20 建築物緑化保全契約の締結	・建築物緑化保全契約の締結：59件/制度運用	5	2	1	1	0	-	4
		0	0	0	0	0	-	0
21 名木古木の保存	・新規指定：67本/推進 ・維持管理の助成：268本/推進	88	14	17	18	18	-	67
		74	10	14	16	17	-	57
		713	99	95	113	103	-	410
事業② 市民や企業と連携した緑のまちづくり		461	56	43	56	54	-	210
22 地域緑のまちづくり	・地域緑のまちづくり：20/30地区	446	54	40	53	49	-	197
		446	54	40	53	49	-	197
23 地域に根差した緑や花の楽しみづくり	・緑や花を身近に感じる各区の取組：18区で推進 ・地域の花いっぱいにつながる取組：推進	209	39	46	51	47	-	183
		0	0	0	0	0	-	0
24 人生記念樹	・人生記念樹の配布：27,022/40,000本	58	6	8	9	7	-	30
		15	2	3	3	5	-	13
事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成		414	62	59	48	48	-	217
		67	7	3	6	5	-	22
25 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成	・緑の創出：168/100か所 ・緑の維持管理：467/推進	414	62	59	48	48	-	217
		67	7	3	6	5	-	22
事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成		2,712	800	721	683	694	-	2,898
		1,119	322	329	306	317	-	1,274
26 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり	・都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり：58か所/推進	2,712	800	721	683	694	-	2,898
		1,119	322	329	306	317	-	1,274
効果的な広報の展開		80	14	11	17	14	-	57
		0	0	0	0	0	-	0
事業① 市民の理解を広げる広報の展開		80	14	11	17	14	-	57
		0	0	0	0	0	-	0
27 計画の周知や実績報告	・計画の周知や実績報告：推進	80	14	11	17	14	-	57
		0	0	0	0	0	-	0
事業費総計		50,214	10,824	9,176	8,558	7,975	-	36,534
		13,592	3,451	2,680	2,469	2,774	-	11,375

※2022 (令和4) 年度の事業費・みどり税充当額は決算見込み額

事業・取組/取組内容	5か年実績/目標	計画額						執行額							
		5か年事業費 欠損法人課税免 除期間：5年間 (H21-H25)	2009	2010	2011	2012	2013	累計	2009	2010	2011	2012	2013	累計	
			(H21)	(H22)	(H23)	(H24)	(H25)								
【柱1】(1) 樹林地を守る (みどり税充当<計画額>：69.1%)		47,388	4,810	6,413	7,972	11,579	10,514	41,228	7,273	372	883	1,498	2,100	1,516	6,368
継続保有の促進		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	緑地保全制度等の拡充 ・緑地保全制度等の拡充：制度運用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	篤志の奨励制度 ・制度運用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
維持管理推進		2,645	331	356	398	501	603	2,188	1,859	178	237	266	359	465	1,505
3	緑地再生等管理事業 ・対象面積：市民の森767.5ha、樹林地維持管理助成398件/1,299ha ・危険斜面整備：28/5か所	2,555	320	336	374	471	582	2,083	1,774	168	218	243	330	445	1,405
		36	9	12	13	20	14	67	31	7	11	12	19	13	62
4	市民協働による緑地維持管理事業 ・保全管理計画策定：17か所/推進	13	2	3	3	2	3	13	13	2	3	3	2	3	13
5	森づくりリーダー等育成事業 ・森づくりボランティア：201/250人 ・森づくりリーダー：61/25人 ・はまレンジャー：62/25人	41	0.2	6	8	7	5	25	41	0.2	6	8	7	5	25
6	樹林地管理団体活動助成事業 ・愛後団体支援：150/延べ250団体 ・森づくりボランティア支援：172/延べ195団体	663	27	60	105	86	93	370	280	25	39	46	48	48	206
利活用促進		194	19	27	34	37	36	153	194	19	27	34	37	36	153
7	森の楽しみづくり事業 ・景観の森・生き物の森：22.3/25ha ・森の中のプレイパーク：36/5か所 ・森の収穫物体験：55/延べ20回 ・里山ライフ体験：33/延べ20回 ・健康の森：75/90回 ・自然・生き物情報発信：16地域/推進 ・間伐材活用クラフト作成：54回/推進 ・森の恵み塾：314回/3拠点で実施	36	0.5	5	4	7	5	22	36	0.5	5	4	7	5	22
		55	7	8	9	5	7	36	50	6	7	8	4	6	31
9	間伐材資源循環事業 ・チップ化作業支援：144回/推進 ・チップ化安全研修：8回/推進 ・間伐材活用製品の作成、木質バイオマス利活用調査/推進	120	0.6	14	19	14	10	57	0	0	0	0	0	0	0
10	愛護会、森づくりボランティア活動拠点整備事業 ・活動拠点整備：整備5/5か所	258	0.4	6	39	23	34	102	0	0	0	0	0	0	0
11	ウェルカムセンター整備事業 ・ウェルカムセンター整備：5/5か所	44,081	4,452	5,997	7,470	10,993	9,818	38,730	5,134	168	607	1,187	1,693	1,002	4,657
確実な担保		44,081	4,452	5,997	7,470	10,993	9,818	38,730	5,134	168	607	1,187	1,693	1,002	4,657
12	特別緑地保全地区指定等拡充事業 ・樹林地の指定：527.2/1,119ha ・買取り対応：124.6/151ha(計画面積)	5,366	123	619	563	1,432	1,988	4,724	1,148	72	136	190	332	370	1,100
継続保有の推進		750	3	6	8	77	226	320	125	3	5	7	58	127	200
15	生産緑地制度の活用 ・生産緑地指定：20,537㎡/制度運用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	農園付公園整備事業 ・農園付公園整備 事業推進12か所(6.8ha)/35か所、7.5ha	750	3	5	7	75	225	315	125	3	5	7	58	127	200
17	特定農業用施設保全事業 ・特定農業用施設保全契約：140件/制度運用	0	0	0.8	0.6	2	2	5	0	0	0	0	0	0	0
農業振興		792	19	129	173	177	195	693	221	13	20	50	47	62	191
18	共同直売所の設置支援事業 ・共同直売所設置支援：19/2か所	200	0.9	9	27	13	22	72	0	0	0	0	0	0	0
19	収穫体験農園の開設支援事業 ・収穫体験農園整備：21.0/23ha	221	13	20	46	42	56	176	221	13	20	46	42	56	176
20	食と農との連携事業 ・地産地消の連携の取組：20/15件	0	—	—	4	4	7	15	0	—	—	4	4	7	15
21	施設の省エネルギー化推進事業 ・省エネ施設整備助成：218/120棟	221	6	60	63	72	69	269	0	0	0	0	0	0	0
22	生産用機械のリース方式による導入事業 ・機械の導入補助：100/100件	150	19	40	33	46	42	161	0	0	0	0	0	0	0

事業・取組/取組内容	5か年実績/目標	計画額						
		5か年事業費 欠損法人課税免 除期間：5年間 (H21-H25)	執行額					
			2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	累計
農地保全		765	69	114	148	174	186	690
		450	56	78	94	117	128	473
23 集団的農地の維持管理奨励事業	・農地保全全体支援：676.3/500ha	125	10	30	26	28	27	121
		0	0	0	0	0	0	0
24 水田保全契約奨励事業	・水田保全：118.8/50ha	75	27	30	33	34	35	158
		75	27	30	33	34	35	158
25 かんがい施設整備事業	・かんがい施設整備：8/7地区	190	2	6	28	28	31	96
		0	0	0	0	0	0	0
26 不法投棄対策事業	・監視警報装置：13地区 ・夜間警備委託：152地区 ・住民パトロール・清掃支援：92地区 /不法投棄監視警報装置：10地区等	81	20	11	14	12	11	69
		81	20	11	14	12	11	69
27 環境配慮型施設整備事業	・農業飛散防止ネット：24.7/32ha ・牧草による環境対策等：83地区 ・その他施設整備：38件	294	9	37	46	71	81	245
		294	9	37	46	71	81	245
担い手育成		255	32	36	60	69	65	261
		69	0.03	5	10	16	18	49
28 機械作業受託組織育成事業	・受託組織育成：支援3/3地区	57	0.9	0.4	18	19	14	53
		0	0	0	0	0	0	0
29 担い手コーディネーター育成・派遣事業	・市民農園コーディネーター：研修9回、登録16法人 ・援農コーディネーター協定締結：2組織 /延べ10組織	39	1	0.1	2	3	2	8
		0	0	0	0	0	0	0
30 農業後継者・横浜型担い手育成事業	・経営改善支援：251件 ・農業後継者育成：19件 /担い手支援：100件等	89	30	31	30	31	30	152
		0	0	0	0	0	0	0
31 農地貸付促進事業	・長期貸付農地：62.3/70ha	69	0.03	5	10	16	18	49
		69	0.03	5	10	16	18	49
確実な担保		2,805	0.02	335	174	935	1,317	2,761
		283	0.02	28	29	94	35	187
32 市民農園用地取得事業	・市民農園用地取得：事業推進6.8ha、うち用地取得5.6ha/8ha	2,738	0.004	334	169	920	1,310	2,733
		217	0.004	28	24	79	29	160
33 農地流動化促進事業	・新規の農地貸借：37.0/20ha	67	0.02	0.4	6	15	7	28
		67	0.02	0.4	6	15	6	27
34 国への制度要望	・推進	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—
【注3】(3) 緑をつくる(みどり税充当<計画額>：20.0%)		5,457	472	497	595	1,031	1,015	3,610
		2,101	196	209	254	555	600	1,814
緑化推進		5,457	472	497	595	1,031	1,015	3,610
		2,101	196	209	254	555	600	1,814
35 地域緑のまちづくり事業	・地域緑化計画策定の取組：16/30地区 ・地域緑化の推進：14/18地区	1,374	29	36	63	518	414	1,061
		1,186	29	36	63	366	389	882
36 民有地緑化助成事業	・保育園・幼稚園園庭芝生化：46園 ・区民花壇：18か所 ・生垣設置：77.9m ・屋上・壁面緑化助成：64件 ・名木・古木の保存：新規172本、助成202本 ・人生記念樹等配布：87,054本 /・園庭芝生化：100園等	250	22	27	24	30	21	124
		166	9	14	13	19	12	67
37 公共施設緑化事業	・公共施設の緑化：10.9/10ha	1,333	225	198	227	195	260	1,105
		0	0	0	0	0	0	0
38 公共施設緑化管理事業	・公共施設の植栽地管理：延べ134.8/延べ615ha	1,750	39	77	98	109	107	429
		0	0	0	0	0	0	0
39 いきいき街路樹事業	・街路樹のせん定：61,362本/3年に1回程度	750	158	159	179	170	200	866
		750	158	159	179	170	200	866
40 民有地緑化の誘導等	・推進	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—
41 建築物緑化保全契約の締結	・緑化保全契約締結：78.4ha/制度運用	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—
42 みどりアップ広報事業	・推進	0	—	—	4	8	13	25
		0	—	—	0	0	0	0
事業費総計		58,211	5,405	7,529	9,130	14,042	13,517	49,623
		10,522	639	1,227	1,942	2,987	2,485	9,282

事業・取組/取組内容	5か年実績/目標	事業費						累計
		計画額	執行額					
		5か年 事業費	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	
計画の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む (みどり税充当：51.6%)		36,639	6,498	7,085	6,992	6,531	5,723	32,829
		6,719	1,118	1,611	1,476	1,554	929	6,689
事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り		32,494	5,878	6,390	6,250	5,741	4,962	29,222
		3,556	677	1,151	913	948	357	4,046
1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	・緑地保全制度による新規指定：378.4/500ha ・買取り面積：105.6/108ha (想定面積)	32,494	5,878	6,390	6,250	5,741	4,962	29,222
		3,556	677	1,151	913	948	357	4,046
事業② 生物多様性・安全性に配慮した森づくり		3,745	554	624	672	721	696	3,266
		2,963	412	427	533	575	544	2,492
2 森づくりガイドライン等を活用した森の育成	・ガイドライン等を活用した維持管理：723か所/推進 ・保全管理計画の策定：29/25か所	2,100	392	431	478	495	528	2,325
		1,323	251	281	340	351	377	1,600
3 指定された樹林地における維持管理の支援	・樹林地維持管理助成：477/650件	600	89	76	65	64	51	345
		600	89	76	65	64	51	345
4 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上	・法面の整備：15(整備)、1(施工中)/10か所	1,000	68	114	125	158	113	578
		1,000	68	68	125	158	113	533
5 間伐材の有効利用	・チップの貸出し：54回/推進	45	5	3	4	3	4	19
		40	4	2	3	2	3	14
事業③ 森を育む人材の育成		69	12	12	13	10	11	58
		69	12	12	13	10	11	58
6 森づくりを担う人材の育成	・研修の実施：64回/推進 ・ニュースレターの発行：19/推進	41	9	6	6	5	5	31
		41	9	6	6	5	5	31
7 森づくり活動団体への支援	・森づくり活動団体への支援：179/延べ100団体	28	3	6	7	5	7	27
		28	3	6	7	5	6	27
事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり		330	54	59	57	59	54	283
		130	17	21	18	20	17	93
8 森の楽しみづくり	・イベント等の実施：560/180回	100	14	17	16	17	14	78
		100	14	17	16	17	14	78
9 森に関する情報発信	・市民の森・ふれあいの樹林ガイドマップ作成：10/推進 ・ウェルカムセンター(5館)の運営：推進	230	40	42	41	42	40	205
		30	3	3	2	4	3	15
計画の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる (みどり税充当：12.8%)		3,985	928	820	937	539	1,275	4,498
		1,661	429	148	305	124	1,066	2,071
事業① 良好な農景観の保全		1,087	147	164	186	203	192	891
		560	75	83	78	82	77	364
10 水田の保全	・水田保全承認面積：117.5/125ha ・水源確保施設整備：9/10か所	343	49	36	58	67	60	269
		183	35	34	33	33	33	168
11 特定農業用施設保全契約の締結	・契約の締結：61件/制度運用	5	1	1	1	1	1	4
		0	0	0	0	0	0	0
12 農景観を良好に維持する活動の支援	・良好に維持されている農地の面積：660.8/680ha ・田園景観保全水路整備：7/5地区 ・共同利用設備の整備：19/25件	562	75	96	96	107	104	477
		200	17	17	15	21	18	88
13 多様な主体による農地の利用促進	・長期貸付開始農地：68.0/80ha	177	23	31	31	28	27	140
		177	23	31	30	28	26	138
事業② 農とふれあう場づくり		2,576	750	613	704	281	1,026	3,374
		1,101	354	65	227	41	989	1,677
14 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	・様々な市民ニーズに合わせた農園の開設：23.7/25.8ha	2,514	739	602	695	270	1,015	3,322
		1,101	354	65	227	41	989	1,677
15 市民が農を楽しむ支援する取組の推進	・農体験教室などの実施：442/500回 ・あぐりツアーの開催：20/20回 ・農のある地域づくり協定実施件数：4/4件 ・農体験講座の開催：25/25回	62	11	11	9	10	11	52
		0	0	0	0	0	0	0

事業・取組／取組内容	5か年実績／目標	事業費						
		計画額	執行額					
		5か年 事業費	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	累計
事業③ 身近に感じる地産地消の推進		257	28	36	34	39	38	176
		0	0	0	0	0	0	0
16 地産地消にふれる機会の拡大	・直売所等の支援：53/52件 ・青空市運営支援：20/25件 ・緑化用苗木の生産・配布：133,759/125,000本 ・情報発信・PR活動：推進	257	28	36	34	39	38	176
		0	0	0	0	0	0	0
事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開		65	3	7	13	16	19	58
		0	0	0	0	0	0	0
17 地産地消を広げる人材の育成	・はまふうどコンシェルジュの活動支援：110/100件 ・フォーラムの開催：5/5回	22	2	3	3	2	3	12
		0	0	0	0	0	0	0
18 市民や企業等との連携	・企業等との連携：51/50件 ・ビジネス創出支援：20/25件 ・学校給食での市内産農産物の利用促進：推進	43	1	4	11	14	16	46
		0	0	0	0	0	0	0
計画の柱3 市民が実感できる緑をつくる（みどり税充当：35.6%）		7,784	1,247	1,454	1,768	1,445	1,659	7,573
		4,639	654	809	1,038	796	1,020	4,317
事業① 民有地での緑の創出		306	31	28	25	28	29	141
		245	18	15	12	19	20	86
19 民有地における緑化の助成	・緑化の助成：26/65件	148	2	2	2	4	4	14
		123	0	1	0	4	2	7
20 建築物緑化保全契約の締結	・建築物緑化保全契約の締結：18件/制度運用	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0
21 名木古木の保存	・新規指定：110本/推進 ・維持管理の助成：299本/推進	109	19	14	11	14	17	76
		100	16	11	9	11	14	61
22 人生記念樹の配布	・人生記念樹の配布：36,965/40,000本	50	11	12	12	9	8	52
		22	3	4	4	4	4	18
事業② 公共施設・公有地での緑の創出		4,465	776	691	1,008	899	1,109	4,484
		1,919	283	491	367	342	559	2,042
23 公共施設・公有地での緑の創出・育成	・緑の創出：100/58か所 ・創出した緑の維持管理：388か件/推進	1,370	213	413	286	195	293	1,400
		150	0	213	52	0	78	343
24 公有地化によるシンボリックな緑の創出	・公有地化によるシンボリックな緑の創出：創出3・事業推進2/5か所	1,650	301	1	445	432	531	1,710
		324	21	1	38	70	196	326
25 いきいきとした街路樹づくり	・いきいきとした街路樹づくり：18区で推進	1,445	262	277	277	272	285	1,373
		1,445	262	277	277	272	285	1,373
事業③ 市民協働による緑のまちづくり		931	196	151	165	180	172	864
		931	196	151	165	180	172	864
26 地域緑のまちづくり	・地域緑化推進事業：47/46地区	931	196	151	165	180	172	864
		931	196	151	165	180	172	864
事業③ 子どもを育む空間での緑の創出		463	70	64	57	60	55	307
		75	10	9	11	4	3	37
27 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出	・緑の創出：189/100か所 ・芝生等の維持管理：推進	463	70	64	57	60	55	307
		75	10	9	11	4	3	37
事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出		1,620	173	519	513	279	294	1,777
		1,470	146	143	483	251	265	1,288
28 都心臨海部の緑花による賑わいづくり	・都心臨海部の緑花：24か所/推進 ・緑化の維持管理：37か所/推進	1,620	173	519	513	279	294	1,777
		1,470	146	143	483	251	265	1,288
効果的な広報の展開		80	16	17	16	15	14	78
		0	0	0	0	0	0	0
事業① 市民の理解を広げる広報の展開		80	16	17	16	15	14	78
		0	0	0	0	0	0	0
29 計画の周知や実績報告	・計画の周知や実績報告：推進	80	16	17	16	15	14	78
		0	0	0	0	0	0	0
事業費総計		48,488	8,689	9,376	9,712	8,531	8,671	44,978
		13,019	2,200	2,569	2,819	2,473	3,015	13,077

事業・取組／取組内容	4 年実績／目標	事業費						
		計画額	執行額					
		5 年 事業費	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	累計
計画の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む (みどり税充当：52.8%)		36,747	8,154	7,173	6,440	6,085	－	27,852
		7,181	2,285	1,639	1,500	1,730	－	7,154
事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り		32,682	7,460	6,339	5,683	5,363	－	24,845
		4,084	1,767	1,002	944	1,182	－	4,895
1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	・緑地保全制度による新規指定：144.8/300ha ・市による買取り：67.0/113ha (想定面積) ・保全した樹林地の整備：312か所/推進	32,682	7,460	6,339	5,683	5,363	－	24,845
		4,084	1,767	1,002	944	1,182	－	4,895
事業② 良好な森の育成		3,606	621	757	698	657	－	2,733
		2,843	482	602	534	520	－	2,138
2 森の多様な機能に着目した森づくりの推進	・保全管理計画の策定：14か所/推進 ・保全管理計画や森づくりガイドラインを活用した維持管理：786か所/推進	3,076	524	615	577	565	－	2,281
		2,313	386	460	414	427	－	1,687
3 指定した樹林地における維持管理の支援	・維持管理の助成：525/500件	530	97	142	120	93	－	452
		530	97	142	120	93	－	452
事業③ 森を育む人材の育成		130	21	27	14	15	－	77
		125	20	26	14	15	－	74
4 森づくりを担う人材の育成	・研修の実施：51回/推進 ・体験会の開催：34回/推進 ・広報誌等での森づくり活動に関する情報発信：16/20回	75	10	16	7	8	－	41
		75	10	16	7	8	－	41
5 森づくり活動団体への支援	・森づくり活動団体への支援：132/150団体 ・森づくり活動団体への専門家派遣：16/20回 ・チップターの貸出し：36か所/推進	55	11	11	7	7	－	36
		50	10	10	7	7	－	34
事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり		330	53	50	45	50	－	197
		130	15	10	8	14	－	47
6 森の楽しみづくり	・市内大学や関係団体などと連携したイベントや、区主催による地域の森でのイベントの実施：249/180回	100	12	7	6	11	－	36
		100	12	7	6	11	－	36
7 森に関する情報発信	・ウェルカムセンター周辺の緑を活用したイベント等：37/50回	230	40	43	39	39	－	161
		30	2	3	2	3	－	10
計画の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる (みどり税充当：9.4%)		4,076	563	415	598	343	－	1,918
		1,283	110	124	109	102	－	445
事業① 良好な農景観の保全		1,194	212	199	206	203	－	820
		454	73	68	68	59	－	268
8 水田の保全	・水田保全面積：111.9/125ha ・水源・水路の確保：10/10か所	490	94	80	94	97	－	364
		190	31	31	32	32	－	127
9 特定農業用施設保全契約の締結	・特定農業用施設保全契約の保全：109件/制度運用	10	2	1	2	2	－	7
		0	0	0	0	0	－	0
10 農景観を良好に維持する活動の支援	・集団農地維持：674.0/730ha ・農地縁辺部への植栽：66/55件 ・井戸の改修：10/5地区 ・土砂流出防止対策：13/15件 ・牧草等による環境対策：19.31/20ha ・たい肥化設備等の支援：8/25件	542	91	96	89	88	－	364
		111	16	15	15	11	－	57
11 多様な主体による農地の利用促進	・遊休農地の復元支援：1.82/1.5ha	153	26	22	21	16	－	85
		153	26	22	21	16	－	84
事業② 農とふれあう場づくり		2,513	303	164	340	82	－	888
		829	37	56	41	43	－	177
12 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	・様々な市民ニーズに合わせた農園の開設：17.50/22.80ha	2,453	295	150	321	54	－	820
		829	37	56	41	43	－	177
13 市民が農を楽しむ支援する取組の推進	・横浜ふるさと村、恵みの里等で農体験教室などの実施：321/450回 ・市民農業大学講座の開催：75/100回 ・農体験講座の開催：23/30回	61	8	14	19	28	－	69
		0	0	0	0	0	－	0

事業・取組／取組内容	4 年実績／目標	事業費						
		計画額	執行額					
		5 年 事業費	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	累計
事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進		293	42	47	43	49	-	181
		0	0	0	0	0	-	0
14 地産地消にふれる機会の拡大	・直売所・青空市等の支援：196/285件 ・緑化用苗木の配布：98,806/125,000本 ・情報発信・PR活動：情報誌などの発行：24/30回	293	42	47	43	49	-	181
		0	0	0	0	0	-	0
事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開		66	7	5	8	9	-	29
		0	0	0	0	0	-	0
15 地産地消を広げる人材の育成	・はまふうどコンシェルジュの活動支援等：123/150件 ・地産地消ネットワーク交流会の開催：4/5回	25	2	1	2	3	-	8
		0	0	0	0	0	-	0
16 市民や企業等との連携	・市民や企業等との連携：56/50件 ・ビジネス創出支援：14/16件 ・学校給食での市内産農畜産物の一斉供給：1,270校/推進 ・料理コンクールの開催：4/5回	42	5	4	6	6	-	21
		0	0	0	0	0	-	0
計画の柱3 市民が実感できる緑や花をつくる (みどり税充当：37.7%)		9,320	2,093	1,577	1,504	1,533	-	6,707
		5,128	1,057	917	860	942	-	3,776
事業① まちなかでの緑の創出・育成		5,481	1,132	703	660	688	-	3,182
		3,481	672	541	493	565	-	2,271
17 公共施設・公有地での緑の創出・育成	・緑の創出：34/36か所 ・緑の維持管理：204か所/推進	690	80	91	86	86	-	344
		0	0	0	0	0	-	0
18 街路樹による良好な景観の創出・育成	・並木の再生：9/10路線 ・空き樹の補植：4,358本/推進 ・良好な維持管理：68,676本/18区で推進	2,910	477	502	458	436	-	1,873
		2,910	477	502	458	436	-	1,873
19 シンボリックな緑の創出・育成	・公有地化によるシンボリックな緑の創出・管理：創出・管理 3・8か所/推進 ・公開性のある緑空間の創出支援：6か所/推進	1,789	559	91	97	147	-	894
		497	185	25	19	111	-	341
20 建築物緑化保全契約の締結	・建築物緑化保全契約の締結：59件/制度運用	5	2	1	1	0	-	4
		0	0	0	0	0	-	0
21 名木古木の保存	・新規指定：67本/推進 ・維持管理の助成：268本/推進	88	14	17	18	18	-	67
		74	10	14	16	17	-	57
		713	99	95	113	103	-	410
事業② 市民や企業と連携した緑のまちづくり		461	56	43	56	54	-	210
22 地域緑のまちづくり	・地域緑のまちづくり：20/30地区	446	54	40	53	49	-	197
		446	54	40	53	49	-	197
23 地域に根差した緑や花の楽しみづくり	・緑や花を身近に感じる各区の取組：18区で推進 ・地域の花いっぱいにつながる取組：推進	209	39	46	51	47	-	183
		0	0	0	0	0	-	0
24 人生記念樹	・人生記念樹の配布：27,022/40,000本	58	6	8	9	7	-	30
		15	2	3	3	5	-	13
事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成		414	62	59	48	48	-	217
		67	7	3	6	5	-	22
25 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成	・緑の創出：168/100か所 ・緑の維持管理：467/推進	414	62	59	48	48	-	217
		67	7	3	6	5	-	22
事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成		2,712	800	721	683	694	-	2,898
		1,119	322	329	306	317	-	1,274
26 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり	・都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり：58か所/推進	2,712	800	721	683	694	-	2,898
		1,119	322	329	306	317	-	1,274
効果的な広報の展開		80	14	11	17	14	-	57
		0	0	0	0	0	-	0
事業① 市民の理解を広げる広報の展開		80	14	11	17	14	-	57
		0	0	0	0	0	-	0
27 計画の周知や実績報告	・計画の周知や実績報告：推進	80	14	11	17	14	-	57
		0	0	0	0	0	-	0
事業費総計		50,214	10,824	9,176	8,558	7,975	-	36,534
		13,592	3,451	2,680	2,469	2,774	-	11,375

※2022 (令和4) 年度の事業費・みどり税充当額は決算見込み額

「これからの緑の取組[2024-2028]」（原案）取組・事業費一覧

別紙2

柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む（事業費302億円（73%）【注1】）

A 事業	B 取組	C 取組内容	D 5か年目標	E 現行計画との比較	F みどり税	G 取組の種別	H 5か年事業費	I		J		K		L うち市債	備考
								うちみどり税(想定)	うち一般財源	うち国費	うち				
	事業名	取組名	取組内容を補足説明	目標値	継続 or 新規 or 一部変更	充当 or 非充当	① 樹林地・農地の確実な担保 ② 身近な緑化の推進 ③ 維持管理の充実によるみどりの質の向上 ④ ボランティアなど市民参加の促進につながる事業 ⑤ ①～④以外(既存分など)								
① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り 事業費 252億円【注1】	(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	・ 緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の保全	● 緑地保全制度による新規指定: 180ha	継続	充当	①、③	25,166	3,706	2,193	5,979	13,289				
		・ 土地所有者の不測の事態等による土地の買取り	(市による買取りの想定面積: 100ha)												
		・ 保全した樹林地の整備	● 保全した樹林地の整備: 推進												
② 良好な森の育成 事業費 46億円【注1】	(1) 森の多様な機能に着目した森づくりの推進	・ 生物多様性の保全、快適性の確保、良好な景観形成、防災・減災など森が持つ多様な機能が発揮できるような、良好な森づくりの施策	● 森の維持管理: 推進	継続	充当	①、③	3,783	3,763	20	-	-				
		・ 目標とする森の将来像や管理方法を定めた「保全管理計画」の策定													
	(2) 指定した樹林地における維持管理の支援	・ 土地所有者の維持管理負担を軽減し、樹林地の安全性の向上などを図るため、維持管理費用の一部を助成	● 維持管理の助成: 750件	一部変更	充当	①、③	836	836	-	-	-				
③ 森に関わる多様な機会の創出 事業費 5億円【注1】	(1) 森づくりを担う人材の育成	・ 基本的な知識と安全確保を学ぶための研修や、活動のスキルアップのための研修を開催	● 森づくりを担う人材の育成: 50回	継続	充当	④(③)【注2】	78	78	-	-	-				
		・ ニュースレターやウェブサイトを活用し、森づくりに関する情報を発信	● 広報誌等での森づくり活動に関する情報発信: 20回												
	(2) 森づくり活動団体への支援	・ 森づくりに必要な道具の貸出し、活動に対する助成	● 森づくり活動団体への支援: 175団体	継続	充当	④(③)【注2】	42	37	5	-	-				
		・ 各区や市内大学等と連携した森に関わるきっかけとなるイベントの実施、自然体験や環境学習の機会の提供など	● 市内大学や関係団体などとの連携や区主催による地域の森でのイベントの実施: 180回 ● 学校と連携したきっかけづくり: 推進	継続	充当	④	315	85	-	-	-				
	(3) 森に関わるきっかけづくり	・ ウェルカムセンターの運営	● ウェルカムセンターでの森のマナーアップにつながるイベント等: 50回	継続	非充当	⑤	-	200	-	-	-				
		・ 市民の森・ふれあいの樹林のガイドマップ作成	● 市民の森の開園: 5か所	継続	充当	④	30	30	-	-	-				
(4) 森の多様な楽しみづくり	・ 保全した森を、「市民の森」として開園し、市民が自然に親しみ、憩える場として活用	● 市民の森の開園: 5か所	新規	充当	④	30	30	-	-	-					
		・ 地域における多様な森の利活用を新たに実施	● 地域における多様な森の利活用: 推進												

柱1 合計 30,250 8,564 2,418 5,979 13,289
 現行計画の5か年事業費: 36,747 7,181 3,821 8,995 16,750

【注1】事業費は見込み値であり、毎年度の予算は議会の議決をもって決定します。
 【注2】取組の種別の「()」は、主な取組の種別以外にも関連する取組の種別がある場合に記載しています。

柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる（事業費34億円（8%）【注1】）

A 事業	B 取組	C 取組内容	D 5か年目標	E 現行計画 との比較	F 現行計画 みどり税	G 取組の種別	H 5か年 事業費	I		J		K		備考
								うち みどり税(想定)	うち 一般財源	うち 国費	うち 市債			
		取組内容を補足説明 ※変更内容	目標値	継続 or 新規 or 一部変更	充当 or 非充当	① 樹林地・農地の確実な担保 ② 身近な緑化の推進 ③ 維持管理の充実によるみどりの質の向上 ④ ボランティアなど市民参加の促進につながる事業 ⑤ ①～④以外(既存分など)								
① 良好な農景観の保全	(1) 水田の保全	・ 水田の継続的な保全の支援(水稲の作付を10年間継続することを条件に奨励金を交付、維持管理支援)	● 水田保全面積:115ha	一部変更	充当	①	536	236	-	-	-	-		
		・ 良好な水田景観保全のための水源・水路の整備	● 水源・水路の整備:25件		非充当	⑤								
	(2) 特定農業用施設保全契約の締結	・ 農地と農業用施設を10年間適正に管理することを条件に、農家の住宅敷地等にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税を10年間軽減	● 制度運用	継続	非充当	⑤	10	-	10	-	-	-	-	
		(3) 農景観を良好に維持する活動の支援	・ まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援(水路等での清掃活動、農地縁辺部への植栽、水源確保のための井戸の改修、土砂流出防止)	・ 集団農地維持活動団体60団体 ・ 農地縁辺部への植栽75件 ・ 農景観保全整備40件	継続	非充当	⑤	467	63	-	370	-	-	-
・ まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援(不法投棄対策)	・ 環境配慮支援25件			非充当	⑤									
・ 周辺環境に配慮した活動への支援(牧草等の栽培、せん定枝などのたい肥化設備)	・ 牧草等による環境対策20ha			充当	③									
事業費 11億円【注1】	(4) 多様な主体による農地の利用促進	・ 意欲ある農家や新規参入希望者などへ農地を貸し付けられるよう遊休化した農地の復元を支援	● 遊休農地の復元支援:3.0ha	継続	充当	①	88	88	-	-	-	-	-	
② 農とふれあう場づくり	(1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	● 収穫体験農園の開設支援	● 様々なニーズに合わせた農園の開設:19.5ha	継続	充当	④	1,835	361	-	-	-	-	-	
		● 市民農園の開設支援(栽培収穫体験ファーム、環境学習農園、認定市民菜園)		継続	非充当	⑤								
		● 農園付公園の整備			充当	①(④)【注2】								
	(2) 市民が農を楽しむ支援する取組の推進	● 横浜ふるさと村・恵みの里等における農を楽しむ取組の推進	● 横浜ふるさと村、恵みの里で農体験教室などの実施:450回 ● コーディネーター派遣:50件	継続	非充当	⑤	179	-	179	-	-	-	-	-
● 農体験の場の提供と援農の推進		● 市民農業大学講座の開催:175回 ● 家族で学ぶ農体験講座の開催:30回												
③ 身近に農を感じる地産地消の推進	(1) 地産地消にふれる機会の拡大	● 直売所等の整備・運営支援	● 直売所・青空市等の支援:285件	継続	非充当	⑤	238	-	238	-	-	-	-	
		● 市民が市内産産物や草花に親しめる機会の創出(市民への配布や公共施設等への植栽に活用)	● 緑化用苗木の配布:125,000本 市内産花苗の公共施設等での活用:10件											
		● 情報発信・PR活動の推進(情報誌やパンフレットの制作・発行等)	● 情報発信・PR活動:情報誌などの発行35回											
事業費 2億円【注1】														

A 事業	B 取組	C 取組内容	D 5か年目標	E 現行計画 との比較	F 現行計画 みどり税	G 取組の種別	H 5か年 事業費	I うち みどり税(想定)		J うち 一般財源		K うち 国費		L うち 市債		備考	
事業名	取組名	取組内容を補足説明 ※変更内容	目標値	継続 or 新規 or 一部変更	充当 or 非充当	① 樹林地・農地の確実な担保 ② 身近な緑化の推進 ③ 維持管理の充実によるみどりの質の向上 ④ ボランティアなど市民参加の促進につながる事業 ⑤ ①～④以外(既存分など)											
④ 市民や企業と連携した地産地消の展開 事業費 0.7億円【注1】	(1) 地産地消を広げる人材の育成・支援	● はまふうどコンシェルジュ(横浜の「食」と「農」をつなぎ地産地消を広める取組を自主的に行っている市民)の育成・支援	● はまふうどコンシェルジュ育成講座の開催:5回 ● はまふうどコンシェルジュ・よこはま地産地消サポート店の活動支援:150件	継続	非充当	⑤	27	-	27	-	-	-	-	-	-		
		● 地産地消活動の情報交換の場づくり(地産地消に取り組む市民・企業等をつなげる交流会等の開催)	● 地産地消フォーラムの開催:5回														
	(2) 市民や企業等との連携	● 市民や企業等との連携の推進(生産者と企業等とのマッチングなど)	● 市民や企業等との連携:75件	継続	非充当	⑤	43	-	43	-	-	-	-	-	-	-	
		● 地産地消ビジネス創出の推進(ビジネスプランを策定するための講座を開催、認定されたプランの支援)	● ビジネス創出支援:20件														
		● 学校給食での市内産農産物の利用促進(学校給食での市内産農産物の一斉供給、小学生を対象とした料理コンクールの開催)	● 学校給食での市内産農産物の一斉供給:推進 ● 料理コンクールの開催:5回														
柱2 合計							3,422	1,040	1,224	0	1,158						
現行計画の5か年事業費:							4,067	1,283	1,236	0	1,548						

【注1】事業費は見込み値であり、毎年度の予算は議会の議決をもって決定します。
【注2】取組の種別の「()」は、主な取組の種別以外にも関連する取組の種別がある場合に記載しています。

柱3 市民が実感できる緑や花をつくる（事業費77億円（19%）【注1】）

A 事業	B 取組	C 取組内容	D 5か年目標	E 現行計画 との比較	F 現行計画 みどり税	G 取組の種別	H 5か年 事業費	I うち みどり税(想定)		J うち 一般財源		K うち 国費		備考
① まちなかでの緑の創出・育成 事業費 33億円【注1】	(1) シンボリックな緑の創出・育成	・ 各区の主要な公共施設・公有地について、緑を充実させる取組を推進 ・ 公有地化によるシンボリックな緑の創出・育成(多くの市民の目にふれる場所で、土地利用転換などの機会をとらえて用地を確保し、緑や花のシンボリックな空間として整備し、良好に育成)	● 緑の創出:5か所 ● 緑の維持管理:推進	継続 or 新規 or 一部変更	非 充 当	⑤ ②(①、③)【注2】	835	-	100	-	-	-	-	
				継続	充 当			97	-	50	588			
	(2) 街路樹による良好な景観づくり	● 街路樹の良好な維持管理 ● 街路樹の再生(老木化した桜並木などの地域で愛されている並木の再生、空いている植栽樹への補植)	● 18区で推進	一部変更	充 当	③	2,300	2,300	-	-	-	-		
	(3) 公開性のある緑空間の創出支援	● 公開性のある緑空間の創出支援(多くの人が訪れる場所における、公開性のある緑化などを行う市民・事業者に対し、その費用の一部を助成)	● 公開性のある緑空間の創出支援:推進	継続	充 当	②(③)【注2】	110	90	20	-	-	-		
	(4) 建築物緑化保全契約の締結	・ 条例等に定める基準以上の緑化を行い、保全することに対し、建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税を軽減	● 制度運用	継続	非 充 当	⑤	4	-	4	-	-	-		
(5) 名木古木の保存	・ 地域住民に古くから親しまれている樹木を保存すべき樹木として指定し、維持管理費用の一部を助成	● 推進	継続	充 当	③	93	80	13	-	-	-			
② 緑や花があふれる地域づくり 事業費 12億円【注1】	(1) 地域緑のまちづくり	・ 計画づくり、花や木の植栽、維持管理など、地域での緑化整備や維持管理活動の支援	● 35地区	一部変更	充 当	②(③、④)【注2】	504	504	-	-	-	-		
	(2) 地域に根差した緑や花の楽しみづくり	・ 緑や花に親しむ市民の盛り上がりを醸成する、地域に根差した各区での取組等を推進	● 緑や花を身近に感じる各区の取組:18区で推進	継続	非 充 当	⑤	620	-	620	-	-	-		
	(3) 人生記念樹の配布	・ 人生の節目の記念に、希望した市民に、苗木を無料で配布	● 40,000本配布	継続	充 当	②	100	57	43	-	-	-		
③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成 事業費 4億円【注1】	(1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成	・ 園庭・校庭の芝生化や生き物とふれあい学べるビオトープの整備、花壇づくり、屋上や壁面の緑化など、多様な緑を創出する取組を推進 ・ 創出した緑を良好に維持するとともに、芝生やビオトープに関する技術支援を実施	● 緑の創出:100か所 ● 緑の維持管理:推進	継続	充 当	②(③)【注2】	445	75	370	-	-	-		
④ 緑や花による魅力あふれる街づくり 事業費 27億円【注1】	(1) 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり	・ 多くの市民が訪れる場所で、地域や施設の特性に合わせた季節感ある緑花による場づくりを集中的に展開 ・ いつ訪れても緑や花で彩られた魅力ある街を目指し、創出した質の高い緑花を良好に育成	● 緑花による魅力づくり:推進	継続	充 当	②、③	2,712	1,380	1,332	-	-	-		
柱3 合計							7,722	4,582	2,502	50	588			
現行計画の5か年事業費:							9,320	5,128	2,921	130	1,142			

【注1】事業費は見込み値であり、毎年度の予算は議会の議決をもって決定します。
【注2】取組の種別の「()」は、主な取組の種別以外にも関連する取組の種別がある場合に記載しています。

◆効果的な広報の展開（事業費0.8億円【注1】）

A 事業	B 取組	C 取組内容	D 5か年目標	E 現行計画 との比較	F 現行計画 みどり税	G 取組の種別	H 5か年 事業費	I	J	K	K	備考
								うち みどり税(想定)	うち 一般財源	うち 国債	うち 市債	
事業名	取組名	取組内容を補足説明 ※変更内容	目標値	継続 or 新規 or 一部変更	充 当 or 非 充 当	① 樹林地・農地の確実な担保 ② 身近な緑化の推進 ③ 維持管理の充実によるみどりの質の向上 ④ ボランティアなど市民参加の促進につながる事業 ⑤ ①～④以外(既存分など)						
① 市民の理解を広げる広報の展開 事業費 0.8億円【注1】	—	・ 取組の内容や実績について、より多くの市民・事業者理解されるとともに、緑を楽しみ、緑に関わる活動に参加していただけるよう、広報媒体の特性を生かし、効果的な情報発信を推進	● なし	継続	非充当	⑤	80	-	80	-	-	-
効果的な広報の展開							80	-	80	-	-	-
現行計画の5か年事業費:							80		80			

【注1】事業費は見込み値であり、毎年度の予算は議会の議決をもって決定します。

【注2】取組の種別の「()」は、主な取組の種別以外にも関連する取組の種別がある場合に記載しています。

(単位:百万円)

	H 5か年 事業費	I うち みどり税(想定)	J うち 一般財源	K うち 国債	K うち 市債
柱1 合計	30,250	8,564	2,418	5,979	13,289
柱2 合計	3,422	1,040	1,224	0	1,158
柱3 合計	7,722	4,582	2,502	50	588
効果的な広報の展開	80	-	80	-	-
合計	41,474	14,187	6,223	6,029	15,035
現行計画の5か年事業費:	50,214	13,592	8,057	9,125	19,440